

平成26年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成26年9月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年9月11日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年9月11日	17時32分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員		8番	大山勝代		10番	品川義則
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		こども課長	内山十郎	
	副町長	松田一也		健康福祉課長	熊本弘樹	
	教育長	大串和人		農林環境課長	松雪靖弘	
	総務課長	酒井英良		まちづくり推進課長	天本正弘	
	企画政策課長	木村司		会計管理者	天本政人	
	財政課長	城本好昭		教育学習課長	原博文	
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 品川 義 則 佐賀の課題について町長の所見を問う
- (1) 玄海原発再稼働について
 - (2) 佐賀空港へのティルトローター機（オスプレイ）等の配備計画について
 - (3) 基山町の情報管理体制について
 - (4) 都市計画見直しについて
2. 木村 照 夫
- (1) ふるさと納税の取り組みは
 - (2) 新規就農を目指す若者に対する支援策はあるのか
- 日程第2 第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 第31号議案 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定について
- 日程第7 第32号議案 基山町課設置条例の一部改正について
- 日程第8 第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 第34号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 第35号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第11	第36号議案	基山町条例を廃止する条例の一部改正について
日程第12	第37号議案	電子黒板の取得について
日程第13	第38号議案	平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）
日程第14	第39号議案	平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	第40号議案	平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16	第41号議案	平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第17	第42号議案	平成25年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	第43号議案	平成25年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	第44号議案	平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	第45号議案	平成25年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	報告第6号	平成25年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
日程第22	報告第7号	基山町一般会計継続費精算報告について
日程第23	報告第8号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について
日程第24		委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

これより品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

10番議員の品川でございます。通告をいたしております4項目について質問させていただきます。

本日の新聞にも載っておりましたけれども、鹿児島県の川内原発の審査が原子力委員会によると一段階進んだということでありまして、伊藤鹿児島県知事によりますと、10月には説明会を始めると、そういうふうに着々と再稼働に向けての動きが明確になってきていると思っております。また、同じ新聞の記事によりますと、次は佐賀県の玄海原発というような話題も載っておりますので、それに関連して町長の御意見をお伺いしたく、1問目を行います。

まず、佐賀県の重要な課題について、小森町長の所見をお伺いいたします。

1番目、玄海原発再稼働についてであります。鹿児島県の川内原発再稼働の論議がなされていますが、鹿児島の後には佐賀県の玄海原発の再稼働ではないかと言われております。この原発再稼働は基山町にとっても重要な課題であります。基山町はどのような対応と対策をとるのか、お尋ねをいたします。

小森町長の原発再稼働に対する基本的な考え方はどのようなものでしょうか、お尋ねをいたします。

佐賀県に対し、意見を述べるなどの独自の対応はとらないのでしょうか。

事故発生時における佐賀県の避難計画に変更はございませんか。

基山町民に対する避難などの計画はあるのでしょうか。

質問事項の2、佐賀空港へのティルト・ローター機、通称オスプレイでありますけれども、配備計画について質問をいたします。7月22日に武田防衛副大臣の佐賀県訪問によってこの話は始まりました。佐賀空港への自衛隊機配備計画は県と地元関係者にとって大きな問題と

なっておりますが、佐賀県民として、自治体の首長として、現時点でのお考えをお尋ねいたします。

この問題を県、地元自治体だけの協議、対応でいいと思っていらっしゃいますでしょうか。基山町としての考え、意見を述べることはないのでしょうか。

質問事項の3、基山町の情報管理体制について質問をいたします。

町のホームページの掲載期間などの情報公開基準はございますでしょうか。

担当職員不在時の事務などの処理はどのようになされていますでしょうか。

教育委員会会議議事録の公開はされておられませんけれども、今後も行わないのでしょうか。

質問事項の4、都市計画の見直しについてお尋ねをいたします。

今回の都市計画見直しは長野地区だけの見直しでしょうか。建ぺい率等の見直しに関して助成金などの新規政策はあるのでしょうか、また検討はされていますでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。それでは、品川義則議員の御質問にお答え申し上げます。

佐賀の課題について町長の所見を問うということでございます。1項目目が玄海原発再稼働について、(1)佐賀県玄海原発の再稼働も重要な課題であるし、基山町にとってどんな対応、対策をとるのかということ、アの原発再稼働に対する基本的な考えはというお尋ねでございます。私はこれまで何度もマスコミの取材やアンケート調査等でお答えをしておりますのは、原子力は有効なエネルギー資源である、これには間違いございません。しかし、危険性もあわせ持っておるということでございます。そして、現在のところ、核廃棄物処分方法が確立、確定していないということ、これが非常に問題だと思います。したがって、これからはできるだけ太陽光、風力などの自然エネルギー、あるいはバイオマス等のクリーンなエネルギー、そういうものにシフトしていったほうがよいということです。ただし、今ある核原発施設をすぐになくすというのは余りにも経済とかいろんな面でリスクが多く、その安全性を十分チェックし、確認した上での再稼働はあるべきだと言ってきております。

それから、今の佐賀県に対して意見を述べるなどの独自の対応はとらないのかということでございますが、私が個人的に、あるいは基山町として独自の対応をとるということは考え

ておりません。

ウの事故発生時における佐賀県の避難計画に変更はないのかということでございます。佐賀県では、東日本大震災による原子力発電所の事故後において、佐賀県地域防災計画の中でU P Z 30キロ圏内の玄海町、唐津市及び伊万里市については原子力災害避難計画を策定することとされており、2市1町において策定をされております。

それから、エの基山町民に対する避難などの計画はあるのかということですが、佐賀県地域防災計画の中でU P Z 30キロメートル圏内においては原子力災害避難計画を策定することとされていますので、佐賀県内で50キロ圏内の市町で策定されているところはありません。基山町においては原子力発電所から63キロ程度となっており、原子力災害避難計画は特に策定はいたしておりません。

2項目め、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画についてということですが、

(1)でございます。佐賀県民として私の現時点での考えはということですが、

アとして、この問題を県、地元自治体だけの協議、対応でいいと考えるのかということ、イの基山町としての考え、意見を述べることはないのかというお尋ね、これは一緒にお答えいたしますけれども、もちろんそれでいいとは考えません。つまり無関心であってはならないと、無関心ではおれませんというのが本当かもわかりません。やはり世界平和、あるいは軍拡、その中での日本の防衛、そしてまた、沖縄基地負担軽減などいろいろと大所高所から考えなければならないと思います。また、佐賀の経済活性化になるかもしれませんが、反面、安全性、騒音、漁業への影響やバルーン大会開催がどうなるのかとか、地元としての心配もあるようでございます。そして、何よりも今のところ全体像など将来的に不透明な部分が多く、したがって、知事あるいは市長、関係者も苦慮してあるところでございます。そこで、私が基山町として軽々にここでコメントするという事は差し控えさせていただきたいと思っておりますし、県にいろいろ現時点で言っていくと、意見を述べるというようなことも考えておりません。

3項目めの基山町の情報管理体制についてでございます。

(1)町のホームページ掲載期間等の情報公開基準はあるかというお尋ねです。町のホームページへの掲載基準は特に定めてはおりません。

(2)の担当職員不在時の事務等の処理はどうなっておるかということですが、職員の業務につきましても、不在の場合、どちらか対応できるように主、従の担当を決めて業務を行って

おります。専門的な事案で担当者しかわからない場合や、担当者が出張等により不在にし、回答できない場合は、後日回答させていただいております。

それから、(3)は教育委員会でお答えをいたします。

4項目め、都市計画見直しについてでございます。

(1)計画見直しは長野地区だけの見直しを行うのかということでございますが、都市計画区域区分見直しについては、産業用地として区分拡大を検討している長野地区の市街化区域編入を県に強く要望しておるところでございます。

(2)の建ぺい率等の見直しに関して、助成金などの新規政策はあるのか、検討しているのかということでございますが、建ぺい率、容積率の緩和につきましては、8月22日の都市計画審議会では第一種低層住居専用地域の緩和を検討していると説明を行い、御理解をいただきましたので、年度内変更に向けて作業を進めております。なお、建ぺい率、容積率の緩和に伴う新規助成金等の施策は現在のところ検討はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

品川議員の3項目めの御質問、基山町の情報管理体制についてということで、3番目の教育委員会の議事録の公開についてのことについてお答えいたします。

現在、教育委員会で審議していただいた議案等につきましては、本年4月分からその結果をホームページで公表しており、簡潔に議決の結果を掲載しているところでございます。会議の議事録につきましても、同じように要点のみ記録しておりますが、情報公開により公開対象としております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

原発に対する考え方は私も同意見である部分ではあるんですけども、やはり今言われております太陽光、また自然エネルギーというもので経済がきちんと回っていけばですね、安定したものが生まれてくればということになるんでしょうけど、また蓄電とか、そういう部

分について非常に研究が遅く、実質のところ、火力による発電に頼っているというところなんですけれども、現状としては、火力発電が大体今までが50か60%のシェアを占めていたんですけれども、90%を超えるというような状況で、火力発電所自体も相当老朽化していると。そのためにまた資源の石油関係の高騰により毎年とか毎月電気料が上がっていくというような状況になって、本当に経済が成り立っていくかということもですね、原発が危ないという、原発の安全神話が崩れたということでもありますし、福島事故でああいうすさまじい状況になっているということは考えなきゃいけないんですけれども、やはりそのところは今回の原子力委員会による審議が終わったように安全宣言をしていただいて、それをもとに万全の体制をとっていくということで、この再稼働については私も大いに賛成するところではありますけれども、次の町長が独自に対応はとらないということでもありますけれども、私としてはその辺が非常に不安に思っております。基山町も決して関係がないというわけではないと思う、それは一緒だと思いますけれども、やはりその捉え方として、万が一、玄海原発で事故があった場合には、63キロ離れていると考えるのか、それしか離れていないというふうに捉えるかだと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

福島かれこれから見まして、60キロ、70キロ離れておれば、そこまでは直接的な被害は及ばないのかなというふうには思いますけれども、しかし、そうばかりも言っておられない。心配なのはむしろ灰が飛んできたりとか、そういうふうなことも当然起こらないとも限らないということですので、その辺のところの対策、あるいはむしろ今のところ避難を受け入れてくれと、受け入れるというような立場を言われておるようなんですけれども、やはり町民自体の避難といいますか、防御、この辺もやっぱり考えなきゃいけないとは思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

避難計画というのはどこかに移動するのではなくて、その準備段階とかですね。ヨウ素

剤をするとかいう話であると思うんですけども、基山町というのは非常に地形的にPM 2.5だとか大気汚染とかいうことでたまりやすい地形だということは町長もよく知られているところでありましてけれども、万が一そういった事故が起きれば、例えば、風速1メートルだと、1時間で3.6キロものは進んでまいります。ということだと、例えば、風速3メートルであれば6時間で基山町に届くという状況であるわけです。そういう状況であることは想定外というお話をする場合には考えてはいけないということであると思うので、そういった計画を立てる、検討するということは、町民に対しての安心・安全を守るという立場であれば必ず行わなければいけない検討だと思うんですけども、そのところは、この私の意見に対してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

議員おっしゃるとおりだというふうに思います。それはもう風向き、それから風の強さ、その辺のところにもいろいろ関係はしてくるでしょうけれども、やはり最悪の事態を考えて、それに対する対処の仕方というか、事前にそれを考えておかなきゃいけないということは確かにそうだと思います。ただ、63キロというような、それに乗っかって、現在のところ、そこまでの備えは考えていないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

新聞等によりますと、唐津市の方を基山町は受け入れるということになっておりますけれども、避難経路が県内を通るよりも福岡を經由して通った方がいいというものもあるんですけども、基山に避難される方はどういった行動、経路で基山町に来られるのか。それから、万が一避難された場合に、基山町の人口が一気に1割から2割ふえるわけですよ。その辺の対応も検討は計画の中に入っているのか。ただ避難して宿泊をしていただくだけが計画なのか、避難された後の1カ月、2カ月の生活をどうやって、通常よりも人口がふえるということはこの近隣が全て人口がふえるわけですよ、基山町だけではないと思うので。その辺のところを検討されているのか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

先ほど町長が申されましたように、この避難計画については3市1町で計画をされておりますけれども、そのうちの唐津の浜玉と七山、この大体3,000人弱の方が避難をされます。今、避難計画を策定されております期間ですけれども、一応2週間程度避難するというところで避難計画が策定されております。避難所の運営につきましては、避難もとですね、当然唐津市のほうの職員なり、そういう避難関係の人員によりまして避難所を運営していく。ただ、避難当初につきましては、基山町に来て何もわからないわけですから、基山町の職員が避難当初については支援なり連携をして避難をしていくというような形になろうかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その場合の基山町民に対する行動ですね、予定とか、何かをしていただくとか、そういうことは全く我々は何もしなくていいんですか。役場の職員の方だけはそういった初期に対応する、1週間から2週間対応すると。その2週間も、それ以後は何もないんですか。ですから、唐津ですと10キロ圏内となると、事故の状況によっては長期化することは目に見えている。実際にやっているわけ。福島でもそうですよね。だから、国際的な機関で30キロとか言われているのは想定であって、本当に最大限のことを想定していかないと、長期化する、拡大する、ましてや基山町の町民が避難をすると。じゃ、避難先はどこなんだという話になってしまう。九州全体が避難しなきゃという話も大げさではないと思うんですよね。だから、計画だけはきちっと研究をしておかないとですよ。今起きているかもしれない状況であっても、この話をするときは何回も何回も言うんですけれども、ぜひその辺の検討をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

30キロ圏外の避難につきましては、避難計画をつくったほうがいいということですが、じゃ、それをどの範囲までつくるのか、そして、その受け入れ先はどこにするのかとか、そういういろんな問題がございます。例えば、100キロまでするのかというと、じゃ、100キ

ロ以内に住む住民をどこに避難させるのかというのが問題になってきますので、福岡市を入れてそれが何百万人とかの数字になってくれば、それがすぐに計画が対応できるのかというのはちょっと難しいことにはなってくると思います。ただ、放射性プルーム等によりホットスポットと言われますけど、そういうことになれば、基山町としても防災計画の中で屋内待避とか、放射線の線量にはよるかと思いますが、屋内待避、それから町外から避難する場合は県とか国とか、そういうものと連携しながらやっていかないと、避難自体はできないんじゃないかというふうに考えています。それから、2週間ということですので、そういう原発で事故が起こって2週間内には福島原発というのがありましたので、それを踏まえて仮設住宅とか、国のほうでは早急な対応がとられるということで2週間というような期間になっているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひこういった話を検討していただきたいのが私の要望なんです。町民の不安を取り除くために基山町がしなければいけないことが単独ではできないとなれば、また近隣まで含めてという話になれば、やはり県にこの協議を持っていかないとですね。県でできなければ国がこの対応をするというふうにしないと基山町民の不安感というのは消えていかないと思うんですよ。ぜひそういった対応を検討、協議をしていただいて、県もそれは県民の安全を守るのが第一義ですから、同じ立場で同じような協議をしていただきますようによろしく願いいたします。

次に移ります。オスプレイの話です。

佐賀空港にという話ですけれども、佐賀空港をグーグルで見えますと、3キロ以内、4キロ以内、建物も何もないと、住民が住んでいないと。長崎の自衛隊基地にも非常に近い、また、日出生台演習場にも九州で考えると非常に近いと。沖縄との中心であると。非常に政府の考え方をとれば論理的な選択かなということもあります。そのときに基山としてどういう対応をとるべきかということですが、軽々にコメントすることはとされておりまして、佐賀空港建設時から、また今回、国際線ということで中国のLCCですか、誘致されていますけれども、相当金額の県費が使われたわけですね。今回の14億円、今度、国際線のターミナルをつくるので9億円。23億円この事業に要るわけですね。小さい言い方

をすれば、基山の税金もここに行っているわけですね。空港をつくる当初のときには、東部地区の方の利用は想定していないという計算のもとにされているんですね、利用状況に対して。やはりその辺のところですね、自衛隊が使っていただくと、それによってまたいろんな交付金とかいろんなお金が入ってくるという本当にいやらしい話になると思うんですけども、逆に言うと、基山町だからそういう発言とか、基山町独自の考え方、基山町は佐賀空港に自衛隊が来るということに対しての考え方はやっぱりそのときそのときに発していかないと、遠いからとか、端っこだからとか、地元だからという、基山も地元ですね、佐賀の地元、大きく考えれば。ですから、基山町として用事があるときに県に言ったりとかお願いごとがあるとかいうのではなくて、基山町は基山町として生き残っていくというならば、独自の発想、基山町独自の、本当の基山町、地元の考え方を県に述べるべきではないですか。事故があった場合と言われますけど、基山町で事故が起きる可能性だってあるわけですね。何かしらあろうと思うんです。そこに自衛隊が来て、それによって県の県費が少しでも減っていくとか、いろんなことに使っていかれて経済効果が回ると言われるならば、それを基山町としてどう捉えていくのかというのをやっぱり発信すべきだと思うんですけども、これは町長いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに基山町も無関係じゃない、さっきも言いましたように無関心であってはならないということだというふうに、基本的にはそう考えます。税金どうこうという話じゃなくても、やっぱり安全性なりなんなりというようなこと、これは十分考えておかなきゃいけないと。ただ単に事故がどうのこうのじゃなくて、やはり一つの攻撃目標といいますか、有事のときの、そういう危険性さえもないとはいえないということかなというふうに思います。そういうことをいろいろと考えなきゃいかん部分はありますけれども、先ほど言いますように、今それを基山町としてはこうですよというような、危険だからというような、そういうことを今言う場もないし、言っていくものじゃないんじゃないかというふうに思っております。やはりそれを言うなら筋道といいますか、町村会でというようなこともありましょし、市町村でというような、そういうふうなことも踏まえて、言うなら言うというような、そういう方向じゃないのかなというふうには思っております。町村会、会合ありますので、その辺を

みんなどう思われておるのか、私も問うてみたいなというふうには思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これに対する対応ですけれども、佐賀県の原因ですと、国の判断を待つという立場ですよ。それに関しては地元関係者の判断を待つと。地元は地元で県が先に判断をしろという話ですよ。古川知事の考えですと、どうしても原発は国が決めてくれ、このオスプレイの自衛隊に関しては地元が、佐賀市、または漁業関係者が決めてくれと、それに沿っていくと。町長が町村会とかいろんな場面でと言われましたけれども、そのときには既に方向性が決まっているんじゃないかと思うんですよ。県が各20市町に聞く場合には。地元がこうだからというある程度の判断ができれば聞けると思いますし、また、何もないところで発言してもと言われますけれども、何もないから発言すべきだと思うんですよ。人によって判断は違うでしょうけれども、武雄の市長があれだけ情報を発信して、いい悪いの判断はいろいろあると思います。ただ、今、武雄は今元気がありますし、いろんな政策を受けています。注目されている。図書館もああやっていろんな新しい形でつくられていると。あそこまでとは言いませんけれども、基山は先ほども言いましたけど、単独で生き残っていくための方策をいろんな場面で訴えていかないと、県に対しても基山町は何も言ってこないというのが、どこかで私、聞いたんですよ。用事があるとお見えになるけれども、それは事前に交渉もお見えにならないし、一番悪いのは図書館だと、なぜ補助金をもらわないんだという話が、我々は納得をしていますけど、町民の方まで伝わっていないし、やっぱりそういう声が出てくるというのもあるんです。逐次ずっと説明をしております。最終的にはこうなりますからという予想のもとに話をしていますけれども、納得はされていないですね。通常が今まではいろんな補助金もらったり、いろんな手当を使っている建設をやっているわけですから。であるならば、通常的にこういった形が基山の声に通っていくんだ、要望が通っていくんだ、また自治体としてどういう発信をしなければいけないということを考えていかないと、横並びでは基山町の独自性はなくなりますし、1番とは言いませんけれども、2番、3番には立っていただいて、独自の声なり、それを主導するなりの立場をとったって、2万そこそこの町でありますけれども、それぐらいの気概を持っていいかと思うんで、ぜひお願いをしたいなと思いますし、でなければ、ちょっと話は飛んでしまいますけれども、基肆城に関しても

やはり県がなければだめでしょうし、県がだめなら国という場合に、県と一緒にしてもらうためには、やはり県といろんな協議をして手をつなげるような状態に持っていかないと、今までのお話聞いてずっとやっていると、けんもほろろですよ、佐賀県の対応というのは。名護屋城、今回だってでっかいのが持っていかれましたけれども、町長はああいうふうにかあってこうというふうに、何も無いけど酒の中でそうなったと言われますけれども、基肄城にしたって別に不思議ではないわけですよ。その段取りとか仕組みとか、いろんなものを使って訴えていって、どうかすれば議員そろってみんなで1週間丸々行って、向こうから、迷惑だから、じゃ、やりましょうかと言うたっていいと思うんですよ。そういうやり方で補助金をもらってきたって、基肄城が立派になって整備されて基山の誇りとさらになればいいと思うんですけども。そういうやり方をしたって町民がという話はそんなに批判ばかりではないと思うし、応援していただける部分もあるんで、その意気込みは出てくると思うんですよ。その出発点となるかと思うので、ぜひ町長には再度お伺いいたしますけれども、ぜひ基山の声、原発に関してもこのオスプレイに関しても、町長、ちょうど町長懇談会が行われる予定になっておりますけれども、その中でお話というわけにはいきませんでしょうけれども、必ず一つ二つ声が上がった場合の声を県に届けるということもできると思うので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと話はそのほかに飛んだりもいたしました。補助金の問題ですけども、これは県、国との交渉というか、その辺のところ、そして、町としてどうあるべきか、どうしたら有利かというような、その辺のところの判断でございましたので、これを本当に町民の一人一人に、皆さんにわかっていただくというようなわけにはなかなかいかないと、そのところはひとつ議員さん方にも十分説明をというか、理解を深めていただかなきゃいかんということで、その辺のところから進めていただきたいと思いますし、それから基肄城に関しましても本当に、これはきのうですか、どこかで言いましたけれども、名護屋城にしても、県があれだけの財源があるわけじゃないというようなことはある方からはっきり私も聞きました。やっぱり国だというようなこと。それで、私のほうも国に働きかけといいますか、コンタクトをとって、いろいろ私もやっておるつもりでございます。基肄城、なかなかこれは難しい

問題だということ、これも御理解いただかなきゃいかんかなというふうに思います。努力が足りないと言われればそれまでですけれども。

それと、さっき武雄というのもお名前が出されましたので、武雄の市長は非常にいろいろ積極的に、それと歯にきぬ着せぬような発言もなさいます。私も新聞は見ました。そこには沖縄の負担軽減というような、それに関しては各地区も地域も負担軽減をしなければいけないだろうというような、そして、しかもそれも安全、あるいは騒音などクリアすればというようなことで結んであったように思います。そういうことでございますので、それはそういうことも含めて、私もさっき申し上げましたように、いろんなことを考えながらやっていくべきだということは思っております。ただ、本当に今、県議会、あるいは佐賀の市議会もきのうも熊本のほうに勉強に行かれたようでございます。そういうことで、本当に必死になって県のため、あるいは佐賀のためというようなことでなさっておられますので、そこに今我々がそういう知識もなしに——知識もないというか、報道等ではもちろん見聞きしますけれども、そういうことで、いや、こうあるべきだ、これはいかんというような、ぜひこうしなさいというようなことはちょっといかがかなということで先ほどのお答えをしたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

再度の情報発信をきちっと、基山町の態度とかいうものをあらわせるような御準備だけでもしていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、次に行きます。

ホームページに関してですけれども、掲載基準を特に定めておりませんということで、今回の一般質問でも条例も規則もないという話だったんですけど、確認ですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

掲載の基準というのは特に定めておりませんので、実を言いますと、期間を定めるほど今のところサーバーが圧迫しているということにはございませんので、恐らく新着情報について

はサーバーを更新していったときからの情報が全て載っているものと思っております。ただ、前、神前議員もおっしゃいましたように、ある程度の基準は必要かと思っておりますので、それはいろんな定め方がありますが、マニュアルという考え方でもよろしいと思いますので、ある程度その辺の基準は検討するように考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、万が一ホームページの中で個人情報とかいろいろなふぐあいがあった場合の対応は、どういう条例によって対応されるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

現在のところ、うちのほうでホームページに上げる前に企画政策課の担当のほうで見取りますので、個人情報とか問題があるときはその都度アドバイスを与えているような状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ふぐあいがあった場合は、どの条例を使ってそのふぐあいに対応するんですか。クレームが来たり訴えられたりといった場合には。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

個人情報であれば個人情報保護条例というものがございますので、これに適合しているかという審査は当然することになるかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひその辺の整理をしていただいて、基山の顔と言える入り口ですから、そこをやっぱり、

悪く言うと、そのときの判断でされているということもできるわけですよね。その辺のところが少し整理されたほうがいいのかと思います。

それから、ホームページの中の話であるんですけど、違う質問なんですけれども、まちづくり提案書で提案者の氏名、住所が希望するかしないかで、希望しない場合は出ませんよね。これはどこの条例でこういうふうな規則で決められているわけですか。私、これちょっとわからなかったので、説明願えますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと正確に覚えておりませんが、規則上にそういうふうに記載していたというふうに記憶しております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、この住所、氏名を公表しない方のその情報は、情報公開によってこの方の氏名、住所がわかるようになっているわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

公表の場合と公開の場合は当然条件が違うわけなんですけれども、それについては情報公開条例の中で判断すべきものと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

判断をすべきものというとは、情報公開請求すれば公開されるということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと情報公開条例の詳細を私も記憶しておりませんので、今答弁はできません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

町に関する大きな提案ですよね、重要な話題もあります、重要な課題も出てくると思いますので、今、希望する、希望されていない方が分かれています、ホームページで一覧表を見ると名前がある方、非公開とあるんですけれども、あれが全て非公開になっても基山町としてはオーケーということ。極端な話をするとですよ。それによって基山町民がまちづくり提案というものの信頼性がどうなのかという話。基山の重要な政策をするときに、なぜ名前を公表しないという規則を設けたのか、その基準ですよね。何もその辺のところ、まちづくり条例の中でどういうふうになっているのか、どういうことでこの公表を希望する、希望しないというこの欄を設けたのはなぜなのでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それは条例をつくる際に作業部会等の中で議論して、やはり提案者の希望を聞くべきだということでしたというふうに記憶しております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その議論は、なぜ結論として希望を聞くべきだとなったわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと細かい話になってきましたけれども、そこまで私も覚えておりませんが、やはり一つは、提案のしやすさということじゃないかと思います。名前を書かれるんだったら提案しにくいということもあるでしょうけれども、希望でそこが出ないんだったら提案はできるということもあろうかと思います。いろんな面を考えてそういう結論になったというふうに記憶しております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その発想でしたら、どんな重要な、どんな大きな提案をして、それによって町が動いていても、情報公開請求をしないと一般の方には、その手続を踏まないと公表できないというのは少し、情報公開で公開できるわけですよね。名前が出たら提案しにくいという、そのレベルのことを町民に求めるのも、ハードルを少し上げていいんじゃないかと思うんですけども。だから、まちづくり計画なんかをするときは、それは説明を求められたら説明をしなきゃいけないですよね。片方ではそうなっていますよね、自分たちで説明をしなければならぬと。そこまで求めていながら、提案者には提案しにくいだらうから名前を公表しないという、そこまで配慮をして、そこまでして提案を求めていかなきゃいけないんですか。その辺のところをもう少し検討していただきたいと思うんです。やはり責任を持って基山町のためにまちづくりの提案をしていただくということですね。提案をした時点で責任は生まれてくると思うんですよね。その辺のところがないと、じゃ、しにくいからということで減るのもあれでしょうけれども、そこまで基山町民を甘く見ないほうがいいのかなと、高みを望んでもいいのかなと思うんですけども、その辺少し検討していただくとありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この問題は個人情報保護と、それと政策の面というのが非常に重要な問題になってくるかと思います。そういう議員おっしゃるような意見もあることは認知しております。しかし、現在のところ、個人情報保護ということも重要な件でございますので、両方の勘案だというふうには考えております。今後につきましては、少しまちづくり推進審議会の中で議論するのもよろしいかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

よろしく願いいたします。

じゃ、次に移ります。

私、何人か聞いたんですけど、私も経験あるんですけども、急に事柄を忘れていて締め切りが来ている、役場に行く、担当課の方がいらっしゃらない、尋ねると専門じゃないからわからないでは困ったなということがあったんですけども、そういった担当の職員がいない場合には、ここによると、複数でやるとかありますし、また、回答できない場合は後日回答させていただきますと言うけど、日程調整して仕事を休んでいるんなことされて来られているのに後日どうぞというのもですね。私も期限を忘れてからばたばた来たのもあれでしょうけれども、やはり情報の一元化、それから、その取り扱いとか情報の管理とか情報の共有とかいうものをやっぱり役場内です、例えば、同じ課であればその課のことは全てのこととわかるというふうな、そういった書類はつくれないんですか。書類の見方が、この見方を知れば全部わかるということはできないんですか。そこに専門的だからと言うなら、専門的な言葉があれば、それを探せばわかってくるような、そういうシステムとかはないんでしょうか、できないんですか。じゃないと町民の方は非常に不便じゃないですか。うちいないからまた来てねということは、民間だと、もう来ないよとなると思うんですけども。じゃ、引っ越そうかと言われた場合は。そういう話はないでしょうけれども、民間の小売店とかいろんな事業所はないですよと言ったらもう来ないですよ、サービス悪いから。でも、公共施設や公共の自治体とかではそれは許されないと思うんですけども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、議員が言われるように、申請等でいらっしゃって、担当のわかる者がいないからわからないというのは、本当にそれは役場の職員としてはやってはいけないことだというふうに私も認識しております。ですから、課内では、そういう申請とか届け出、そういうものについては協業体制で必ずそういうものは処理をしなければならないというふうに私は思っております。専門的な分というふうに先ほど町長が回答しましたけれども、これは本当にもっと奥の、本当の専門的なもので、職員も出張等で不在にしておる場合は、例えば、来ていただくことじゃなくても、電話なりそういうので連絡するというところで回答したいというふうなことで回答をさせていただいています。ですから、本来ならば、議員が言われるように、そういう申請、届けについては課全体で把握をして、そういう業務が滞らないようにしないと

いけないという認識ではおります。今回、そういう事象があったということは、本当に職員に対して少し指導をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひサービスの向上に向けて、そういった要望があるということですので、ぜひお願いをいたします。

次、今、教育委員会の議案等については、4月から御提案させていただいて、公表いただいているんですけども、議事録が公表されていないんですね。会議の内容を見ると、今回のいじめの問題条例ですね、あれについても審議しましたで終わりですね。誰がどう言ったのか、どういう発言のもとにこれを承認したのかという、やはり議会と同じように公表すべきだと思うんですね。教育委員会で、先ほどのまちづくり条例の意見が出にくいから公表しないということではないですよね。やはり責任があって、教育委員会として任命されて、報酬をいただいて会議をされているわけですよね、重要な案件に対して。ですから、個人情報で出せない部分というのは十分わかります。要保護とかいろんなことで出せない部分はあると思うんですけども、出せる部分ってあると思うんですね。それを公表されていないのはなぜなのでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

定例の教育委員会でいろいろな議案等を審議していただいておりますけれども、教育委員会の事務局というのは、学校教育係の者が兼務でその会議の記録をとっております。要点筆記ということで、詳細な発言の一言一言まで記録しているわけではございませんので、そういった結果のみの記録というようなことになっているんじゃないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

要点筆記で結構ですから、この委員がこの件に関してはこういう発言をしたということは公表できないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

違った意見があったり重要な発言があったりした場合は記録するようにしておりますので、そういうものは会議録の中で記載をしておりますので、公開できると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ公開をしていただきたいんですけども、公開をするしないの1点について、いかがですか。それをいただくとまた次の話ができるので。公開するんですか、しないんですか。時期は結構ですから。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在のところは、今の現状のやり方でやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

教育委員会というのが非常に不信感を持たれて、今後、組織体制まで変えられているというふうな状況であるわけです。教育行政に関する基山町民が非常に関心がある部分について、逆に議案だけ見ると、余計に何を話しているんだろうかという情報は要ると思うんですよね。情報公開室に行けばあるんですよね。そこにもあると。それはあるならば、なぜ公表できないんですか。情報公開室もないんですか。全く出さない。出すことも考えていない。情報公開請求してもだめですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在、情報公開室には備えつけておりませんので、請求があれば、その請求に沿って公開できる部分を公開するというにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その公開できる部分というのは、具体的に言うと、どういう事例でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

個人情報保護条例と情報公開条例とに反しない部分でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

できればお名前、要点筆記で結構です。その会議の流れが大まかにわかるようなもの、この事柄はどういう段階で言ったのか、この事柄がなぜだめだったのかというポイントになる部分とか、そういう発言があると思うんですよね。そういうものを今すばらしいICレコーダーがありますので、とっていただいて、職員がいないというのは私はいいわけにしかならないと思うんですよね。それは公表しなければならないと思うんですよね。町民に絶対公表しなければならないと思うんですよ。いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今、私どもがまとめておりますのは、そこまで精細にやった議事録はまずつくっておりません。それで、興味のある方に関しては、教育委員会そのものを傍聴していただいている方もおられますので、今後、そのことについては、議事録のまとめ方そのものについても少し考えさせていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

興味のある方じゃなくて、興味を持っていただくように、関心を持っていただくように出すべきだと私は思うんですよね。そのところがどうも違うと。皆さんが行っている委員会

というのは非常に自由な委員会ですよね。そして、逆にその結果というのは町民に大きな影響を与えるわけですよね。であるならば、公表する責任が私は生まれてくると思うんですよ。そのところがなぜそういうふうに言われるのかですね。人手がないなら言ってから人手下さいと言われればいいでしょう。我々は情報公開しなきゃいけないんだからって。毎月1回でしょう。ただ3時間ですよ。興味がある方は来ていただければって、傍聴者いないですよ。昼間やられて誰が来られますか。ということがあるから我々だって議会でこうやってネットで流しているわけでしょう。ネットで流せとまでは言いませんけれども、要点筆記で十分議事の内容がわかる部分だけでも出せると思うんですけど、また私は出さなければいけないと思うんですけども。いかがですか。それでも業務が煩雑であるとか、意見が出にくいとか、個人情報部分は私は出せとは言いませんから。私も出してもらったら困ると思います。教育委員会としての責任を私は果たすべきだと思うんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いろんな市町で公表の仕方があると思いますが、そのことについては今後研究していきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ほかの市町に倣わないで先進的な市町を探していただいて、そのやり方を学んでいただいて、ぜひ公表をしていただきたいと、公開をしていただきたいと強く望んでおります。

都市計画について質問させていただきます。

今回は長野地区について審議会のほうで話をさせていただいたんですけども、審議会のときも私そういった発言をさせていただいたんですけども、改めて今回の計画の見直しですね、あの範囲だけでしょうか。確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今回、都市計画の区域の区分の見直しですね、いわゆる線引きという見直しにつきまして

は長野地区だけでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この件について、審議会のほうで審議は1回だけですよね。あのときに審議会の結果は出ていないですよね。報告を受けただけですよね。これに対してこの地域だけでいいのかという審議はしていませんよね。その点はいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

このいわゆる線引きの問題につきましては、町の決定事項ではなくして県の決定事項でございますので、基山町といたしましては、長野地区の線引きですね、それを県のほうにお願いをしておりますので、そういうことで、その区域の決定につきましては県の都市計画審議会のほうで審議をされておるというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、基山町の審議会というのは、この計画の中で基山町はこういう計画を県に提出をしますということの審議はしなくていいわけですか。当初の計画とは違いますよね、一番最初の都市計画のとき。この部分の——済みません、今のは間違っています。一番最初は日渡・長野線の延長については弥生が丘とつなぐというふうな計画ですよね。これも変わってきますよね、その延長線も。一回産業用地のフレームを変えて、そこに道路をつくっていくと、3号線をつなぐというお話ですから、その後に今度また日渡・長野線の計画を出しても県のほうで許可いただけるかと、私はそんなに、定期的に見直しはされておりますけれども、住宅開発で総合公園、この地域が新しく認可されたのはですね、見直しをされたのが最後でありますけれども、それとは違いますよね。非常に特殊な——特殊というか、なかなか通りにくい、農地とかもありますから、許可、見直しがしにくい場所であると思うので、こういった計画を出すということもなかなか皆さん執行部が考えていなかったことを、今回7区の住民の請願書が上がってきて、議会がそれを承認して見直しになったわけですよね。絶好の機

会ですよ。基山町の発展のために、あの長野地区に際しては、これから基山町のために用地をどういう区域にしていこうかという最大のチャンスでラストだと、最後のチャンスだと思うんですけども、では、お尋ねいたしますけれども、今回、このフレームを変更しますよね。次もまた出されたら、今回まだ通るかどうかわかりませんが、また見直しを提案したら通ると思われていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず第一に、平成18年に作成しました基山町の都市計画マスタープラン、その中に長野地区は産業用地として開発していくんだということが明示されておりますので、その流れに基づいて、県のほうも今度の線引き、そのテーブルに載っておるところでございますので、先のことはわかりませんが、今回のこの長野地区の線引きの市街化区域の編入に関しましては、最大限の努力をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

佐賀県には2カ所ですね、佐賀市の中心部と東部。東部がなぜ鳥栖、基山なのかも少しわからないですけど。みやき町、上峰が入っていない、あそこも東部なんですけれども、入っていないですよ。県の方針ですと、簡単には見直しはしないという方針ですよ。審議会のときも一緒だったんですけど、年の森・正応寺線の未改良部分のループですよ、あれを今回調査して変更を認められれば変更するということです。この計画も相当昔からあった計画が今やっと上がっていく。このループ橋なんて10年前から無理だろうという話をされていたのをようやく今上がっている状況ですよ。今回、長野地区の、もともとは長野地区は全体をしようという都市計画マスタープランですよ。その一部の変更をしようということが精いっぱいですよ。であるならば、地元7区の方とも協議をされておりますけれども、当初の予定、また基山町の当初の計画は達成するというのは非常に困難じゃないかと思うんですけども、再度聞きますけれども、困難ですと言われますけど、本当に困難ですよ。再確認です、済みません。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

街路につきましては、基山町の都市計画の決定事項でございますので、これに関しましては、基山町のほうで決定をすれば道路は県の都市計画審議会にはかかりますけれども、それほど重要度といいますか、それはないというふうに思っております。ですので、ただ、議員おっしゃいますように、佐賀県のほうでも市街化区域の拡大というのは今後やっていかないという方針がございますので、しかし、それは地域によっての人口の増加、鳥栖、基山ですね、今回の場合は鳥栖基山都市計画区域の変更でございますので、鳥栖市のほうが人口がふえておる、それと産業用地が足りないというようなことで、そのテーブルに載って今話を進めておりますので、非常に困難だとは思いますが、特定フレームというようなことで今協議をしておりますので、何度も言いますが、最大限の努力をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

鳥栖市も計画道路の見直しされているんですけども、鳥栖市も今、人口はふえているけれども、将来は減っていくという想定のもとに今のうちにこの見直しをしておかなければということを手をつけられているわけですね。基山町は人口が減っているわけですね。でも、企業の申し込みはあるわけですね、魅力的に考えると。であるならば、最大限の努力をされるなら最大限の規模を出すべきではないですか。最小——最小とは言いませんけれども、もう少し大きな計画を出して、いや、だめですよと言われるならばいいと思うんですけども、その話になると、一番最初に話した県との交渉力ですね。毎回毎回言って、副町長に突然のお話でお伺いしますが、経済産業省にいらっしゃって、いろんな方がお見えになって要望があると思うんですけども、基準があって、数字を当てはめていくだけでいろんな認可とかいろんな基準の査定をされていたのか、それとも少し気持ちが入るとか、よく知っているとか。言いにくい部分も非常にありますが、端的に言うと、数字だけでは物事は決まっていなかったということで、濁していただいて結構ですので、私が望むような答弁をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

熱意というのは多分いろいろな査定をするときに一つの大きなポイントになる、それは単に陳情力とかいうんじゃないで、地域の住民の理解とかそういったことも含めて、多分そういった査定が多く事業においてはされるんじゃないかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

熱意ですね。熱意が数字にあらわれてくると思いますし、地図の書き方にも出てくると思うんで、ぜひあふれる熱意を込めていただきたいなと思っております。

それから、この審議会についてお尋ねいたしますけれども、26年の第1回の審議会が8月によりやうに行われて、会長、副会長決まりましたけれども、この委員会の構成の中に、学識経験のある者ですけど、これはどなたを想定して、区長会なのか農業委員会なのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいます学識の経験者といいますのは土木事務所の所長ですね、そちらのほうをお願いいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

先日の審議会にお見えじゃなかったんですけれども、あれはただ欠席ということでしょうか。

それから、審議委員と補助、予備ですか、特別にその事案に対してだけの委員を呼べるということなんですけれども、それはどういうふうな内容。私はそういった土木事務所とかそういう方かなと思ったんですけれども、あれは専門的な大学の教授とか、そういった方が審議委員のほかに補助、予備委員、何かあったんですけれども、そういう捉え方でよろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それにつきましては、やはり専門的な知識といたしますか、そういったものが必要な場合にはその方に補助をお願いするということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ第2回は行われると思いますが、新しくなられた会長が招集されれば開かれますので、できると思います。そのときにはぜひそういった土木事務所の方にも出席いただけるような日程を組んでいただいて、内々だけの議員と商工会と農業委員会と区長会の代表と一般の方というだけでは内々で専門的なことはわかりませんし、どういう提案がされているかも具体的にわかりませんし、実現できるのかどうかですね、どういう出し方をすればどんなふうにくるかというのは、そういった県からお見えになる方とかじゃないとわかりにくいと思いますので、その辺のところ、よろしく願いをいたします。

建ぺい率でありますけれども、これは審議会でも早急にという話を上げて御提案いただいてから、年内に変更ということであるんですけれども、この地域についてはどこを予定されておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

町長の答弁にもございましたように、第一種低層住居専用地域ですね、基山町でいいますと、高島団地、それから文教通り、それからニュータウン、それからけやき台の一部でございますけれども、今回、主に主眼に置いておりますのは高島団地を考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

主体として高島団地をお考えですけれども、動きとしては、第一種低層地ですか、これを全て含むと、例外はないということによろしいんですか。指定されている地域であればどの

地区であってもいいということで捉えていいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど言いました4地域につきましては、やはり各地域の皆さん方の御意見、それから公聴会、そういったものを開きまして、町民の方の意見を聞きながら判断をしたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

いつも話題になっている人口の問題ですけれども、こういった建ぺい率が上がってくると、今ですと1世帯の住宅ですね、けやき台とかニュータウンもそうですけれども、子供が大きくなって帰ってこようかというときの選択肢の中にこうやって変えられると、町単独で変えられるわけですから、かえってUターン族がふえてくるんじゃないかと期待を大きくしていますので、町単独でこれから見直しを行おうとか、見直しができるような項目というのは少し検討はされているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まずは、やはりこれまでのいろいろな決定してきた長い歴史もありますので、なかなかそういった変更というものは難しいんですけれども、やはり時代のニーズといたしますか、おっしゃいますような緩和が可能なところは今後も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ようやく動き出した都市計画審議会であります。もう本当にずっと要望しておりました。動き出したので、動き出したらスピードは速いと思いますので、ぜひ早急に審議会を開いていただくような政策を考えていただきたいと思っていますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○4番（木村照夫君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番議員の木村照夫でございます。本会議の最後の一般質問、トリを務めさせていただきます。

傍聴席の皆さんには本当にお忙しい中、傍聴いただきまして、ありがとうございます。議員の皆さんには、昼から議案審議でございますから、チェックしながら耳だけはこっちに傾けてもらいたいと思います。

では、今回は質問事項に2項目について選定させていただきました。

質問事項1項目めに、ふるさと納税の取り組みは、2項目めに、新規就農を目指す若者に対する支援策はあるのか、その二項目について質問させていただきます。

1項目めの、ふるさと納税の取り組みは。

この質問は、ふるさと納税は2008年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により導入されたと聞いております。この制度は地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するための新構想として設けられました。

そこで(1)として、制度の概要について説明ください。アとして、どういう目的か、イ、意義について。

それから(2)番目に、ふるさと納税の件数及び寄附金額を過去5年間の実績をお示してください。

(4)としまして、ふるさと納税は寄附金控除の対象になるのか。

それから(5)としまして、町出身者で町外住居者への情報発信、PRはどのようにやっているのか。

(6)としまして、他市町の多くは特産品や特典を設けております。一定以上の金額を寄附

した場合には何か基山町は特産品や特典は設けているのか。

それから2項目めに、新規就農を目指す若者に対する支援策はあるのか。

これも町内の農家の高齢化により農業の担い手不足及び後継者不足に悩んでおります。特に中山間地の耕作放棄地もふえております。その反面、このように農業を志す若者もおります。新しく農業を始めたいけど、経験も農地もないと、どうすればよいのか悩んでいる若者もおります。新しく農業を始めたい若者に何か施策、手助けはないのかについて質問させていただきます。

(1)としまして、新規就農者の過去5年間の件数及び経営状況を県及び町の実績を示してください。

(2)としまして、新規農業を始める若者への情報発信はあるのか。アとしまして、就農相談や農業体験は実施しているのか。イとしまして、後継者がいない農業者の農業経営を引き継げるように農業者に対し就農希望者を紹介しているのか。また、経営継承のための研修に要する経費助成はあるのか。

(3)としまして、農業技術、経営ノウハウを身につけるにはどうすればいいのか。ア、農業の学校等、実践的学ぶ施設はあるのか。イ、研修中の所得確保はあるのか。

それから(4)としまして、独立して農業を始めても採算ベースに乗せるまで時間がかかります。その対応策はあるのか。ア、認定新規就農者とは何か及び新規就農者としてのメリットはあるのか。イとしまして、経営を始めて間もない時期の所得確保としてその助成はあるのか。ウとしまして、機械・施設の導入等の資金貸し付けは。エとしまして、機械・施設の導入等の経費支援策はあるのか。

それと(5)としまして、新規就農者が農地を買いたい場合、対応をやっているのか、それと、今後の課題は何なのかについて。1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、木村照夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1項目め、ふるさと納税の取り組みはでございます。

(1)制度の概要、ア、目的はということで、ふるさと納税は自治体への寄附金のことで、都市部と地方の税収の格差是正を目的として平成20年に創設されたものでございます。各自

治体にとって「ふるさと寄附」や「ふるさと応援寄附」という呼び方をしております。

イの意義でございますが、ふるさと応援寄附金は寄附を通じてふるさとを大切にしたい、お世話になった町の発展のために恩返しをしたい、今住んでいる町にもっと貢献したいというような思いを実現することができる制度でございます。

(2)ふるさと納税の件数及び寄附金額を過去5年間の実績で示せということです。

21年が4件で182万円、それから、22年が2件で80万円、23年が5件で95万7,000円、24年が6件で149万2,000円、25年が3件で110万2,000円でございます。

(3)町がやっているふるさと納税の取り組みを示せということです。

寄附をしていただくメニューとしては、「がばよか基山、みんなでつくるばい」コース、それから「基山のがばよかここ次世代に」コース、「がばよか子に育て、基山っ子」コース、「がばよか基山、みんなイキイキ」コース、「基山よかここ、住みやすか」コース、「がばよか基山を輝かせるばい」コース、「町長にまかすっばい」コースの7つのメニューをつくっており、寄附をいただく際に選んでいただいております。

(4)ふるさと納税は寄附金控除の対象になるのかというお尋ねです。

自治体にこのふるさと応援寄附、いわゆるふるさと納税をしていただくと、その方の収入により異なる場合がございますが、基本的に寄附金の2,000円を超える部分について、所得税、住民税から控除されることとなっております。

(5)町出身者で町外居住者への情報発信、PRはどうやっているのかということです。

PRの方法としましてはホームページがございますし、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」にも掲載されております。

(6)一定以上の金額を寄附した場合には何か特産品や特典を設けているのかということです。

本町では、特に特産品や特典を設けることは実施いたしておりません。

それから2項目め、新規就農を目指す若者に対する支援策はあるのかということです。

(1)でございます。新規就農者の過去5年間の件数及び経営状況を県及び町の実績を示せというお尋ねです。

まず、県の実績でございますけれども、平成21年がトータルで118人、それから、平成22年が160人、23年が151人、24年が186人、25年が167人でございます。それから、町の実績は平成21年が1人、それから、22、23、24年はございませんで、平成25年に1人ということで

ございます。

(2)新規農業を始める若者への情報発信は。ア、就農相談や農業体験は実施しているのかということですが、基山町役場農林環境課農林係の窓口のほか、三神農業改良普及センター、佐賀県農業会議で就農相談等を行っております。農業体験につきましては、平成19年度から佐賀県農業大学校で作物の播種から収穫までの主要作業の実習を主体に就農のために必要な生産技術と農業知識を習得する「さが新規就農希望者養成講座」が実施されております。

イの後継者がいない農業者の農業経営を引き継げるように就農希望者を紹介しているのかということです。また、経営承継のための研修に要する経費助成はあるかということでございます。

就農希望者から相談があった場合は、農業委員と調整しながら、就農希望者に紹介をしております。農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術、経営ノウハウ等を習得させるために実践的な研修等を実施する場合に研修を要する経費を年間最大で120万円、最長2年間、または4年間支援する農の雇用事業があります。

基山町では、現在のところ対象の農業法人はありません。

それから、(3)です。農業技術、経営ノウハウを身につけるためには。ア、農業の学校等と実践的学ぶ施設はあるのかということです。

全国には農業大学校や民間の農業教育機関などさまざまな教育機関がありますが、佐賀県は実践的に学ぶ施設として佐賀県農業大学校があります。

それから、イの研修中の所得確保はあるかということです。

農業技術等の研修中に、年間150万円を最長2年間だけ、給付要件を満たせば準備型の青年就農給付金を受けることができますということです。

(4)独立して農業を始めるためには。ア、認定新規農業者とは何か及び新規就農者としてのメリットはあるのかということです。

新たに農業経営を営もうとする青年等で、町からみずからの農業経営の目標などを記した青年等就農計画の認定を受けた方が認定新規就農者です。メリットとしては、経営開始型の青年就農給付金の給付や無利子融資の青年等就農資金を借り受けることができます。

イの経営を始めて間もない時期の所得確保としての助成等はあるのかということです。

農業を始めて間もない時期に、年間150万円を最長5年間だけ、給付要件を満たせば経営開始型の青年就農給付金の給付を受けることができます。

ウの機械・施設の導入等の資金貸し付けはということです。

青年等就農計画に即して農業経営を開始するために必要な機械・施設の購入等に対し、必要な資金を無利子で借り受けることができる青年等就農資金があります。

エの機械・施設の導入等の経費支援策はということです。

農業用機械・施設等を導入する際には、経営体育成支援事業により融資残について補助金の交付を受けることができます。補助金交付の上限は事業費の10分の3となっております。

(5)新規就農者が農地を借りたい場合、対応はやっているのか。また、今後の課題は何かということをございます。

農地を借りる場合、農地中間管理機構を利用して農地を借りる方法もありますが、この事業も始まったばかりで借り受け農地が農地中間管理機構に集まっていない状況です。現状としては、地元の農地利用等に詳しい農業委員、JA等と連携を図りながら、農地の賃借等の調整を行っております。借りたい農地があった場合の地権者との貸借調整や、町外から基山町に居住し、新規就農したい場合に農家用住宅等が見つからないこと等がありました。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

何でふるさと納税の質問をしたかといいますと、私のおじが横浜からお盆に帰省で帰ってまいりました。おじは20歳で東京に出て向こうに家をつくって生活しております。そういう中で、本当は基山へ帰りたいけど、子供や孫が向こうで生活していると。いいとこね、基山はと。それから始まりました。おまえ、町議しとるから、ふるさと納税って基山はあるとかいと。基山町のホームページを開いてごらん、載つとるからと。でも、おれも78歳もなるけんパソコンは使い切らんと、子供たちとも別居しとるからわかんないと。まあ、後で調べてから資料を送りたいというのが発端でございました。

制度の概要、先ほど答弁ございました。その中で基山町のリーフレットは、要するに「ふるさと応援寄附金」。一言も「ふるさと納税」という文言は入っておりません。括弧書きもない。今は全国民「ふるさと納税」で統一した感じですね。私も最初はふるさと納税とこれの関係がはっきりわからなかったけど、ああ、そうかこういうもんかということで、そのの

捉え方ですね、応援寄附金。リーフレットに括弧でもいいから「ふるさと納税」と一言入れたらいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

町長がお答えをされましたように、もともとは、いわゆるふるさと納税という制度は、三位一体改革で地方の財政が厳しくなった折に都市部の税を地方にということで考案をされた制度で、当初は税の形で住民税の一部をふるさととかに納税しようということで始まったんですけれども、受益者負担の原則とかから申し上げれば、自分の住んでいないところに住民税とかを払うのはおかしいじゃないという議論もありまして、結局は寄附金ということに落ちついて、それ相当の寄附金控除をしようということになった制度でございます。

地方の実際の自治体では「ふるさと応援寄附」とか「ふるさと寄附」とかいう形でしますけれども、昨今マスコミとかでよく宣伝をされていますけれども、「ふるさと納税」といって、それがもう一種ひとり歩きしているような状況ですので、今度パンフレットをつくる時には括弧して「ふるさと納税」とかいう表記もしていきたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。その辺お願いします。

それで、東京、大阪の大都市はふるさとを地方に持っています。基山町なんかはいろんな先輩を関東、関西に送っていますね。ふるさとの人がいっぱい基山町出身はおらっしゃるでしょう。でも、全国で2008年ですかね、全国高校駅伝大会みたいにスタートされて、あれは県で1校ですけど、もう各市町村、用意ドンで号令がなっとるわけですね。そいけん、基山町で収支を考えると入ってくるお金もあるでしょう。また、基山町から、基山町も新しい人が入ってきているから、またふるさともって納税として町外に納める方もいらっしゃいますね。それで、もうスタートを切られたと、もう全国競争だと、市町村の納税をとったりあげたりだから、住民が。そういう自由競争の時代に入ったんだという認識は、どう執行部は持っていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃられるとおり、極端に言えば、税の奪い合いみたいな格好になっております。後のほうでもお答えを町長されましたけれども、「ふるさとチョイス」というサイトを見ていただきますと、これは何のサイトだろうかというふうに出てくるのは品物ばかりなんです。肉が出てきたりお酒が出てきたり、その品物だけがひとり歩きをして本来の趣旨が何だったのかというふうになつています。その辺、我々としては若干抵抗感がありますけれども、こういうふうになると、うちの税がとられるばかりという考え方もありますので、何らかの方法は考えていかなければならないというふうを考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そしたら、先ほど過去5年間の実績が出ましたですね。平成21年から25年。件数、基山町はトータル20件。金額は617万1,000円という実績に対して、小森町長はどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

課長が言いますように、最初はそんな、いわゆるお世話になったふるさとにとというようなことでしたから、180万円もいただけたなというような感じだったんですけれども、だんだんそれが幾らか違う方向に行ったということでございます。

当初というか、何年かして、佐賀県でもたくさん納税があつておところの町長さんと話しておりましたら、いや、それは集まるのは幾らか余計集まるけれども、お返しも必要だし、それから職員がかからにゃいかんですもんなというようなことをおっしゃいました。ああ、そんなもんかというようなことを思っておりましたら、やっぱり時代は変わるもんで「ふるさとチョイス」という、これは民間業者のようでございますけれども、そこに委託すれば、それを代行でちゃんと発送してくれるとかというようなことになっておりますので、もうこうなると考え方も変えて、本当にできるだけいただけるものはいただいて活用させてもらうというような、そういう考え方をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、本会議の一番最初、後藤議員の質問にございました、経常収支の問題。その中で、町が頑張って収入を得る事業、使用料とかございましたね。この中で、太田監査委員もおっしゃっていました、ふるさと納税はどうかと、努力して収入を得るにはどうすればいいのかと、民間手法ですね。それについて、町長はどう思いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そういうことを自主的に財源確保していくというようなことは当然必要だと思いますし、このふるさと納税と申しますか、寄附金はその一つの有効な手段だろうと私は思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

民間でいうなら、開店しちよるばってん、もうシャッターは閉じてしまうままと、お客さんは前を通るけど、誰も呼び込まんと、シャッターをあけてこじって入ればいっばいの資料がございますと。それが今の役場の体制じゃないかなと。

こんなに、2008年に地方税改正で、いいんですよと皆さん、各市町村頑張ってくださいと、みんな国民は好きなどころにふるさと納税として納めますよと、それで努力しない市町村は収入は減っていきますよというのが、頑張れと、地方自治体頑張れという国の証ですよ。それに対してほかの市町、県内の状況のデータがございますよ。どんなほかの、市町、県はしているということですね。これは26年7月31日で締めております。

それで、基山町のデータは26年度、ことしはゼロ件、今までは寄附していないという状態ですね。一番多いところは、もう皆さん御存じでしょう、玄海町。原発マネーもいっぱい入ってきていますが、ことしだけでも8,798件入ってくる。金額は2億5,000万円。7月31日まででこういうお金が入ってくるんですよ。これがナンバー1。それと基山町、何番目と思いますか。悪いほうから3番目。太良町もゼロ件ですね。江北も2件、やや少ない。基山町はことしはゼロ件と。そういう内容で、やはり収入を得るためには何かの施策をせにゃいかんと。このパンフレット、ホームページでいいのかという問題も、もう過当競争やんね、

今ね。頑張れでしょう。考えて、工夫してやんなさいと。それは太田監査委員も気づいて、そういうことを言っていらっしゃる。そのためには、ウエート、町の収入、税の収入だけじゃだめなんだよ。動けということやんね。そういうことがありまして、その辺どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、玄海町のホームページを見てみますと、9月分の申請は締め切りましたというふうに書いていますね。今は全国を見てみますと、ふるさと納税の本来の趣旨から外れて特産物を育てるとかつくるとかいう方向も若干出てきまして、先ほど言われた少ない町は、数少ない何も特典をしていない町なんですよ。逆に特典をしていないというのが全国的に特徴になるように、特典をしていない町が少ないような状況です。確かにそこは寄附金が少ないです。

先ほど申しました特産物を育てるとかつくるとかいう面も出てきていますので、その辺は検討していきたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いやね、年間予算五十六、五十七億円でしょう。要するに、基山町が税の収入はもういっぱいを使い切らんばいと思うならいいけれども、実際、もう負債がいっぱいあるとでしようが。そこの辺を考えられて検討してほしいと。いいですかね。

次に行きます。

20件ですね、基山町も来ております。617万1,000円かね。まあ、7コースございますけど、どのコースが一番寄附者が多いか、それわかりますかね。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

一番多いのは「町長にまかすっばい」コースでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

なら、2番目はどこですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

2番目は「基山のがばよかここ次世代に」というコースでございます。（「3番目は……」と呼ぶ者あり）3番——みんな言いましょうか。

「がばよか基山、みんなでつくるばい」コースというのが62万円でございます。「基山のがばよかここ次世代に」というのが63万円。「がばよか子に育て、基山っ子」というのが62万円。「がばよか基山、みんなイキイキ」というのが30万6,000円でございます。そして、「基山よかここ、住みやすか」というのが53万4,000円。「がばよか基山を輝かせるばい」というのが、残念ながらゼロでございます。あと「町長にまかすっばい」コースというのが483万9,000円ぐらいでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、寄附された場合、寄附された相手の立場を考えて、早くいい施策を打つとか、そういうことが寄附者に対する恩返し、返答じゃないかと思っております。

松田副町長、寂しかろうけん、ちょっと一般質問します。

さっき言った県内の比較したデータによって、副町長はどう思いますか。基山町がワーストナンバー3ということ。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

基山町に来る前から、ふるさと納税、特産品振興にもつながるので取り組むべきじゃないかという意見を当時の役場職員の方にも言っていたこともあるので、一応もう既にいろいろ研究は始めておまして、例えば、先ほど出た「ふるさとチョイス」というのはトラストバンクという女性社長が経営している会社がやっているんですけど、2年前にできた会社なん

ですよ。そういう勢いで上がってきていると。次にヤフーが、納税も、それからふるさと納税も、それから普通の納税もやるような、そういう戦略を立ててやっていますので、そのうちヤフーがすごく、今も勢いありますけど、全部決裁できるような形になっています。楽天も今、もう始めたと思います。

そういう意味では、そういう世の中の流れをよく見つつ、そういう企業にもうからさせるだけではなくて、一番いい選択肢を考えながら、じゃ、基山はどういう特産品があるのかという洗い出しをやることも必要だと思いますので、そのバランスをとっていきながら、全国に基山ファンを広げるという意味ではこのふるさと納税制度は非常にいい制度だというふうに思っております。

ただ一方で、考えなきゃいけない問題点なんかもあると思うので、その辺もきっちり検証していきながらやっていくべきではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

副町長に期待をしております。それでね、このリーフレット、確かに2階にございまして、見せてもらいました。次の段階に移りますけれども、寄附金の5,000円を超えた部分に適用されますと。これ、現在2,000円じゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

申しわけありません。そのリーフレットがちょっと古かったんですけど、今は2,000円に修正をさせていただいています。

申しわけございません。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

一応、これ3階にありましたよ、おたくのところに。いつごろ変更されたの。これは2009年に変更になつとるやん。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

制度が変わりましたときにお配りする分には修正をさせていただいていましたけれども、ちょっとそれが最後のほうでしたので、申しわけありませんけど、修正ができておりませんでした。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

こういうことが基山町のおくれですたいね。ゆっくりした基山町、合併もなかった。そういう中で、盆地の中で育った人が多いと。だから、さっき言ったふるさと納税ももう一步後手を踏んどると。それが実態ですよ。課税ミスとか生まれてくると。そういう体制になっていきますけど、それは脇道ですから本道に帰ります。

確かに、この5,000円と2,000円、本当にこういうミスは絶対あってはならんことでもんね。こういうことは早く、今までは5,000円やったけど、2,000円から控除されますよというふうな、それは住民にとっていいことですから早く進めてください。

それと、特産品に行きましょうかね。基山町は、特典、特産品設けないと。もしね、特産品、特典をつけたら、基山町の品物は何を上げますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

最近話題になっているのは、米を1俵したら十何倍になったというのもヤフーのニュースにも載っていましたが、隣のまち鳥栖市はアスパラをされていますし、今ちょっと思いつくのはマコモダケとか、特産品が幾つか考えられると思いますけれども、今どうというふうに答えを申し上げるものはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

特産品ということでございますけど、私も今、財政課長が申し上げますように、あと基山のおいしい米、やはり米が一番かと思えます。といいますのは、普通の果物とか野菜とかあ

れば、やっぱり夏場につきましては腐敗する可能性もあると思いますので、米が一番。それと、ほかにまた基山町も今後、先ほど財政課長も言いましたように、小松のほうでマコモダケにつきましても、アスパラにつきましては先ほどおっしゃいましたように鳥栖あたりでやっていますし、やはりこういうふうな新しい食物、そういうのも一つの手じゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

よく考えたらないですもんね、基山町。じゃね、それは後でまた新規就農で言いますけれども、実際、玄海町、10億円も来よっとじゃんね。その中で、本当どうして来るじゃろうかと思う。みんなインターネットで名簿出していますもんね。もう半年で10億円入ってきたんですよ。確かに特産品、海産物、あるいはあそこの辺は海の幸、山の幸がいっぱいございます。そういうのを送っています。あと100万円コースのやつは、毎月3万円相当送るとか、豪華ですもんね。スペシャルじゃん。また、佐賀市なんかも見てみると、焼き物、唐津か、あと温泉のチケットをペアでやるとか、もう豪華ですもん。

でも、こういうことをしながら収益を上げるんだということだね、それが頭にはございませうから、そういった佐賀市なんかも、今度15、16日、関東、関西に帰省客帰るでしょうが。佐賀駅でふるさと納税のPRを、チラシを配ってやっているんですね。実際、新聞に書いてありました。担当職員が、皆さんふるさと納税をお願いしますということを書かれて、そういう努力ばしてあるですもんね。そういうことばホームページに載せとるから、2万件アクセスがあったよって。あれは1人が10回も20回もカウントするからね、全てその2万人が個人の2万に入っとるかじゃないっちゃんね。そういうことも発信しとるけん大丈夫よと、世界中に。一部は見ているのだから、2万件が2万人見ていないから、そういうこともPRの何をやるか研究、調査しないかんけれども、財政課長、どういう手段、目標、金額、件数なんか設定は持ってございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今話題になっております玄海町の場合は、収入の半分ぐらいを経費でされています。収入

はホームページ上で見れるんですけども、経費はなかなかはっきりしたことがわからないんですけども、約半分ぐらいの経費でやっている。業者に委託を一部——一部というか、大部分ですね、委託をしているということです。

それで、本町がどうしていくかということを考えますと、ああいうサイトの中で品物を比較されてもどうにもならない部分もありますし、品物のいっぱい並んだ中から選んでもらうようなことはなかなか難しいので、特徴のある品物のほうからPRをしていって、町は町で、こういうふうな町にしたいんだということもPRしていきながら、その相乗効果でふるさとの寄附金をもうちょっといただけるようになればと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

めっきり競争の社会じゃんね。一般、民間会社、世界、日本も資本主義国家ですからね。公務員だけは地方公務員として優遇されているかもわからんけれども、そういう中で、目標の設定とか、住民1万7,000人。だから、町民にお願いして、ふるさとに町外から帰ってきたらこういう制度もあるけんね、基山町に少しでも還元してくださいとか、そういうことが一番いい手段ですもんね。やっぱり対面して言葉で話すと伝わっていくけんですね。そういうことを主眼と、本当、消滅都市、限界集落になってくる可能性はございますから、きちんと目標を持って幾ら集めるんだ、そういうことをお願いしまして、次の質問に行きます。

新規就農を目指す若者に対する支援策はあるのか。

この前、それも最近の話、河川清掃、草切りございまして、集落集まって草刈りをするわけですね。後藤議員も言っているように高齢化が進んでおります。その中で、私の集落12戸ございまして、20年前はほとんど農家でございましたですもんね。もう今農家やっている方が4軒か、そういう集落になってきております。その4軒もほとんど高齢化、後継者も一人もいないと。うちの息子の長男坊は埼玉県で家をつくってもう帰ってこんかわからんと嘆いておりまして、呼ばんですかもう基山にて、長男だから、後継者だから。そういうことで、いろんなお話をするわけですね。そういう中で、この新規就農という話がありまして、この新規就農を広めていこうと。長男、男の子、町外に出ている子、帰ってくれば三十五、六歳だったら奥さんもおるし、子供もいるんだと。基山に帰ってくれば人口増にもなるわけですね。これはいいんだと。まだ田舎でも若者がふえる、伝統行事がふえる、農地が荒れなくて

済むんだということで、どうしてもこの新規就農を振興させにやいかんということで取り上げました。

それで、このデータ、先ほど述べられましたけれども、佐賀県全体でトータル21年から25年、782名の方が新規就農してあるわけですね。基山町の新規就農者は2人と。えらい少ないような気がしますけれども、どう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回、新規就農ということで、ここに先ほど町長が言われましたように農林環境課、普及センター、農業会議等でPRしております。現実には基山町におきましては中山間地が多いということと、もう1つは新規就農にする場合につきましては、当然どこの市町でも一緒ですけど、やはり収入がどれだけ確保できるかということで、そういうことがあったからこそ、今回こういうふうな制度があったというふうにご考えております。

実際、基山町におきましても、先ほど議員おっしゃいますように、まだ21年から25年まで2人ということでございますけど、今後、そういう内容を啓蒙、発信いたしまして、よりよく新規就農が来られるように努力したいというふうにご考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

このお二人の営農部門ですね、何をつくってあるのかと。施設園芸とか、果樹とかあるですね。どういう内容をされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど新規就農で申し上げました、平成21年には1の方がいらっしゃいますけど、お名前はちょっと控えさせていただきたいと思いますが、施設のイチゴ、住所ぐらいいいかと思っておりますけど、けやき台の方でございます。実際、今現在行われておりますけやき台の朝市でも、イチゴをお売りになっている状況で、本当に季節的には朝30分ぐらいで売れるということで非常に人気があるところでございます。

また、もう一人の方につきましては、本当に若い、37歳ということで、露地野菜をしていますし、昨年度から認定を受けまして、ハードとか行いまして、非常に好青年で頑張っているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。新規就農する人は年齢制限とかはあるんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

昨日、林議員の方にも御回答申し上げたと思いますけれども、就農の予定の年齢が原則で45歳未満ということの要件等がございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そしたら、もう1点ですけども、さっき言ったごと、長男は東京に行っていると、大学卒業して行っているから、農業、草刈りも全然したことない、コンバインに乗ったこともない。そういう農業の家族の一人でも新規就農として認めてもらえるのか、これについて。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど申しましたように、まず、年齢の条件が当然出てくるかというふうに思います。ましてや経営型ということで、実際、これも補助金関係もあるかと思いますが、やはり就農計画5年間で、あと6年目をどうするかというふうな就農計画とかありますので、単なる都会からUターンされて、また、実際に親の後継者としてするのじゃなくて、あくまでも先ほど申しますように就農計画、そういうあたりを出さなければ認定にはならないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで基山町、水田とか1区あたりは3反前後でしょうね。なかなか子供少ないんだという場合、確かに子供さんに帰ってこいて、後継者帰ってこいて、来た場合、兼業しながらこういう就農資金とか受けられるんですかね。兼業はどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど申しあげましたように、本来の形では先ほど申しますように親の手伝いとかがあれば一番いいですけど、今回の場合はあくまでも新規就農ということで、昨日、林議員のほうでも申しあげましたように、現実申請者本人の名義の農地を所有する、または借り入れるということと、本人名義で仕入れや出荷をするということで、あくまでも親のお手伝いじゃなくて、その人が本当に農業を経営するという形の今回の新規就農でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そこの辺の経済的にしっかりできればいいけど、すごい心配しているんですね。後継者はいるけど家にはいないんだ、呼びたいけど呼べないんだと。それが難しい現状ですもんね、田舎ではね。本当は帰ってきてほしいと。なかなかできないんだということで、そこの辺、また勉強していきたいと思います。

こうしてUターンで呼んでくれば、先ほど一旦言いましたけれども、村も栄えますもんね。あと伝統的な芸能じゃないけど、そういうのもまた伝承されるし、また、基山町の人口増対策の一環となってくるからですね、そこの辺は大いにPRをしてほしいと。そのPR方法はどんなふうにやっておりますか。JA主導か、町主導か、どちらが主導権を握っているのか、そういう展開をですね。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

実際、近辺の市町で、今回、新規就農でございますけれども、現実には、基山町が先ほど25年度は1件と申しあげましたが、鳥栖市においてもまだ2件です。みやき町が5件、上

峰町が3件で、各市町で10人も20人もというふうな、そういう新規就農が来るというのは、先ほど言いますように土地の問題、当然、使用権の問題とかいろんな問題があるかと思いますが、最後に町長が申しました、課題とかもまたそこで申し上げますけど、いろんな課題とかありますから、その辺を実際、鳥栖、基山町主導か、農林事務所、また農協主導、そこはどこが主体じゃなくて、やはり情報を共有して一人でも多く新規就農したいというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、農業を始めたいんだと、全然農地もないし、経験もないんだと、それで事前準備に研修があるんだと、佐賀農業大学校があるんだということで、本当に手厚い新規導入、就農者に手厚い助成があるんだと。あともう1点、準備型の青年就農給付金たい。その概要を説明してほしいんですが。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほどずっと申し上げますのは、経営型で直接営農するという考えでございますけど、今回、準備型につきましては道府県の農業大学校、または都道府県が指定します先進地農家、ましてや農業法人のところ、そういうところで研修を受ける際、これにつきましては年間150万円を2年間でございます。これも先ほど経営型で申しましたように、45歳でございます。それにつきましても、あくまでも研修を受けるだけじゃなくて、当然、研修後には独立、自営就農、または農業法人等への就農を目指すということで、あくまでも経営型の前の準備段階ということで、まず、農業のノウハウを習得するという形の2年間の交付が来るという補助金でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それと、先ほど町長の答弁にありました青年等就農計画、これはどういう内容なんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

これに関しましては、青年就農計画につきましては、実際、今回提出します5年間の、どういふふうに経営するとか、経営規模が今現在どれだけあって5年間でどれだけするというふうな、そういうふうな青年就農計画をまず基山町に出していただきまして、それによって基山町が認定しますよという形の青年就農計画の認定をまず基山町が行うということでございます。

それに認定をされますと、先ほど申しました、例えば、準備型とか経営型にそのまま移行するという形で、まずは自分がそういうふうな就農計画をするというのが先ほど言いました青年就農計画の認定を受けるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

あともう1点は、経営開始型の青年就農給付金、また、この概要についても説明をしてください。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほどそれに若干触れましたけど、先ほど言いましたように、準備型から経営型に移りますと、またここから年齢につきましても当然45歳未満ということになりますけど、この分につきましては年間150万円を最長5年間ということで、先ほど申しますように、あくまでも申請者本人の名義の土地を有する者ということで、もろもろの条件がありますけど、これが一番大きいかなというところで、一番の要件は150万円を5年間、補助金が来るということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

150万円の5年間、750万円もらって、途中で挫折、ちょっと経営難、採算合わんと、やめ

るとか、そういうときに罰則か何かあるんですか。規定か何か。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

その途中でやめるということじゃなくて、まず、農業をしたいということになりますと、当然、そこにはやはり歳入というのが若干出てこないかと思えますから、そういうことによつて年間150万円を5年間でしますということがございますので、実際途中でやめるということは、今のところは想定していないところが実情でございます。

先ほど申し上げました準備型につきましては、当然、返還の対象がございます。しかしながら、経営型につきましては今のところ、私の情報がちょっとまだ勉強不足かも知れませんが、先ほど言いました5年間の経営型は、ちょっとその辺は申しわけないですけど、準備型については、例えば、学校とかよその研修に行くと、先ほど私申し上げました2年間につきましては、実際、返還の対象はございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで1年間150万円もらうでしょう。支出の明細書とかは何もつけていいわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然、最終的には向こうからの書類等が来ますので、うちのほうでそれを全部確認行って、どういうふうに使っているかは、当然うちのほうで確認はいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

もう1点、ちょっとお伺いしますね。青年等就農計画がありますね。それについて概要説明をお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほど言いますように、就農計画につきましては、例えば、先ほど言いました5年間で最終的に今、歳入が幾らしていますよと、それを例えば最終的に250万円、300万円という、そういうふうな5年間の一年一年の計画書がうちのほうに上がってきます。それが青年就農計画ということでございます。

それによって、先ほど申しますように、町のほうで認定するかしないか。当然、その間には何回か町のほうで個人面談とか行いますけど、そういう形の就農計画でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それが審査を通れば、新規就農認定者ということになるわけですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回、平成26年度も9月の補正予算で2人お願いしているところでございます。これにつきましても、先ほど言いますように就農計画についてその基準等に合格したということで、町のほうから今回、補正予算のほうをお願いしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それと、さきの答弁でちょっとわかんなかったのは、農地中間管理機構という組織がごいますね。この内容をまた詳細に説明をお願いしたいんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

これにつきましても、平成26年度から県の農業公社が主になって中間管理機構をやっております。これにつきましても8月に基山町のほうでも先ほど言います中間管理機構、貸し手があつて借り手があるということで、当然その中には、まず貸してもいいですよという人と、先ほど言いました借りてもいい人と、その間を持つ機構でございます。簡単に言えばです

ね。しかしながら、貸し手はあっても借り手がないというところについては土地がずっと残っていますから、それについては2年間は中間管理機構で見ましょうと。例えば、草刈りとか。しかしながら、2年間で全然借り手がなかった場合については、もう新設にまた戻すという形で、そしたら、基山町で山手の使っていないところを全部中間管理機構に出したらということでございますけど、それについては、あくまでも、面積も狭いとかそういうところについてはやはり受け付ける場合についても若干どうかというところがあります。

基本的には、よそも圃場整備したところ、そういうところについてはすぐ借り手があるかと思えますけど、こういうふうな山間部について、もし申請とかあった場合については、中間管理機構も当然現場等見ますし、その辺についてはすぐ承諾を受けるかということはどうかなというところがあります。端的に言えば、中間管理機構については貸し手と借り手の間を取り持つというところがございます。

実際、基山町におきましても先ほど言いましたように8月9、月で応募いたしましたけれども、基山町においては申請者数はゼロでございました。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、園部の旧分校の周辺に富有柿ございますもんね。今でも基山町の特産品、いろんな品種改良で「基肆城」とか、柿の種類ございます。やっぱり栽培者は努力しております。でも、高齢化で後継者がいないんだと。富有柿と、60年、50年、大きな株でございまして、赤い実をならしておりますけれども、後継者不足で、50年育った富有柿、今もう誰もいないから山になりつつございます。そういう果樹園とか、中間管理機構を利用して、果樹園の栽培とかそれは可能じゃないですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然そういうところにつきましては、やはり条件等、先ほど言いますように、あくまでも借り手と貸し手というところがありますから、やはり地域的に使われないところについてはなかなか管理機構も承諾を受けるのがちょっとどうかというところがあります。

実際、佐賀県においても、今回は11月にもう一回そういうふうな貸し出し借り受けのお申

し込みがありますけど、そこでまた状況を見たいというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

確かに、ふるさと納税で、特産品、特典と、基山はなかなか少ないと。よく考えてみると、お茶もあるし、本当、以前は梨なんかもミカンなんかもいっぱいあったんですね、基山町もね。なくなってしまったと。本当ふるさとの特産品がないと、心の中で消えていっているんですね。これ復活はやっぱりせないかと、開発ばかりじゃいかんと、こういう自然を守りながら、先輩諸氏が気づいた特産品ですね、これを守るためには知恵、工夫、研究しなきゃいけないけれども、そういう方向性を少しでも出してほしいと。町長、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、農業、農地、この辺はしっかり守っていかなくやいかんということだと思います。それから、特に基山の特産品といいますか、そういうものはよそよりも秀でていているというようなことはしっかり守っていくべきだというふうに思っております。

ただ、おっしゃるように、なかなか後継者がいないというようなことでございますけれども、それはお互い頑張って、意識していかなくやいかんと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

今回は、身近な問題を取り上げました。町の収入をふやすにはどうしたらいいか、自分たちの田舎の村を守るためにはどうすればいいのか、その点についてお伺いしまして、基山町がますます発展することを祈っております。

以上で終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 第27号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

所管ですので、大枠を聞かせていただきます。

まず1点目、町長にお尋ねいたします。この第2条に、「最低基準は、町長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童」と書いてあります。これは誰を指すのか、まずお尋ねします。

それと、総務課長にお尋ねします。この議案そのものが、保育の必要性の前に放課後児童健全育成事業の議案が前に来た、その理由を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず議案ですけれども、議案については、例規に搭載する順でしております。それから、保育の必要性に関する基準を定める条例の制定については、まずは保育の必要性の認定が一番基本になるということで、この順番に議案番号を振っております。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっとお尋ねのあれがよくわからないんですけども、要するに監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童ということでございますから、今、1年生から6年生までの児童を受け入れておりますので、その子たちということだと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

その例規に関することは恐らくそうかなと思って私も附箋をつけておりましたけれども、先ほどの町長の答弁に関してお尋ねいたします。

要するに、町長は、これは今直営で行っている放課後児童クラブの基準を示したもののというふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは、先ほど言ったのは、現在はこれだということでございますし、これは民間委託とかというようなことですか。そうなっても、いわゆる私の監督に属するというそういう捉え方と思います。

○議長（鳥飼勝美君）

補足説明は。内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今回のこの基準については、提案理由のほうにも挙げておりましたように、国及び県及び市町村以外のものから事業を行うための基準として定めておりますけれども、当然、現行基山町が実施しております分についても適用になるかと思っておりますので。ただ、以前と比べまして、これまでガイドラインという形でしかなかったものが明確な条例という形で国の政省令という形で出しておりますので、それに基づいて定めるものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これやっぱりすごく勘違いしやすいんですね。今の直営の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の基準を改めて定めたのかどうか。また、民間業者に向けた定めなのか、私はこの条例案を見たときに、その定義というか、何を対象にしているのか。恐らく児童福祉法の上位法の項目だとは思いますが、そのことが一切そのことに書かれていないですし、また資料にも添付がされていません。ですから、恐らく民間業者の方で、例えば今9区の公民館であるところが、障害を持った子どもたちを受け入れていただいています。その人たちにまで及ぶのかどうかさえ、この条例を見ただけでは判断がつかないんですね。私も4年

間子供たちを預かっていた時期がありましたけれども、もし私がこの条例を見たときに、こんなに基準から何から定めなきゃなんないんだったら、もう預かることができないなというふうに勘違いしてしまうような条文になっているのではないかなと、そこを心配しています。つまり、私はこの条例の中に、例えば定義であるとか設置の目的とか、要するに設置というところがもうちょっと明確に加わっていないと、誰が対象なのかというのが非常にわかりづらい、そのように感じていますが、あとまた——3回目ですので、続けてお尋ねしますけれども、例えば、じゃ、この基準に合う民間事業なりが参入してきた場合には、当然支援メニューの一つとして加わってくると思うんですけども、その際の例えば財源措置、そういったものがこの中にもやっぱり見えてきません。そのあたりを御説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今御指摘のように、上位法の中で今回の分の定義づけはされておりますので、国の政省令に基づいての今回の条例制定もありましたので、その点が明確になっていないという御指摘はそのとおりののかもしれません。

それと、今後のこの内容に基づいた財政措置というのは、また新たに補助金という形になるかと思っておりますので、ここの内容にあって、現在今でも町が実施しております放課後児童クラブも国の補助を受けながら実施をしておりますので、その内容に合致して、町として出すような形になればその対処になるというふうには考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も所管ですので、基本的なことも伺いますけれども、今それこそ久保山議員が言ったところも私大変わかりづらいところで、提案理由そのものにやっぱり——6ページですけども、国、都道府県及び市町村以外のものが放課後児童健全育成事業を行う場合というふうな理由ですね。そうすると、それこそ市町村以外のもの、言われるように民間も含めて、じゃ、これが本当どこまで適用できるのかという中で、今言われましたように、この第2条の問題も私も思っていました。この辺が、やっぱりはっきりしなければならないというふうに1つは思っています。そういう観点も含めて、少し質問しますけれども、これは書いてあるよう

に最低基準なんだということで、きのうの松石議員の質問でも、それを上回る部分ということでは開所日数といいたまいますか、この開設日数が290日と。290日というのは、例えばきのう循環バスについて質問したんですけれども、循環バスの運行が、25年度が294日でしたか、ほとんどもう日曜、祭日、それに年末年始ですか、それを省いた部分はほとんど全て開設するというのがこの290日なんですね。そうすると、この最低基準の中の、国が出している運営に関する基準は、言われるように250日ですよ。250日を下回らないと。そうすると、基山町はここを無理に290日というふうにハードルをここだけ、あとは全て支援員の要件にしても全て一緒なんですね。なぜここだけしたのかというのが、私大変わからないんです。というのは、今から先どんな要件、いろんな条項が出てくるかもわからないという中で、ここだけハードルを上げる必要が本当にあったのかというのを1点思っています。

基本的なところですので、もう1点は、基山町は、放課後児童クラブについてはそれぞれ放課後児童クラブの条例、または指導員の設置要綱なりクラブの施行規則なりつくっていますね。そことの整合性、今後どのように持たせていくのかという中では、今回、例えばこの第27号議案を可決したとして、今度、今ある現行の条例のこの改廃も含めて見直しもしていかなければならないという部分が出てきますね。これのタイムスケジュールがどうなっているのかというのもちょっとありますし、もう1点は、今まではそれぞれ指導員というふうな呼び方ですね。今回は支援員ですか、呼び方が変わりますけれども、基本的には子供たちの世話をする人と。それぞれ指導員の設置要綱を見れば、一番最初に出てくるのが65歳以下の者と、基山町はですね。なぜなら、これ臨時職員ですので。そういうふうにぽんと出ていますね。今回の基準にはいろんな基準があります、これは国の基準ですから。しかし、基山町の条例としてする場合に、250日を290日というふうにハードルを上げた中では、例えば支援員についての、基山町の今までの考えが全然生かされていないと。基山町は、もう1つは指導員もつくっていますね、主任指導員ですね。これについて、じゃ、今後どのような扱いになるのかというのも、基本的なところですけども、わからないんですね。だから、基山町がつくる条例に対して、国の参酌を含めて最低基準ということとされていると思いますけれども、今言われました一連の放課後児童クラブは継続して流れておりますから、それこそずっとですね。この辺について、回答をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず1点目の、なぜ290日かということでございます。

これは、放課後にそもそも放課後児童クラブでお預かりする子供さんは、放課後に保護者が保育ができない方を、その必要があるためにお預かりをしております、やはりそれぞれ皆さん方、通常の祝祭日、あるいは年末年始、お盆の時期等以外はほとんどがお仕事をされているという状況も勘案して、町では日、祝祭日、お盆、それから年末年始以外は開業しながらやっておりますので、やはりそういった状況で現在運営をしておりますので、仮に民間の方であっても、やはりそういった要望には応えていただきたいというところも含めて290日ということで設定をさせていただいております。

それと、条例改正と規則等、今後基山町が直接運営する部分の内容につきましては、やはり次回の12月議会あたりにはきちっとした町としての運営、当然指導員から支援員と、あるいは昨日の一般質問の中にもありましたけれども、報酬の問題等も含めまして、整理をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、支援員さんのことにつきましても、やはり現在、主任指導員さんには、指導員さんの総括的な業務という、子供さんたちのお世話をするだけではなく、指導員さんの配置だったりいろんなお金とかいろんな部分の、役場との調整をしていただいたり、あるいは主体的に保護者の方との調整をしていただくとか、そういった任務も担っていただいておりますので、ここにつきましても、やはり主任的な部分は町としても考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

済みません、私はここの開設、開所時間、日数、これはあるんですけども、こういうふうに規定すれば、これを書いてあるように最低基準ですよ。最低基準という書き方をしながら、基山町はもともと国が定めている250日というふうな表現じゃなくて、逆に言えば最高ライン、290日以上という書き方をされていますね。今までは開設日数じゃなくて、基山町はこれについては、今までは逆に閉所日を設けていたんですね。そうすることが、逆に言えばわかりやすい面もあったというふうなところもありますよね。基山町が290日以上というふうに——これは原則としてですから、必ずしも——場合によっては病気なり、特にイン

フルエンザ、こういうふうなことによって閉所しなければならないという場合も出てくるかもしれませんがけれども、これが基山町だけじゃなくて先ほど言われましたように、例えば民間でこの放課後児童クラブを開所したいというふうな参入に対しても、基山町はこれだけ厳しい条件を今の段階で出しているのかと。先ほど久保山議員が言われたように、基山町の中でも、子供を一時預かるみたいな事業を進めて、それを長年された部分もありますし、今でもされている部分もありますよね、5区ですか。正式に学童保育というわけではないんですけれどもね。

もともと国が今回こういうふうにつくったという中では、都市部を中心に、どうしても学校全体として見切れないところはガイドラインしかなかったという部分であって、それをきちっと法律で規定したいと。基山の場合は条例でとなっても、そこをどこまで民間を含めて当てはめていいのかという部分だったら、私あえてここを290日とする必要性がないのではないのかなと。最低基準として、250日でもいいのではないのかなというふうにやっぱり思うんですね。だからここが、いや、基山町は290日とするという明確な理由が今言われました理由では、私はちょっとならないのではないのかなと。それだったら、250日でも十分いいのではないのかなと思いますけれども、この辺もう一回お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

先ほど申しあげましたように、放課後児童クラブにお預けになられる方は、お仕事等、あるいはその他の理由で子供さんを見るができないという方で、その方についてはやはり、今現在基山町が実施しているこの日数に合わせての保育を望まれているというふうに考えていますし、町としても、例えばより住民さんたちのニーズに応えるためにも、やはりきちっとした、基山町としてはこの日数を保育日数としてやっていくんだという意思表示のためにも、基山町としては290日以上ということで考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

学童保育にしても、保育園運営にしても、国が何か後追い、今度の保育園の待機児童が余りにも多過ぎてと、そしてどうしようもなくという形で出てきていると思いますが、基山

の場合は、学童保育も保育行政も随分進んだといいますか、そういう形でできていると私はそれなりに評価をしています。だから、それが国のこと、きちんと出てきて一斉にちゃんとつくらにゃいかんといったときに、随分後退するのではないかという懸念をいろいろ持っているわけですが、そこで質問です。

ここの第27号議案の中に、子供たちの対象年齢というのが出てきていませんよね。今、6年生まで基山は受け入れていますが、国としては10歳未満ということになっていると思います。そこがここで出てきていなくて、もしそれを民間に委託するとかというときになったら、後退するのではないかと思いますので、その点が1つ。

もう1つ、ここに書いてある1人当たり1.6平方メートル、これが、国からの基準だと思いますが、今、基山の場合は多分上回っていると思いますが、そうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、1点目のお預かりする学年の明示ということでは、議案書の2ページの第5条の中に、「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって」というふうにしておりますので、こちらで小学生1年生から6年生までということでの範囲というふうにご理解いただければと思います。

それと、面積につきましても、現在も今のガイドラインの中でも1.65平米というのは出ておりましたので、基山町につきましてはこの面積以上の面積を確保しております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

1ページの第4条のところなんですけど、1の「最低基準を超えて運営を向上させなければならぬ」というのと、2の「最低基準を超えて設備を有し」という、同じ育成事業者でもランクが違うんだなというような読み方をしたんですが、その最低基準というのは、第2条に明記してあるのは、具体的に例えば数字で設備がこれぐらいのものとか、その具体的なものが何もなくて、健全に育成されることを保障するものとするという漠然としたものですけど、そういうものの中で、運営を向上させなければいけない育成事業者と、最低基準を超えて設備を有していてそれを落としちゃいけないよという事業者との区分ですよ。その具体

的な数字もなく、それをどんなふうに分けてあるのか、それをこの2つに明記しなければいけない具体的なもの、事業者のランクといたらおかしいけど、設備に関して違うというものがあるんなら、その文言を明記しなくていいんでしょうか。その理由がちょっとわからないので、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、第1条におきまして、「第34条の8の2の第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）」というふうにここで位置づけをしておりますけれども、今回定めます基準、設備及び運営に関する基準、この最低基準を超えて、常に、今回明示しておりますのは最低基準ということなんですよと。だから、これを超えて事業者の方は向上するように、設備に関しても、あるいは運営に関しても、向上するようにしてください。なおかつ、今はこれを超えて設置、あるいは運営をしていますが、やはり子供さんの心身ともに健やかに育つようなためには、やはり事業者の方も向上するようにしてくださいという2つの意味を込めたところでの事業者の方の今後のなお一層向上に努めてくださいということをごここで挙げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

意図するところはわかるんですけど、基準の目的がこういう漠然とこういう形で健やかに育成されることを保障するものとするというのがこの最低基準の目的ですよね。ということは、これをガイドラインとしたら、それを向上させるようにというところだけでいいのかなって、別に、ここでこれだけの設備だからこれを落としちゃいけないよというのが、このガイドラインがはっきりと数字的に出ているものじゃないわけだから、あえて2つの項目でするなら、言っていっしょることを1つにして、わかりやすくしてもいいのかなということでお聞きしたんですけど、あえて2つに、1と2に分けなければいけなかったんでしょうか。もう一回済みません。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

数字的なものという御指摘の部分は第9条以降ですね、7条からも。それぞれの数字的なものも、例えば設備の基準であったり、職員とかそういった形で細かい基準は設けておりますので、この基準以上を最低基準として諮っていただきたい。これは一つの項目でも、今基準を守っていらっしゃらない——まだやっと基準を守れている方は、より一層によくしてください。今でも基準を超えた設備とか、いろんな運営をしていらっしゃる方はより一層頑張ってくださいというところでの発言なので、同じところでもうたってもいいのかと思いますけど、意味合いがちょっと違うということで2つの項目に分けさせていただいています。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません、ちょっと不勉強で細かいところなんですけど、先ほど久保山議員のほうで1.65平米以上ということで基準のところでは触れていたんですけど、その上に専用区画というのがあるじゃないですか。専用区画という部分、これを読んでいてわかったようでわかんないんですが、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画」というのは、具体的にいうとどのようなイメージで考えたらいいいのかなと、その辺がちょっと——例えば、遊びの場という、僕らは外で遊ぶみたいな感覚があるけど、それは室内であっていいのかとか、そういうところの専用区画というイメージがちょっと思い浮かばないんですよ。それが1.65と言われても、どこまでの範囲か、対象によって随分違って来ないですか。だから、どういうところが専用区画と言っているのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

コスモス教室で言わせていただくと、今度給食室を放課後児童クラブ用の部屋として改築をさせていただきましたけれども、あの一区画を専用区画という形で、そこには勉強したりとかするスペースと、それからトイレがあったりとかしますけれども、それと、あとここにある静養するための部屋、例えばちょっと病気というか、熱が出たので、ということでちょっと休めるようなスペースがある。そういった部分になります。ただ、これには例えば指導

員が指導をする指導員のためのスペース、例えば、机だったりとか、冷蔵庫とか、そういうのはあるんですけど、その部分はちょっとのけたところで子供たちが使うべき場所としての区画としての専用区画の面積が1人当たり1.65平米以上確保するというのがここに挙げている部分です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回のこの事業については、民間にとかいうことも考えられてつくられているんだと思いますけれども、大体、基山町がこういった条例をつくるときには、もう既に相手先があつて後からというのが大体今までの兆候なんですけれども、今回そういう相手先は実際にあるのかですね。

それから、民間事業者にどこまでの、町と同じもの、これについては最低がこのラインですから、これ以上のものを望んで、民間事業者が応募したいというところがあらわれてくるというふうに想定をされているのか。

それと、細かい規定はこれからという話ですけれども、なぜこれからののか、なぜ今回の条例の上程と一緒に我々が判断できるように、だから、保護者のとか、利用者の負担がふえる場合があるでしょうし、または両者の負担がふえなくても、町の持ち出しがふえてくるとか、そういうことがあるかもしれないですよ。それをなぜ今回出されていないのか、それのところをお願いしたい。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず1点目の、相手先の目当てはということですがけれども、現時点ではっきりと手を挙げていらっしゃるような事業者さんはいらっしゃいませんけれども、事業所内保育事業をしていらっしゃるような方からは、そういった事業というのを考えられるということでお話をしているところはございます。

それと、町以外の事業者の方により厳しくということは求めておりませんので、町と同程度の放課後児童クラブの運営をしていただきたいということで町としては考えております。

それと、今回ここに示させていただいている設備運営に関する基準については、この内容

でございますので、あとは手続等が、事業者さんがどういった手続でという手続に関する部分が細かいところでありますので、その点の細かい国等の指示等を考えながら、そこはもう少しお時間をいただいて提示をさせていただければというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回の条例が制定されることで利用者の負担がふえることはないのか、それが1点と、第4条に「最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」と書いてあるわけですね。これを民間事業者に求めているということで捉えてよろしいでしょうか。国が250日以上というのを290日以上というふうに再三厳しいと、ハードルが高過ぎるんじゃないかとかいうお話もある中で、これをさらに向上させていかなければいけないというふうに条文にうたっているということは、先ほど町と同等と言われましたけど、同等では向上じゃないですよ。同等以上ですよ。というものを民間事業者に望んでいらっしゃるのかですよ。条文では望んでいらっしゃいますよね。でも、先ほどの答弁では同等と言われましたよね。それ少し違うんじゃないかと思っておりますので、利用者の負担がふえるのかどうなのか。それから、同等でいいのかどうか、その辺のところ2点お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

利用者負担額につきましては、まだそこまで詳細な部分は出しておりませんが、これまでの運営の内容とあとは現実の状況等を勘案しながら、なるべく負担にならないような形で運営をしていきたいというふうには思っております。

それと、ここの文言は「向上させなければいけない」というふうな形でありますけれども、やはり運営とか、必ずしも設備だけではなく、いろんな運営の部分でも、やはりこれは事業者としての基本的な考え方ではないかなと。確かに290日、国の基準よりも上回った基準を定めておりますけれども、それについては町も同じような形でやっておりますし、それぞれ事業を行う中ではいろんな運営面とか設備面でも、この最低基準では足りない部分もあるかと思っておりますので、そういった状況に対応できるような、やはり常に上を目指したような運営をしていただきたいというところでのこの第4条の項目を挙げさせていただいているところ

です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

第4条には「向上させなければいけない」と書いてあるわけですね。希望じゃないですよ、望みじゃない、要望じゃないですよ。そのところがどうも条文と違っているんじゃないかと私は思っております。

それから、負担がなるべくふえないようにということですがけれども、上限として、何%以上にはならないようにというふうに明確におっしゃっていただきたいと思うんですが、できれば、やはり課長が思っているイメージと、保護者が、負担をするほうに思っているイメージですよ、そんなにはと言われたって、本当にそうなのかどうかですよ。これだけ厳しい状況なのに。でも、これだけ要りますよと言われたらそれしかないですよ。それを、我々が含んで判断をしなければならないということですよ。この条例を決めてしまうと、細部にわたって決められることも、いや、その細部がだめならこの条例を廃止しましょうというふうには、なかなか我々は1回決議した部分としては非常に出しにくく、判断しにくくなるわけですね。ですから、保護者の負担の割合ですね、どの程度のものをというふうに、曖昧な言葉じゃなくて明確なものをいただければと思いますけど。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

利用者負担に関しましては、現時点でそこまでの検討も皆さん方にいろんな方にもお話をお伺いしているわけではございませんので、例えばいろんな部分で何割とか、そういった明確な答えはこの場ではできかねますが、先ほども申し上げているように、保護者の過大な負担にならないような形での料金決定はしていきたいというふうには考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

今の最低基準というのは、この条例に明確にうたってある1.65平米とか、1単位40人以下とか、指導員を2人にするとか、そういうここに数字としてうたっている最低基準というの

はこれでわかりますけど、先ほど言った利用料とかは、それぞれ事業所ごとに決めるとなっていますね。民間企業が参入する場合は、利用料の設定は自由なんですか。あるいは、町がやっているやつを上回ったらいかんとか、下回ったらいかんとか、何かそういうふうな意味での最低基準というのがあるのかどうか。

それからもう1点、これは町長にお伺いしますが、既に学童保育は公立公営というか、直営は全国で4割ぐらいと聞いております。残りは法人がやったり、公設民営だったり、民営化だったり、社会福祉法人がやったりということで、6割ぐらいは既にもう直営じゃないんですね。今回のこの事業者を規定する条例で、ある程度将来的に今後の思いとして直営から公設民営とか、いろんな方法を念頭に置いて今度の条例改正を頭に描いているのかどうか、その見解をお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今まで、やっぱり直営がベターだということでやってはまいりました。しかしながら、全てそれが、でなきゃいけないということでもないかなと。したがって、民営化というような、そういう手が挙げれば、そして、それをこちらの基準でちゃんと精査して、それでよければ民営化もあり得るかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

こちら民営の場合には、そちらの事業者の判断で料金設定になるというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

確認しますが、例えば年中やりますと、極端に言うたらですよ。290日以下じゃない、以上と、365日受け入れますと。そのかわり、学童保育料金は1万円とりますというような民間事業者があらわれた場合、それはオーケーなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

民間事業者の場合、いろんな特色ある保育を考えられていることもあるかと思いますが、その保育の内容に合った保育料というのが設定されるかと思いますが（発言する者あり）はい。それは、ここはあくまで最低基準として設けさせていただいていますので、事業者の判断であるかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

確かに、運営基準が設けられました。開園当初、この運営基準で開始したんだと民間会社はするかもわかりませんが、その途中、子供の専用区画が少ないとか、指導員が少ないそういう途中の立ち入り検査、そういう権限は、この条例で基山町は持っているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今回、ここに届け出をして認められれば、当然町としても一定の検査というか、いろんな調査等も含めてその権限は——権限というか、内容の確認はさせていただくことになるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それは、最終的にそういう条例を制定するんだという意味ですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

その部分については、条例になるのか規則になるのか、そこらあたりは現時点ではあれですけれども、やはり町としても当然認めることになれば、その内容についても調査なり監督はしていかなければならないと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そういう面が一番運営基準に基づいて、ほんならどう子供さんをディカバリーするかだから、それが一番重要な面だと思いますから、早目につくっていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第27号議案に対する質疑を終結します。

日程第3 第28号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。品川議員。

○10番（品川義則君）

これから後の3つの議案ですけれども、子ども・子育て会議でございますよね。今審議をいっぱいしてもらっていると思うんですけれども、その、この条例ですよ。それは提示をされて協議をいただいたのか、それのところはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

子ども・子育て会議の中でも、まず、内容の提示をさせていただいて、一応国の基準に沿った、放課後児童クラブの部分は国の基準より上回るというふうなこと。それと、あとは国の基準どおりで上げさせていただいているという内容のことを一度御説明し、それから、実際パブリックコメントをとらせていただいても御意見がございませんでしたので、それで条例案についても御提示をさせていただいて、こういう内容で今回の9月議会のほうに上程をさせていただきますということで御了解もいただきました。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それから、消費税が10%にならなかった場合という想定であるんですけども、もしならなかった場合は、どういう対応をされるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

現時点では、ならないというところではなく、国のほうとしてはなるところで準備を進めなさいということの下におりてきておりますので、なったのを確認してからでは遅いということですので、なるのを前提として全て事務を進めさせていただいております。ただ、ならなかった場合にはまた別途、10%にならなかった場合は、いわばこの新制度に伴う、今0.7兆円というふうに言われていますけれども、その財源が足りなくなるということで、今回、施行時期を4月1日で走りながら財源措置を考えるのか、開始時期そのものをもう少し先送りするのかというふうになるかと思うんですけども、やはり全ての事業者、市町村もそうですし、事業者の方、保育事業者とかいろいろな事業者の方も、4月1日にこの制度が始まるというところで全ての方が準備をさせていただいているので、国としては4月1日を変えることはないのではないかなというふうには現時点で思っていますけれども、ただ、明らかに10%になってこの制度が始まる予定ですということではしか言っていないので、ちょっと現時点ではどうなるかは不明でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回の新しい制度で、国としては認定こども園の普及を図るということですが、そういうふうには基山町もそれを進めていくのかですね、町内にもありますけど、その対象の。

それから、学童保育については民営化ということを目ざしていらっしゃいますけれども、基山町はこの保育園について、民営化も今までは視野に入っていなかったと思うんですけども、私としては早くその視野に入れてほしいと思っているんですけども、そのところはもうどういうふうにご検討されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

認定こども園につきましても、やはり原時点では町内にはございませんけれども、今のところ、1園、認定こども園に向けた手続をしたいということで御相談はあっておりますので、やはり——認定こども園ができることによって、基山町の町民の方の選択の幅が広がりますし、いろんな型もできるかと思えますし、町としても、もう少し認定こども園につきましても研究しながら、どうあるべきなのかというのを十分考えて、方針のほうを出していかないといけないと思えますけれども、今後そういった事例がありましたら、いち早くまた皆さんにお知らせして、今後、もう少し認定こども園についても、町としても十分考えていきたいと思えます。

保育園の民営化につきましては、以前の品川議員の一般質問の中にもありましたけれども、これにつきましても、検討自体は当然していかないといけないと思えます。公立保育所を今後どうしていくのか。以前から申し上げますとおり、子ども・子育ての支援計画の中で、今後の需要量と供給量を5年間出していって、今後どれだけの保育の要望があるのかというのも当然出てきますので、それで、じゃ、基山町にある現存のこの施設の中でどうカバーできるのか。それによって、その全体の現在の状況と将来5年間の枠の中でこれぐらい見込める。そうした場合に、基山町の町立保育園として、では定員がどれぐらい確保しないとイケないのか。それとあわせて、やはり建物も老朽化しておりますので、じゃ、建物をどうしていくのか。そのときには、やはり昨日もありましたように民営化なり、あるいはPFI方式とかいろんな方法があるかとは思えますので、十分そこは庁内でも検討をしながら、いろんな方の御意見をお伺いし、勉強していきながら、よりよい基山町の保育ができるように、やはり町として保育ができるような形で方向性を出していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

品川議員の質問の中にも10%との絡みが出てきていたんですけれども、もし上がらなかったらということが僕もやっぱりひっかかるんですよ。最近の政治は何が起こるかわからない。そんな中で、しかも先行しておってまた町が混乱するようなことになって、町の負担増になるようなことが100分の1でもあったらどうするんだろうという危惧があるんですけれども、その中で、どうしてこの今の時期、早急にこれをやらないかんのかという、何か自分なりの

納得性がまだ十分にわからないんです。その辺を教えてくださいませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

確かに、先ほどお答えしましたように、あくまでもこの制度は子ども・子育て支援法が成立したときも、消費税が10%になることによる財源をこの新制度に使うという大きな中で制度をやりますということで、特に、今回新たに小規模保育事業等、新たな事業を認めて、そこに対しても運営費の支払いというような形で出てまいりますので、そういった、現行の保育所だとか幼稚園というのは現行のままやるというのがありますけれども、小規模事業保育に参入してきちとした支援のもとで……

○議長（鳥飼勝美君）

内山課長、そっちはいいけど、いつ、何でこの時期にかということ聞かれておったから、そっちのほうはもう。

○こども課長（内山十郎君）続

だから、そういうふうにありますので、そのためには、そういった方の不安もあります。しかし、もう国としては来年4月1日に始めますということですので、そのためには、その準備としてきちとした、例えば小規模事業保育を来年4月から実施をしたいという方については、その事業の認可もしないといけませんし、例えば今回の保育の必要性の認定というのも当然していかないといけませんので、そういった部分の基準をまず今回定めさせていただいて、いつでも——いつでもというか、国が示している4月1日に間に合うように準備をするために、今回のこの条例を上げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1点だけお尋ねします。今回のこの条例、一番大きな違いは「保育に欠ける」という文言から、保育の必要性、これを町が認定するというのが恐らく一番大きな違いだと思っています。それで、そうなるとう当然、課の業務としてさまざまな煩雑さも出てくるかなというふうに予想されますけれども、今の体制で、この必要性の認可を行った場合、想定できる住民サービスの低下、これについてどういったものが考えられるか、お尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

これまでは、保育の実施に関する部分であれば、保育所に入所する方だけの申請受付、入所受付で関係書類のチェックをして、利用調整をしながら、確定すれば決定通知を出して保育所入所の手続を進める、保育料を決定して入所をしていただくという流れでしたけれども、今度は幼稚園のほうも新たな事務が発生してきますので、幼児教育、保育のサービスを受けられる方は全て必要性の認定をしていただくようになります。ですので、その部分の事務量はふえてくるかとは思っていますし、プラス、この必要性の認定の前には事業所の認定というか、そういった部分も出てまいりますので、その部分は事業、業務の負担にはなってくるというふうには考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それを受けて、町長、どのように対処される予定か、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに事業量、これもそうですし、そのほか権限移譲とかなんとかとっておいてくる部分、ほかの部分もこれから想定されないこともない。だから、そういうことに町としても対応していかなくちゃいかんということでございます。差し当たって今回のこの保育の件に関しましては、やっぱりそれなりの対応、今、課の体制というようなことも検討中でございますので、そこには何らかを組み入れていくべきだろうかなというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、1点だけ。第3条の2項、保育の必要性の認定に対する区分ですが、今回保育の標準時間として1日11時間と。それから、短時間として8時間と。フルタイムに対応する、それからパートタイムに対応するものということでは言われているわけですがけれども、特

に保育の短時間の場合、これは何時から何時までを一応予定されているのか。例えば8時から16時までとか、まず、その辺についてお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的には8時間保育ですので、8時から16時までというのは想定できるかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、その時間を超えた場合、パートタイムで働いておったけれども、その日はちょっと残ってくれと言われたと。そうすると、16時までには迎えに行けませんということがあり得るですね、そういう場合が。そういう場合はどういうふうに対処するんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

延長保育という制度もございますので、延長保育を利用してお使いいただくという形になると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

確かに、延長保育として料金いただきますよと、1時間当たり幾らやったかな、2,000円かな、ちょっと忘れました。じゃなくて、標準時間が11時間まであるわけですから、その範囲内で保育すれば済むことじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

的確な答弁をお願いします。内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的に、それは今回標準保育時間と短時間保育は就労の状態に合わせて標準時間と短時間保育を定めますので、通常であればこの8時間で十分保育可能ということで定められているので、その突発的なことも含めて、そういったことは現在でも突発的に遅くなれば当然延

長保育を使われてしていらっしゃいますので、それと同様というふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第28号議案に対する質疑を終結します。

日程第4 第29号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

済みません、これも1点だけ確認させてください。町として特定地域型保育、これを推進していくのか、いわゆる供給量をふやすために推進していくのかどうか。それとも、ただ待ちの状態なのか。このあたりの方向性をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

町としましては、多様な主体の方が多様な保育をすることによって町民の方のさまざまなニーズに応えられると思っておりますので、この基準に合致するような事業者さんが出てこられれば、町としても十分受け入れをしていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

多種多様なニーズに応えるためということでもありますけれども、そうなった場合、基準を設けて認可するとか責任が出てくると思うんですね、町のほうも。どの辺までその責任を負わなければいけないのか、全てなのか、それのところの判断はどの辺で基準を設けられるようになっておりますか。その場その場、ケース・バイ・ケースで判断をしていくのか、町として認可する場合にとか町が決定する場合に、家庭的保育、小規模保育とか認めるようにな

りますよね。万が一のことがあった場合には、そこに全ていくのかという、契約とか、規約とかで決めるのか、どういう状況で町の責任の明確化とか分担とかいうのは、どういうふう
に決めていくわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的には、事業者さんと保護者の方の契約に基づいて事業のサービスを提供されますので、一義的には事業者の方に全て責任はあるというふうに思っておりますけれども、やはり
こういうふうな基準に基づいて認可をしていきますし、事業所にもそれぞれ災害等が起きた
場合の対応等の計画書、あるいはそういったものを出すようにしておりますので、やはり町
としましても通常の定期的な検査、あるいは点検、そして非常の災害等が起きたときの指導
等は、当然、町としてもしていかないとけないというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませつか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

大変難しい中身でわかりづらいんですね。例えば、先ほどの放課後児童クラブは最低基準
というふうな表現がありましたし、もう1つ後のこの第30号議案、これも最低基準というの
が出てくるんですね。しかし、この第29号議案、これには最低基準という言葉はありません
ね。なぜこういうふうに違いを分けているのかと。これは、国が確かにそういうふうに決め
ているという部分もありますよね。ただ、何をもってこういうふうに、これはもう最低基準
で守らなければならないんですよと言いながら、この29号にはこういう表現がないと。この
分について、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、最低基準といいますのは、町として第30号議案であれば家庭的保育事業、小規模保
育とかそういった部分ですけど、こちらのほうは町で設立の認可をしてまいります。しかし、
特定教育保育施設、幼稚園であるとか認可保育所、認定こども園、これについては県が設立
の認可をしてまいります。今回この第29号議案で出させていただいている分は、町が運営費

等の支給をするために、支給すべき対象であるかどうかの事業所として町が確認するための基準としてここに挙げさせていただいておりますので、当然、特定教育・保育施設、あるいは地域型保育事業は、もうそれぞれの基準に基づいて定められておりますので、その支給すべき事業所かどうかを確認するための基準として挙げさせていただいておりますので、放課後児童クラブとかは当然町で確認をしますし、家庭的保育事業——ちょっと家庭的保育事業と特定地域型保育事業、ほとんど同じものなんですけれども、これにつきましては基山町で認可をするということで、あくまでこれが最低基準なんですよということで、言葉としては分かれているというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

利用者が利用料の手續に基づいて支払わなければいけないということですが、それは今もそうですね。今度、こういう形で出てきたときに、きのうの一般質問の中でもオプションというような言葉で、今以上にサービスを受けるときに手出しといいますか、そこがふえてくる可能性が多いなと思いますが、利用者の父母にしてみたら、今度こういう形で来年4月1日から実施されるということを、まだほとんどといいますか、具体的に細かく知らない人が多いのではないかと思います。現状と来年4月からどう変わるのかという、その辺の周知というのはどうされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

現時点では、もう制度が始まりますということぐらいしかありませんので、先ほどの松石議員の一般質問の中でもお答えさせていただいたように、この場合、それぞれの事業所さんのほうに制度がこういうふうに変ります。保育料につきましても、基準はこういうふうになりますというふうな情報提供はさせていただきながら、昨日も御指摘がありましたように保護者の説明会とか、そういった部分でそういった場所に出向いてでも、やはりきちっとした説明はしていきたいというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと聞き忘れていました、済みません。例えば認定こども園から小規模保育、これは、広域入所の対象になるのかどうか、ここを確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

こちらのほう、広域入所の対象になります。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

委員会付託でそちらで聞かれるかもしれないんですが、18ページのところ、緊急時における対応方法で、18条のほうには、子供が急に体調を崩してというときの対応はどのようにするということは明記されているんですが、緊急時等における対応方法ということは、想定というか、体調異変以外のことも想定してあるということだと思うんですが、それに関しては具体的に対処方法というのは、やっぱり定めておかなければいけないということを含んでの文言なのではないかということが1点と、その次の、非常災害対策というのは、緊急時とはまた別に、もっと大型の、私の読んだイメージとしては、東日本大震災のようなああいう一生のうちに起こるか起こらないかというような部分だろうとして読んだんですが、何か決めておかなければいけないものの中には、一応、一定基準のものがあって、こういう形のマニュアルをつくっておいたほうがいいですよ、つくっておいてくださいというような指導があつての文言なのか、その2点を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それは今、議員御指摘のとおり、緊急時というのは、やはり病気だとかそういった部分でどうするのか。やはりこれについても、今現在、認可保育所では県のほうから定期監査があつたりしておりますので、そういったマニュアル等も整備して、きちっとした、例えば、まず保護者の方に連絡をしたりとか、じゃ、それから緊急時であつたらもう救急車を呼ぶとか、その状況に応じた対応のマニュアルもつくっていただいています。

それから、非常災害というのは火災、火事の場合にじゃどうするのかとか、例えば地震だったりとか、そういう場合にはどうしていくのかということで、そういうマニュアルというか、計画書をきちっとつくるのかですね。実際には防火訓練だったりとか災害訓練も年2回とか実施したりとか、認可保育所とかの場合にもありますけれども、そういうふうに、そういう場合にはどうするかというのをきちっと明示しなさいということで、これは20条は運営規定の中の、運営するためにはこういうふうなことをきちっと盛り込んで運営規定の中に入れておきなさいということで。これは認可保育所とかでも全く同一の内容でございますので、これは最低基準みたいな形でなるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

全員協議会とかでも何回か申し上げましたが、今回の改定で一番大きく変わるのは、幼稚園が施設型保育を選んだときが大幅に条件が変わると。この間も資料をいただいたし、ああいう説明では、今の佐賀県内では私学助成のままで検討されておるといってお伺いしますが、万一、例えば基山の幼稚園が施設型を選びますといったときに、例えば、今3年保育とか、3年養育保育とか、4歳、5歳の方は2万5,000円ぐらいの保育料が7万円とか8万円に上がったりする可能性もあるわけよね、所得によってはね。その辺の——例えばなければいいですよ、決定で。それは、ことしはとりあえずありませんということで決定しておけば今タイムラグの詰まった状態が解決するだろうけど、例えば秋口に急に施設型に変わりますといったときに、保護者への説明とか、次それやったらもう小郡の幼稚園に行きますとかいうような方も出てくると思うんですよ。そういうふうなことは説明する準備はされておるんですか、万一に備えての。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ここの中にも、そういった大きな変更があるときには3カ月前にはきちっと知らせて、それから保護者の方の承認を得るといってもありますので、どちらを選ばれるかというのは、施設の運営としてやはり大きな分岐点になられると思いますので、今、町のほうで把握している部分で施設の方とお話をさせていただいても、新しい制度で一定の状況はわからないの

でということはおっしゃっていますので、町としても新たに施設型保育には来年の4月からはいかないのかなとは思っていますけれども、やはりそのあたりの事前の周知と説明、それは、通常、幼稚園の場合は10月とか11月に入園募集を始められますので、その前にはきちっと、この幼稚園はこういうふうにしてされるということは表示をした上で、それを納得の上で入園申し込みを受け付けるというふうになるかと思っておりますので、そのような体制で臨まれると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

第30号議案とも関係するわけですが、先ほど久保山議員だったですかね、ちょっと質問をされたんですが、なぜ第30号議案から入らないんですか。これは後でしょう。まず、町が認定して、認可して、認可したら第29号議案のごと、第29号議案に沿って施設給付費をやりまますよということでしょう。そしたら、まず第30号議案から先にすべきじゃないですか。ちょっとそこがわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。明確に答弁してください。

○こども課長（内山十郎君）

基本的にどちらが先かという形ではありますけれども、それぞれサービスがあって、こちらの29号議案は基山町が事業者に対して給付費を支払を確認するための確認の条例ですし、当然、町としても新たに幼稚園とかそういうところにも給付の対象が広がりますので、この場合どちらが先ということはないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第29号議案に対する質疑を終結します。

日程第5 第30号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第30号議案に対する質疑を終結します。

日程第6 第31号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．第31号議案 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）

非常に重要な議案だというふうに私は感じておるところであります。それで、教育長に4点ほどお伺いをいたします。

まず1点目は、いじめは何としてもなくさなければならないと私も感じます、学校と社会からですね。それで、いじめは人権問題というふうに私は思っているんですが、この見解をまずお聞きをいたします。

2点目、第2条の基山町いじめ問題対策委員会、これは第三者機関としての位置づけなのかですね。これには、いじめに対する対策も含まれているのかどうか。

3点目、いじめ問題対策委員会の所掌事務について、審議、調査、答申をするということですが、まず、これについて具体的に説明をお願いしたい。

4点目、第13条、重大事態に係る対処について、まず、これについて説明をお願いしたい。これ1回目の質問です。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

人権問題であるかということに対しては、私も重大な人権問題であると思います。事例によっては、人権どころか、もうこれ犯罪というか、そういうところまで事例の中ではあるような事例もございますので、十分、議員のおっしゃるとおりだと思っております。

それから、町の第三者委員会というのは、対策等についてはそこでは事後の対策等を検討する場合もあると思いますが、いじめが起きた場合の調査とか、そういうことも含めて主にやっていくものと思っておりますので、これは客観性が担保される第三者機関という形でそ

ういう調査、それから対策について考えていきたいというところでございます。

3番目の所掌事務については、条例に書いてあるとおり審議を行うであるとか調査をする。それから、重大事態についても調査すると。それから、その後の対策についても、これを行うという、主にこういうことでやっていくと。被害者が十分納得できる形でやっていくという形で行う予定でございます。

それから、重大事案についても、町がまた新たに調査委員会をもって、いじめの問題に対しては精査して、独自に調査をしてもらうということを考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、まず2点目のいじめ問題対策委員会について、第三者機関としていじめの調査、対策も考えるというふうな答弁でございました。そうすると、だとするならば、第4条の組織、このいじめ問題対策委員会の組織、5人で組織するというふうになっておるわけですが、こうして見てみると、弁護士、学識経験者、児童生徒の発達及び心理、福祉等について専門的知識を有する者、警察関係者、教育委員会が適当と認める者というふうなことでなっていますが、肝心の教職員の参加がないと、現場の。これ非常に心配するわけですが、必要ではないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この重大事案に対しては、学校の調査、学校の調査委員会が済んだ後の足りない部分についてここでもう一回やっていくわけですので、学校の調査結果をもとに、もう一回新たな視点で調査をするということで、学校が調べた結果は当然十分に参考にし、また、事例によっては学校から参考に呼んで審議するということも考えられると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そこで、幾つか提案も含めてお聞きをいたしたいんですが、第3条の所掌事務の部分ですが、私は、そこに審議、調査、答申という形で載っていますが、このほかに、通報、相談、

勧告、調停を加えることを提案したいと思いますけど、まずその見解ですね。

それと、もう1つは第13条、重大事態に係る対処についてですけれども、このいじめ対策防止法は、御存じのとおり平成23年10月に滋賀県大津市で、男子中学生のいじめ自殺事件で、いじめを自殺の原因と考えないで、そこの教育委員会が事実関係を明らかにしないと。そして、学校とか教育関係者が隠蔽をすると、そういう隠蔽体質への批判、それから教育行政への不信、これがあったわけですね。だからつくられたんですよ。それはそのとおりだと思うんです。いじめ対策防止法第28条では、事実関係などの必要な情報を適切に提供するということが書かれています。被害者や保護者に、調査するだけじゃなくて情報を公開すると、そこが大事だろうと。また、被害者、保護者の方はそれを求めていると。なぜうちの子供は自殺しなければならなかったのかということが、そこはきちんと被害者や保護者に情報開示、情報公開、これはされるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一番終わりのお尋ねからでよろしいですか。

その隠蔽云々ということからこういう法律ができたと思うんですが、私どもは、当然調べた結果については、被害者の方が納得いくまで調べ直してお知らせするということは当然だと思っております。

それから、所掌事務の中に通報、勧告、調停ということがありましたが、通報とかについては、対策委員会に通報するというようなことよりも、教育委員会、あるいは学校のほうで、学校に通報があったことで、ただどこに通報したらいいのかという技術的なこともありますので、通報については幅広く私たちのほうで受けとめて——この対策委員会そのものが通報を受けとめられるかということ、ちょっと難しいところがあるのかなと思っております。

それから勧告については、こういうことが起きたということについて、学校なり、あるいは加害者等について、強い勧告というのは当然出せると思っております。

それから調停については、この部分については、対策委員会で調停をするというのは、もし和解であるとか、慰謝料とか、そういう面も含んだりしますので、これも対策委員会では少し——弁護士がいても、そのための弁護士ではないと思っておりますので、この点については、改めて違うところで調停をしていく。最終的には民事というか、そういう方向性にな

るかも知れませんが、やっていくべきだろうとそういうふうを考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

それこそ、私もこれ大変大事な中身だと思いますけれども、1つは、いじめの定義を教えてください。わかっているようでわからないんですね。簡単に「いじめ」という一言で書いてありますけれども、まず、定義がなければちょっと難しいなというふうに思っています。

それから、目的の中に、これはずっといろいろ書いてありますけれども、最終的には、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目的とすると。いじめが行われなくなるようにするんだと。しかし、ずっと書いてあるのは、いじめが起こって、それに対処の仕方を書いてあるんですね。そうすると、本当はそうじゃなくて根本原因を明らかにして、いじめがない学校内外での生活、子供たちの生活を含めてやっていくんだというふうな捉え方をすると、本当にこれだけの内容でいいのかという部分が私大変わからないんですね。事件が起こってその対策、そして先ほど松石議員も言われましたように、隠蔽をなくすと。そして、第三者機関によって再度調査するという部分だったらこれでもいいんでしょうけれども、いや、もうそのものをなくすために努力していくんだということだったら、これでは不十分ではないのかなと思いますけれども、この辺についてお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いじめの定義については、若干、何年前とちょっと変遷をしたりしておりますので、私が今持っている資料が一番新しいのかどうかというのを十分確認できないままに申し上げますが、「「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と。ですから、以前のはインターネット等は入っていませんでしたが、そういうことで、多分これが一番新しいものであるというふうに思っております。

それから、この条例の中に未然防止の対策というのが――確かに、起きた後の事後処理と

うか、そういうことが主に大きなウエイトを占めていると。ただ、対策委員会あたりでその後の対策についてきちんと考えるということもあります。

それから、未然防止については、学校等がいじめ防止について、その対策に関する組織をつくるというのがありますので、これは学校必置でつくりますので、そういうところで未然防止については定期的に学校は行っているというところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほど、定義について言われましたけれども、細かく調べれば本当にわからない部分がたくさんあるんだろうと思いますけれども、例えば虐待といじめの違いというのがどこがあるのかというのがあるんですね。主従関係にあれば、主の人が従をいじめれば、これはいじめとは言いませんね、虐待ですね。同じ同級生とか同じ学校の仲間、同じ生徒の中ですれば、これはいじめにもなりますね。しかし、場合によっては虐待にもなる場合があるんですね。なぜかという、多人数で1人にいじめをする場合に、それはいじめじゃなくて、逆に言えば虐待にもなりますし、学校内外という形になれば、場合によっては家庭の中でそれが虐待にもなる可能性もあるし、場合によってはいじめにもなるし、いろんなケースがあるんだろうと思いますね。そういう中で、こうして子供たちの日常生活を含めてこういういじめ対策をしていくんだと。そうすると、言われましたようにいじめの定義が物すごく広くなるという部分では、家庭との、それこそ日常的なつながりといいたいでしょうか、連絡体制を含めて。いじめをしている人はいじめという感覚がないという場合が物すごく多いんですね。いじめを受けているほうは、それは、心身、精神的な問題を含めて物すごくあるんですね。いじめをしているほうは、それがわからないと。だから、確かに難しいのは、いじめを受けている方は、先生、いじめられましたということで、それが問題になる場合もありますけれども、いじめをした人は、全くそういういじめをしたという感覚もない、加害者意識もないというのが、このごろのいろんな事件でもそういうのが物すごくやっぱり多いんですね。そうすると、そこでその子供たち、児童がかかわっている家庭の生活環境とか家庭環境まで、やっぱり踏み込まざるを得ない部分が出てくるんですね。そうすると、この辺まで含めて今度のこの問題対策は踏み込んでいいのかと。いや、表面的な事件の調査だけだったらいいんでしょうけれども、こういうふうにいじめそのものをなくしていくんだという場合に、家庭とか地

域、それから場合によっては、これは自治体も関係してくるということでもあるというふうに思うんですけども、この辺の関連性について、どういうふうに——私もわからないんですけども、規定はされていないみたいですので、どのように考えてあるのか、お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いじめの背景にあるものに、今、議員がおっしゃった家庭であるとか、地域であるとか、まさにそのことについては、たしか平成8年のその審議会の名前は忘れましたが、そのときの問題点として、家庭の問題、地域の問題、あるいは学校の問題と分けて、たくさん出てきた中で、家庭の重要性というのは非常に強く問題点として出されておりました。

それから、地域社会でもって、いじめは悪だということをきちんと社会の中で子供に認識させるというのもこの社会の務めであるということが。それから、いじめられている子供はそれはいじめだと思っている、それははっきりわかると思うんですが、いじめている子供に関しては、これは本当におっしゃいましたように、いじめているというよりおもしろ半分とか、からかいといいますか、本人がどんなに苦痛になっているというのをわからない、ただ単におもしろがってやっていると、長期間にわたってやっているとすることはあります。私の経験したケースでは、ある子供が、休み時間のたびに職員室の前に来るんですね。そして、ある教員が、「あんた休み時間はこんなところに来るところじゃないよ」と、「教室戻りなさい」と。だから、大人の目が、不思議だと思っていけないんですよ。この子は、いつもこうやって職員室ばかり来て、要するに大人の目の周りに来るということは何かあると。私は、たまたまおかしいなと思ってその子供が戻るときに後をつけていったら、やはりいきなりすれ違いざまに腹を蹴られたと、そういうことを私目撃しましたので、そういうことでその子供に対してどういうことがあったんだということを言ったんですが、言われましたように、いじめる側の子というのは、やっぱり家庭でも逆に自分がいつも虐待的なことを受けていて相手に仕返しみたいにやる子も、それはおることはあります。ですから、そういうことも含めて、この防止条例の中にはきちんとそういうことをうたっていないんですが、対策委員会、あるいは学校の組織の中で言われたようなことを十分反映して調べていくと、それから防止していくと。いじめは調べるのが目的じゃなくて、やらせないように防止することが大きな目的だと思っておりますので、そういうことで今後も考えていきたいと思っております。

す。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

一般的ないじめ防止のためのあれは別ですけれども、重大事態が発生した場合の対応の順番についてお伺いしたいんですけど、第13条に、法第30条の規定に基づきとかいうて町長が調査するということになっていますけど、法第30条では、第28条に規定する重大事態が発生した場合は、まず学校が調査すると。調査した結果を、教育委員会を通じて町長に報告すると法第30条ではそうになっていますね。そうすると、地方公共団体の長は、その結果に基づいて附属機関、つまりこの委員会ですね、今度の——附属機関を通じて、学校から来た調査をまた調査することになるということは、この委員会というのは、私最初は、学校で問題があって委員会に問題を投げて、そこでいろいろ基本的な解決をしてもらった後、教育委員会から町長に報告が行くと思っておったんですけど、そうじゃなくて、基本的には今までどおり学校から教育委員会に報告が行って、教育委員会から町長に報告が行って、その後この対策委員会で、それで本当によかったのかという事後処理型の委員会ですか、これは。事前防止型の委員会ですか、それがちょっとようわからんのですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

法第30条で、まず町長に報告するということになっていますけれども、そういう重大事案が学校から上がってきたときに、教育委員会はその報告を受けて、先ほど言われたとおりまず町長に報告します。教育委員会はそれを受けてこの対策委員会を開いて、調査、審議、諮問して答申を受けるんですけども、その結果も町長に報告をするということです。町長が調査することができるということですのでしてはいますけれども、どの時点で町長が調査をするのか、報告を受けた時点で教育委員会の調査は調査で別にやって自分でまた調査をするのか、それとも、一応、教育委員会の調査の推移を見守って、その結果を受けて改めて調査をするのか、それは事案の内容にもよるでしょうけれども、一般的には、一応、教育委員会の調査の推移を見て、それで不備であるならばさらに再調査をするというような意味でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

わざわざいじめ問題対策連絡協議会でもいいようなレベルを、委員会という附属機関として重い機関にして、そこに強い権限を与えてという形になるのであれば、例えば重大事象が起こったときに、この委員会がいち早く動き出すということはないんですか、警察の方も含めて。まず、従来どおり教育委員会を通じて町長に報告が行って、どうしようかこうしようかというおるうちに、さらに重大な事態になったというのがいろいろありますけど、専門家がに入って、この法律のあれからいくと、後から第三者委員会的にあれがよかったか悪かったかというのを調査して答申するような内容に見えるんですけど、そうじゃないんですね。事前防止のための——警察の方も入るということであれば、重大事象が発生しておる途中で、ある程度そこをきちっとおさめられる権限を持った内容なんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

重大事案にはいろいろありまして、ここにも書いておりますとおり、いじめによる長期休業、30日以上 of 休業とかありますので、そういうのがわかった時点で教育委員会に来ますので、教育委員会では、町長への報告と同時並行でこの対策委員会を立ち上げるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

基本的なところをお聞きしたいんですけども、いただいた資料によると、地域もこれに対する基本的な方針を決めなきゃいけない、学校もこの方針を決めなきゃいけないんですよ。これだけ問題対策委員会をつくらなきゃいけないのは、言われたようにやっぱり大津のあれなんですけれども、大津の例を言うと、教育委員会の調査も学校と同じで全くしようがないからと保護者のほうから言って、マスコミが騒いで市長が動いたわけですよ。それであるならば、やはり教育委員会というのは、いろんな重大事案が起きたんじゃなくて、やっぱり防止のほうですよ、防止。大きくなならないような抑制をすとか防止のほうであるならば、いじめ対策連絡協議会とか、委員会とか、そちらのほうで専門家を入れて、それか

ら先生も入ってもらって、警察もいろんな事案を御存じでしょうし、スクールカウンセラーを入れて、基本的ないじめ防止のほうに委員会をつくっていただくのは教育委員会ではないかと思うんですね。重大な事象が起きたら、やはり首長は動いていかないと、保護者とか地域から見た場合、マスコミから見た場合の大津の事件を見ると、学校も教育委員会も同じですよね。学校ではなく、教育委員会が隠蔽しているんじゃないかというふうに見られたからああいう大きな事件になったと思うので、逆に言うと2本立てで委員会を、連絡協議会と対策協議会とですね。事象が起きる瞬間というのか、起きたのが先ほどあったんですけれども、町長に報告した時点から町長が早速動き出してその調査を深くするとかのほうはもとわかりやすくなるだろうし、全部そこで、教育委員会だけでやるというのは、この案件から見ておかしくなるんじゃないかと。結局は、教育委員会はそうやって町長に報告する。町長も、やっぱりその後するということならですよ、大津のように自殺に行かない前に参入しないと、虐待みたいな、暴力みたいなことをされているのを早く調査してとめなきゃいけないんですけど、防止できなかつたら、やっぱり調査して厳罰にする、重大な態度を示すというのは、やはり地方公共団体の首長のほうに行くんじゃないかと思うんですけどね。私は、そんな考えを持ってこの文章を読んでいるんですけど、どうしてもあわないので、こういう質問をしているんですけども、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

議員御指摘のと通りの対策委員会は、学校のほうでも必置になっておりますので、それはつくるようにいたしております。それと並行して、大津の事件の反省に立って、教育委員会での調査も不十分だったというようなことですので、今回はこの第28条に関する委員会は第三者委員会ということで教育委員会とは独立した委員会をつくるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

教育委員会から独立したものならば、教育委員会が説明されるんじゃなくて、こちらのほうから説明を受けたほうが私はすっきりすると思うんですよね。

○議長（鳥飼勝美君）

教育委員会の附属機関じゃろうが。

○10番（品川義則君） 続

附属機関ですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

附属機関よ、これ。独立じゃなかよ。

○10番（品川義則君） 続

だから、附属機関にいらっしゃる方が幾ら意見を言ったって、やっぱりそれは附属機関の話ですから、調査をするというならこちらのほうからしたほうが私はいいと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員会がそういう要請をいたしますが、これはあくまでも第三者というか、客観性が担保できるようなメンバーと、そういう人員構成でやっていくのが原則ですので、例えば町の顧問弁護士であるとか、そういう方を弁護士に持ってきていいのかということも、被害者の側が、それは客観性が担保できないという可能性もありますので、そのあたりも十分に精査して調査委員会のメンバーを決定しなきゃならないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

であるならば、最初からしたらいかがですか。そういった担保がほしいじゃなくて、もう眼前とあるんだよと。第三者ですよ、本当の第三者が調査するんだという形のをどこが選ぶかというふうに、やはり附属機関がするんですよ、教育委員会の附属機関でさせるよりも。町長が招集はするけれども、町の機関にも関係ない、教育委員会にも関係ないというふうに本当の第三者でないと、不服があったから申し立てがあって、それを諮られるわけですよ。いや、これで大丈夫ですよ、第三者ですよと、客観的に見てもと言われたって、主観が違いますからね。被害者とは、必ず絶対主観が違うんですよ。だから、なぜ主観が違うかという、やはりいじめを受けた側の主観にいかないとわからないわけですよ。今、教育長言われたように、いじめたほうは、いじめたことも、自分がやっていることも、相手の気

持ちが全くわからないから、重大だということがわからないわけでしょう。それは、事態が起きた後も一緒ですよ。一番大事に守っていかなくちゃいけない被害者のほうの目線から見た場合、どうあったほうが信じてもらえるかと、早急に、すぐに対処してもらえるかといった場合、そこを考えると、今の御提案はおかしいんじゃないかという話をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

学校教育業務につきましては、教育委員会のほうに所管があります。当然に、こういった事案につきましては、まず学校教育関係であるべきことだと思っております。それについて、第30条の部分の調査権ということにつきましては、教育委員会が行った事項について、被害者のほうが納得できない場合とか、そういう救済といえますか、そういうことでの町の機関ですので、こういうことは本当にあってはならないことではけれども、まずは所管の業務を行っている教育委員会がこの対策委員会をするということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほどから、松石議員も重松議員も非常に大きな問題というふうに言われました。私もまさしく、最初議案を見たときにびっくりするぐらい大きな議案だと思っております。にもかかわらず、なぜ全協での説明も一切なく、提案理由の説明も、条文、例えば委員会の構成などの説明もなく、追加で添付された資料の説明もなく、きょうの議案審議に向かっているのかというのが非常に疑問でなりません。

その中で、あえて何点かお尋ねいたします。

まず、この条例案を制定するに当たって、教育委員会、また校長会、この中でどういう議論がされたのか、お尋ねいたします。

それと、非常に大きな調査権を持っているこの委員会ですけれども、これは、いじめ問題対策に関する条例の制定になっています。これは委員会設置条例ではない理由を教えてください。

それと、先ほどのこの調査権についてですけれども、被害者、加害者、保護者、教師、そして教育委員会、これ全てが調査対象なのかどうか、教えてください。

また、先ほどから、やっぱり未然防止があくまでも目的なんだというふうに言われています。ただ、先ほどの課長の答弁であれば、まずは教育委員会の中の委員会で調査をして、そして重大な事案に至りそうな場合に、この第三者委員会が動くというふうに言われました。ということは、やはりいじめが起きた時点では、この第三者委員会というのは未然防止の目的のためではないのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

とりあえず、それだけお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

わかりましたか。（発言する者あり）調べてみましょうか。

では、ここで3時まで休憩します。

～午後2時44分 休憩～

～午後3時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員会であるとか校長会に対してどういう説明をしたかということですが、教育委員会につきましては、今度の法律、法案と上程する条例をお示ししまして、こういうことで出しますということの説明をしておりますが、特に大きな異議とか質問はなかったように思っております。

それから、校長会に対しましては、県のほうから校長を全部集めたところで、今度の法案の趣旨と各市町で条例ができるであろうということで、校長に対しても学校のいじめ問題対策に対する組織の必要性であるとか、そういうことに対しては説明をしておりますので、こちらの教育委員会で、この条例について詳しく学校の校長と意見をまじ合わせたという経緯は特にございませぬ。

それから、委員会設置条例については、原課長のほうから説明をいたします。

それから、被害者についての調査対象ですが、これは被害者、加害者ともに調査対象については全てかかわった者については対象になるというふうに思っております。学校で一番調べるのは児童・生徒でございますが、そのほかにも考えられる該当の者があれば、それは当然調査の対象だと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

2問目のなぜ設置条例にしなかったのかということでございますけれども、第1条の目的に規定しておりますように、小・中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することによりいじめが行われなくなることを目的といたしております。確かに法24条や法28条による必要な調査を行うためにいじめ問題対策委員会を設置することといたしておりますが、法30条第2項の規定に基づく調査など、重大ないじめ事案についての対処規定など、いじめに関する総合的な対策を包括したものでございますので、設置条例とはいたしませんでした。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませつか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

全協での説明がなかった理由とかは省略されましたけれども、とにかくこの調査権は、被害者、加害者、保護者、教師、教育委員会全て対象になるということです。まさしく今具体的に言いますと、昨日緊急集会が開かれました。小学校の低学年です。その小学校の低学年の加害者についても本当に調査をするのか。私は逆にそれが本当にいいことなのかというのは非常に疑問に感じております。

その中で、目的は恐らく未然防止、早期発見、再発防止ということでしょうけれども、まさに今県のほうでは基本方針を定めている最中だと思っております。ですから、例えば、この条例が法律策定後すぐに昨年度中に上程されていれば、県の方針と整合性を持たせながら修正もできると思うんですけども、なぜ今この時期に上程されたのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

補足説明でも申し上げましたとおり、この法律が施行されましたのが昨年9月でございます。県におきましては、14条における連絡協議会といいますか、そういった設置条例もされておまして、今先ほど久保山議員言われました基本方針の策定に取りかかり、パブリッ

クコメントが終わったところだというふうに聞いております。

これを受けまして、学校もそういった学校ごとの基本方針対策委員会をつくるんですけども、いち早くやはり重大事案がどこでいつ起こるかわかりませんし、町といたしましても、県内の各自治体では、この9月議会には条例を制定するというようなことを聞いておりますので、なるべく早くこの条例を策定したいと思ひまして、今回提案させていただいた次第でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

3回目です。先ほど課長は答弁の中で、この委員会を設置することによって総合的かつ効果的に、要するに未然防止、早期発見、再発防止を効果的に推進することができるというふうに言われましたが、私は本当にこの委員会のメンバーで緊急を要する場合、特に未然防止の時点で、このメンバーがそろってその対策に乗り出すことが可能かどうかというのは甚だ疑問に感じるわけですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

こういう重大事案に対しては、本当に時間との戦いといいますか、早急な対応が求められております。ただ、中身が非常に重たいといいますか、本当にすぐつくれるような状況ではございませんので、佐賀県の教育委員会あたりとも十分連携をとりながら、もし各市町でこういった事案が起きたら、県の教育委員会も支援をするということをしておりますので、タイムリーな対応ができるような組織としたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第31号議案に対する質疑を終結します。

日程第7 第32号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第32号議案 基山町課設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この8号中、循環バスを地域公共交通に改めるということですが、これは何で今なんでしょうか。逆に総務課長に聞いたほうがいいのかもしれませんが、1年前にしておかなきゃいけなかった事項ではないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

4月から実際、循環バスが公共交通に移りまして、7月から本格運行をしたことと、今、けやき台のバリアフリーとか公共交通と連携した事業を行うようになりましたので、今回の循環バスも廃止されましたので、公共交通に今回の議会で改正をさせていただくということにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第32号議案に対する質疑を終結します。

日程第8 第33号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。品川議員。

○10番（品川義則君）

今回新しくいじめ問題対策委員会委員の費用弁償ですけれども、先ほど課長言われたように、非常に重たい大事な、重要な案件であるのに、この金額、この取り扱い、甚だ私は疑問に思うわけですが、そんなに、ちょうど一回集まっていたら、委員長を決めてはい、終わりですよという予算で組んでいっちゃうと私は聞いたことある。そういう委員会でしょうか、これは。私はとてもそれで間に合うような、それに対応できるような委員会の委員ではないと思うんですね。重大案件が発生すれば、想定されていますよね、そういう

ことを。先ほどの問いはタイムリーにと言われましたよね。ああいう事態が起きれば、条例があろうがなかろうが徹底的に調査するのは当たり前であって、今後速やかにしなさいということが今回の条例の発想じゃないんですか。

私は今回の件は非常に不満ですけれども、こういう報酬で、費用弁償で賄っていくという、そういう委員会の委員ではないと私は思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

確かに、弁護士とか専門家ということで、臨床心理士とか、そういう非常に専門的な方をお願いする委員でございますけれども、基山町の非常勤の特別職の報酬は、ほかの委員会においてもある程度の専門職の方でも5,700円というふうなことで、それを大きく上回る根拠の金額というのが説明できませんので、やはりそういった方と同等の金額を提示いたしておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

町長の答弁を求めます。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそさっきから議論があっておりますけれども、このメンバー、弁護士、学識経験者、これが誰なのかはちょっと私もわかりません。それから専門的知識を有する児童の心理・福祉についてというような専門的知識、それから警察関係というようなことでございます。だからといって、これを特別の報酬を支払うような、そういうことでは基山ではそれはあっていないと、そういう条例はないと思いますので、これでひとつ摘要させていただくというようなことだろうというふうに私はこれを見て思っております。弁護士さんもそんな、おっしゃるようにそう簡単に片づくような問題じゃないということもわかりますけれども、例えば、何かで弁護士さんに来ていただくというようなときには、やっぱりそれなりの報酬だというようなことでございますので、その辺は御理解いただけないのかなというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私の記憶では、総合計画とかいろいろな重要な案件について、委員長で大学の教授を置いていただくときには5,700円ではなかったとっております。それなりの報酬をしていたのではないかと思うので、そういう事例はあると思うんですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回については、日額の5,700円ということで提案をさせております。

ただ、弁護士、ほかには委員が弁護士とかおりますけれども、情報公開審査員ですかね、5,700円であると思っておりますけれども、ほかにもどういう委員が入っているか、ちょっと急にはありませんけれども、通常日額5,700円ということで報酬をお支払いしております。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長、それ調べればすぐわかるんじゃないですか。

ちょっと休憩します。

～午後3時15分 休憩～

～午後3時17分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

条例にありますけれども、ほとんどが5,700円ですね。1万5,000円が3委員いらっしゃいます。それは国土利用計画審議会の会長とか、それからまちづくり推進審議会の会長、それから都市再生整備計画評価委員会の委員長、あとは選挙のほうになりますけど、そのほかでは3名が1万5,000円で、あとは全員が5,700円です。情報公開推進員等も弁護士、それから大学の准教授とかも委員になっておりますけれども、5,700円で報酬をお支払いしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにもありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第33号議案に対する質疑を終結します。

日程第9 第34号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 第34号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第34号議案に対する質疑を終結します。

日程第10 第35号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 第35号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。林議員。

○11番（林 博文君）

今回、一般質問で消防行政について質問したわけですが、時間の関係でまだたくさんの質問をしたかったわけですが、ここでちょっと言わせていただきますが、今回の35号議案、提案理由の説明では、消防団員の充実を図ると。また、消防団員を確保するためということで、第3条の満20歳を18歳に改めるということですが、これについて、一番はやっぱり団員の確保ということでありますが、団員の確保がどれぐらい見込まれるかなというのが心配ですが、ほとんどの方が18歳と言えば、高校を卒業して大学、またサラリーマンに行くわけですが、これにはいろんな問題があるわけですね。それはもう十分総務課長もわかってあると思いますが、その点について、この18歳で見込めるのか。

それともう1つは、私が一番心配しているのは、23年に消防関係で、4年前ですか、質問したときに、各部の消防団員入退団者対象者に対して、地域の消防団に入らないときは、年間に出不足、その対象者、今まで20歳以上であったというふうに記憶しておりますが、なっておりますが、今度18歳ということになれば、18歳の地域におられる家庭に団員に入団のお願いに行くわけですが、もううちは大学生で、例えば、夜遅かったり、またアルバイトとか、あるいはサラリーマンで仕事が優先だからというようなことで、また土曜、日曜に出勤があ

るからということで入らない。3区の場合は3,000円、年間ですかね。5部の場合は年1万円、9区の場合は3,000円、年ですよ。対象者に対して、それから4区の場合は1万円、8区の場合は3,000円、12区の場合は3,000円というような形で、前に町から回答があったわけですが、これについても、やっぱり18歳というようなことになると対象になるわけですが、これの実態はまだ今続いていると確認してありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず18歳に改めて団員確保ができるのかということですが、今、ちょうど追加資料で差し上げていると思いますけど、大体男性で、今現在18、19、100名ずつぐらいいらっしゃいます。実際高校を卒業して社会人になり大学生になっていくわけですが、どれだけ見込めるのかというのは正直わからないわけですが、やはり今団員、各区域において団員確保が難しくなっていますので、高校を卒業して社会人、それから大学生となったときに、何人かでも各部で団員になっていただければ、各区のそういう団員確保もしやすくなりますので、また、そういう入団することによって、じゃあ18、19の者が入団すれば、ひょっとしたら22、23、24の人が入る可能性もあるわけですね。そういう消防団に対する理解が深まって入団の促進につながれば、さらに相乗効果が生まれるのではないかというふうには考えております。

それから、適齢者負担金の件については、これは各区で定められて、そういうふうな形で決められておりますので、これは行政がかかわっている部分ではございませんので、それは各区のほうで決めていただくということになると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この問題については、20歳が18歳になって、各区でもまた区長なり組合長がその対象者のところに行くわけですが、いろんな問題でやっと高校を卒業したというようなところもあるかと思えます。問題点があるんじゃないかと思いますが、今回の条例改正については、団員確保、また充実を図るためにはひとつ入団を進めていきたいというふうには思っておるわけですが、要は私は、この団員の定員、任命、給料、服務等に関する条例の中で、今言う年齢

については確かにここで、団長が資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命するというような形になっておりますが、確かに、下は18歳ということに改めて今回改正がなされておるわけですが、例えば、鳥栖市のように70歳とか、そういうふうな人たちが、部長とか、あるいは班長とか、そういう上の分の年齢を定めていないのはなぜですか、必要はないわけですか。例えば、事故があつたりとか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

基山町消防団では、内規のような形で、以前は三十何歳かで退団して、それが徐々に上がって、今35歳、35歳でももう団員が確保できないということで、今42歳ぐらいの団員もおるような状態になっております。それでも42歳ですので、まだ、全国の消防団にすれば若いほうだと思います。ですから、基山町としては確保できていましたので、上限の年齢は定めていなかったんじゃないかというふうには思っております。

ただ、今機能別消防団とかも検討されておりますので、機能別消防団となりますと、消防団のOBというような形で、5年以上とかどこでもやっているみたいですが、そうなりますと、60歳以上の者が、ひょっとしたら機能別消防団に入れば、そのときはまた上限を設ける可能性が出るのかなというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それと、この今のところの3条の中で、確かに、町長に責任があるかと思いますが、誰がこれは降任とか、免職をするのかなというふうに思うわけですが、退職金にかかわるわけですが、第5条の中で、勤務実績がよくない場合は、降任とか、あるいは免職をするというのがここであつてありますが、今までこういうふうな団員は多分なかつただろうと思いますが、年に1回か2回ぐらい、もう私が知った方の団員もおられるわけですが、基山町も相当、ただ名前だけを団員につけ足して197名の定員に合わせておるといのが充足率から、先ほど一般質問の中でも言いましたように、サラリーマンとか、あるいは土曜、日曜の勤務というような形で、訓練とか火災とか、本当に出動関係についてはせいぜい半分ぐらいしか来ていない状況の実績でしたが、そういうのは、この把握ですね、勤務実績によくな

い場合は降任とか免職をするというふうな形で今までであったものか。私は、例えば、部長クラスになりますと、退職金の額が5年ぐらいから、多い人では25年ぐらいになりますと、やっぱり80万円から100万円ぐらいなるわけですが、ただ、ちょっと名前だけつけとかんかい、退職金もお前もあと一、二年したら15年になるからというような形の話も聞くわけですが、そういうようなことのチェックと言うんですか、ここで言う第5条の分、そういうのは、またもう1つは、町外に転出したときはということで抜けられるわけですが、団員をです。そういうのはありましたか。そういうのはどう思っていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず、団長がそういう条項で、年度途中で任免とか降任とかしたことはないと思います。ただ、消防団のほうで必ず出席表をつけて役場のほうに出していただいていますので、年間どれぐらい来てあるかというのは把握できます。ただ、区のほうで消防団員の勧誘に行かれますので、区のほうで、区長さんも含めて、部のほうでもされている方はいらっしゃると思いますけれども、本人が入団するという了承を得て部に入られていると思います。ですから、あと何年で退職金がふえるとか、そういうことではないと思うんですよね。ですから、自分は来るつもりで入っていますけれども、やっぱり仕事の都合で年に何回しか来れないとか、たまたま本当に少ない回数しか来れないという団員はおるかとは思いますが、まず名前を貸してくれというような話は、私自身は聞いたことはないです。ですから、必ず団員は入団という了承を得て、そしてその部に入って、そして消防活動をしていただいているという認識でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

林議員と少し重複するところも出てくると思いますが、お尋ねさせていただきます。

満18歳という、今回改めることに関して、この18歳になった根拠を示していただきたいと思います。基山町の場合、例えば、近隣の市町村が満20歳から次は18歳にしているからそのままということはされていないと思います。多分19歳で想定を一度されて、それで団員の確保が19歳だとまだ足りないということで18歳にされていると。段階を踏んで18歳まで下げて

いると思うんですけど、その満18歳になった根拠を教えてください。

それともう1点、満18歳といいますと、高校3年生も含まれてきます。この中で、高校3年生はもう全て受け入れないのか。それとも、一例として、将来消防士になりたい方とか、そういった方は今後高校生であっても受け入れを考えるのか。である場合だと、第3条の町内に居住する。または勤務する者という条例も、基山町内に高校がありますので、在学する者というふうに変えていかないといけないと思いますけど、この点いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

まず、18歳の根拠ですけれども、やはり18歳と言いますのは、まず想定しておりますのは、やはり高校を卒業して社会人となる。それから大学生となって、もう大人となって地域に貢献していただきたいというのがまず18歳の根拠であるというふうに認識しております。それから、高校生も入れるということですが、条例上は高校生も入れます。しかし、想定しているのは高校を卒業して就職、それから大学生とか、高校卒業後の入団を想定していると思います。

入団の勧誘につきましては、各地区で部長なり区長さん、部長さんで一緒に勧誘に行かれるかと思いますが、地区の中で勧誘する場合も高校を卒業した人を勧誘すると思うんですよね。ですから、想定としましては、18歳というのは高校を卒業された方というような想定をいたしております。

ただ、今消防士になりたいとか、例えば、地域のために、自分はまだ18歳になったら消防に入れるから、もうすぐでも入りたいと。区長さんとか部長にどんどん嘆願されて、自分はまだやっていきたいということであれば、そういう意思の方を私は断る理由にはならないと思いますので、そういう方はもうどんどん入っていただいて、地域の活性化なり、地域の生命・財産を守るというような、その地域力にもなっていただきたいし、そういう人がどんどんふえることが基山の発展につながると思いますので、そういう方はぜひとも入っていただきたいとは思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長、20歳から18歳に2つ飛んだ。19歳という考えはなかったですかと。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君） 続

19歳という考えはちょっとございません。対象がですね、やはりさっき言いました高校を卒業してから社会人、大学生となった人を対象としたいということで、18歳というふうな考えで改正をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今回の趣旨として、消防団の団員の確保ということで、満20歳から18歳に下げられたということで、満18歳で高校生じゃない方というのは限られてくる人数だと思います。その中で消防団に入団していただけると言ったら、そう何十人もいらっしゃるわけではないと思います。それであれば、満19歳でも、高校を卒業する年齢も皆さん卒業されている年齢の満19歳でもよくはないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

満19歳でも構わないと思いますけれども、今、高校卒業したら18歳しかいないわけですので、満18歳というふうな形で改正をいたしております。これはよその市町村がそうしたからというわけじゃないですけど、基山以外の市町村もそういうふうな考えで全て18歳以上としていますので、根拠としては、さっき私が申し上げたとおりで18歳以上ということで改正をお願いいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

ちょっと泥臭い心配事なんですけど、18歳という形になると、法的には未成年で、飲酒禁止法の対象と。いやいや、それ冗談じゃなくて、消防団の方は、現実是非常に飲酒の機会が多いので、よほど監督者に厳重な注意をしておかないと、今プロ野球の選手とかでも、優勝した後のビールのかげ合いでも問題になるくらいで、高卒のルーキーの人とかは。それぐらい一般の民間企業のこそっとという、それはあるかもしれませんが、やっぱり消防団となると公的な地位になるのでね。飲酒問題でトラブルを起こしたらスキャンダルになりかねな

いと思うので、その辺の責任者に対する教育とか、これわかっておって飲ましたら50万円の罰金ですからね。飲ましたのが発覚したらですよ。そういう法令遵守をきちっと植えつけておかないと思うんですが、その辺をどう考えておられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

その問題は議員言われるように、もう団長、副団長とも18歳に引き下げるということで、部長会の中でも常にそういう指導を行って、飲酒を絶対させないようにしていきたいというふうなことで、部長会の中でも教育をしていきたいというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私としては、18歳まで年齢を下げるというのは非常に問題の先送りしかならないというふうに、消防団としても何度もお話をしたんですけれども、そういう状況に追い込まれているという状況ですね。やはり町民全体で認識をしなければ、大事な地方自治の組織ですよ。唯一残っている組織と言ってもいい組織だと思うんですよね。やはり定員の話もいろいろありますけれども、やはり消防団員でなければ消防活動には従事できないという大前提がありますから、やはり年に何回かしか来れなくとも、万が一のときに在宅に入っていれば、在宅すれば来れるわけですから、やはり定数というものは、全体を通して、やはり大きな枠がなければできないという部分がありますし、非常備消防というのは常備と違いまして、火が消えたら帰るというわけにはいきませんし、近隣に広がらないとか、再度火が出ないとか、ということで、そういった後のフォローもありますし、また防火予防もあります。水害の発生のときも、やはり人的に要ります。それでも足りないから、今総務課長言われるように機能別ということで、地域でもう一回防災力を上げていこうということで、基山町には恵まれるように、9部まで全部OB会というのを組織されておりますので、そういう話も進められるということで、消防委員会でこうやってくくりはできましたけれども、今後もやはり防災力の低下に陥らないように、やはりほかの近隣と比べると非常に平均年齢は若過ぎるぐらい若いんですね。団長クラスで向こうの普通の団員というのがですね。近隣に行けば、県内でも一番消防力が強い佐賀県内でもそういう状況でありますので、この基山の一番の特異性で

ある若い年齢でそろっていく、また、そういった防災の意識が非常に高い町であることをやっぱり今後も維持するためには、やっぱり消防委員会の御努力と地域での消防団員の勧誘を、そういう力をもっと広げていただくように、切に願う次第です。今言われたように、飲酒に関してはもう十分過ぎるほど対応していただくようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第35号議案に対する質疑を終結します。

日程第11 第36号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 第36号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。木村議員。

○4番（木村照夫君）

38条のサイクリングロードを廃止する条例ですね。これは提案理由を書いていますけど、設置から36年経過したんだと。人工構築物は維持管理をしないと、どうしても現状維持を保てないと。それはどっちだったかですね。全然維持管理をしていたけど、利用者は全くないと。それとも、道路が、路肩が陥没して使われなくなったから利用者が減ってきたんだと。それはどっちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

サイクリングロードということで、自転車の愛好者の方が走る道路でございますけれども、現在、サイクリングを楽しまれる方は、ある程度車道みたいな平坦な道を長距離に、例えば、50キロとか100キロとか、そういう道を走られたり、または山岳路と言って、オフロード車と申しますか、そういったサイクリングを楽しまれるということで、非常にそういう趣味嗜好の形態が変わりまして、基山町のサイクリングロードが陳腐化したと申しますか、そういう自転車愛好家の方に見向きされなくなって、サイクリングロードとしての機能が全くないというような状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、私は近くでありますから、実際見ておると、路肩が壊れたりして通れないと、それが実態じゃなかったんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

路肩が崩れた場合には、維持補修ということで補修をしておりますし、草が生えたときには除草管理をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

廃止をするなら仕方ないと。本来ならきれいに整備して使いたいと。その廃止をした後、あの道路はどんな利用をされますか。町道、里道、いろいろありますけれども、どういう形で残すか、もう全くユンボを入れて壊すか何か、どちらでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところ、サイクリングロードとしての機能が全くないということで、このサイクリングロードの廃止をするということでございまして、今後の利用の仕方につきましては、関係部署等と検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

条例が廃止された後は、関係各課で協議をいたしまして、町有地道路にするのか、ただの町有地にするのか、その後の利用状況がどうなるかによって担当課も変わりますし、財産区分も変わりますので、これから検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

まず、第38条、サイクリングロードの設置及び管理に関する条例を廃止するということに

なれば、サイクリングロードそのものがなくなると思います。ただ、このサイクリングロード、国庫補助金を受けてつくったものと思われま。その補助金の返還、その他対処、そのあたりを教えてください。

また、39条について、これは総務課長にお尋ねしたほうがいいのかな。提案理由に保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を制定するに伴いということになっています。第28号議案の。まだ議決しているわけではございません。万が一第28号議案を否決されて、この第36号議案を可決された場合、保育の実施、これどこで担保していくのか、そこをお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

昭和52年に工業再配置促進費補助金ということで、取得費を5,355万3,000円のうち、補助金を2,570万円いただいておりますけれども、構築物のアスファルト舗装が耐用年数10年ということで、現在36年たっておるわけでございますけれども、経済産業省に問い合わせいたしましたところ、補助金の返還の必要もないし、届ける必要もないということでございましたので、お知らせいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

そういう想定はしておりませんでしたけれども、あり得ないことではないんですけれども、一部改正条例を上程してお願いするということになると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

いや、これは想定してほしいなと思うんですけれども。だってこれ、4月1日からですよ、施行するというのは、39条に関しては。だったら、この議会、9月議会でわざわざ上げる必要ないのではないですか。12月議会でも十分間に合うのではないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

執行部のほうから提案をしておりますので、否決されるという前提ではお願いをしておりますので。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今回の保育の必要性の認定は、保育の実施に関する条例を、それ以上の今回内容で定めるということで上げさせていただいております。しかし、これと関連する条例です。当然セットになって考えなければならないということで、今回保育の必要性の認定の条例と、この保育の実施に関する条例の廃止というのはセットになっているということで。（発言する者あり）

この条例は10月1日から施行するんですけれども、39条の（発言する者あり）ただし、27年4月1日に廃止になる形になりますので、また、そうなった場合には、もし否決という形になれば、新たに保育の実施に関する条例を上げさせていただくような形になろうかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この案件出たので、条例を出すとき、所管が違うんですよね。ですから、保育行政を、ほかの委員会の状態を見ながらこれを廃止するかどうかなんていう話をしなきゃいけないのはちょっとおかしいと思うんです。そういったところも少し配慮いただけると。

○議長（鳥飼勝美君）

それは議会のほうの考えですから。

○10番（品川義則君）続

いや、でもこうやって出されているでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

いや、配慮を。

○10番（品川義則君）続

こちらのほうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

それは議会のほうの考え……。

○10番（品川義則君）続

議長にお願いをしますけれども、配慮を。

○議長（鳥飼勝美君）

一応これ総務文教で審議していただいて、そのときに、質問があったときにはこども課長を呼んでいただいて。

○10番（品川義則君）続

でもこちらで通らずに、こちらの委員会で通るんですよ。関連はないんですか、今言われたように。重なっているならばいいですけれども、重なってもおかしいですし。

○議長（鳥飼勝美君）

それは後日調整します。

○10番（品川義則君）続

よろしいですか、はい。

○議長（鳥飼勝美君）

お座りください。

○10番（品川義則君）続

いや、そういったことをわざわざここで言わなきゃいけないような配慮を、やっぱりどう考えてもおかしいですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この基山町へのサイクリングロードは、タングステンがあそこのグリーンパークですか、あれができた後ろのところの設置、ましてや、その上は今、鳥飼建設が泥をとってありますが、あずまや等があったところでしょう。それと私は思っておりますが、私も議員になりました、8年か9年前にここを見に行ったときは、もう泥をとってあずまやももうのけると。そしてもう草ぼうぼうだというような形で、このサイクリングロードはもう必要ないというようなことで、早くもう誰も自転車乗ってあそこら辺ぼうろろする者も誰もおらんからというような形の話が出ておったわけですが、何で今ごろになったんですか。そして、まして

27年の4月1日からの施行ということですが、これはサイクリングロードというのは、その道そのものは2メートルぐらいだったと思いますが、これ町道として認定があつておるわけですか。ちょっとその点、その2つ。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。（発言する者あり）今の時期が何で今かち、10年前、20年前しとらんとかち。

○教育学習課長（原 博文君）

私も随分この道路の利用形態がサイクリングロードということで、最近は全く使われていないんじゃないかというようなことは聞いておりましたけれども、補助金をいただいておつたし、もしかしたらこれ早く廃止すれば返さなければならぬかもしれないというふうな、そういった心配もあつてこういうふうにならぬかと思つておられます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そのサイクリングロードは町の……。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

現在のところは町有地道路であつて、町道ではないというふうに認識をいたしております。サイクリングロードです。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで、私も前はこの担当委員として現場を見に行つて、その当時はやっぱりあそこに大きなタングステンの工場なり、グリーンパークの工場誘致の中で、いろんな運動施設とか、あるいはこういうふうな自転車に乗つて体力づくりとか、そういうふうなサイクリングロードの一つだったと思つています。そういうふうな形から見れば、あずまやなんかも、そのときはもうすぐ泥をとるというような形で、もうこれをのけるとか、あるいはもう畑に行くところ、またイノシシ関係が相当その当時からも出ておつたわけですが、そういうふうな

ときに何で今ごろこういうふうな条例をとることになれば、さっき説明があった補助金の問題ですけれども、このほかにはサイクリングロードというのはもうここだけだったんですか、ちょっとそれだけ、ほかにはないわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

サイクリングロードとしてはここだけです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第36号議案に対する質疑を終結します。

日程第12 第37号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 第37号議案 電子黒板の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

37号議案に質問しますけれども、1つは、電子黒板の取得について、どういう入札方法を採用されたのか説明をお願いいたします。それから、それこそ基山町が今まで電子黒板、またはパソコン、それぞれ学校の教材として購入した部分あると思います。

それで、資料のほうの13ページに仕様書が書いています。この仕様書は県下統一なのかというふうな質問。

というのは、それぞれ学校の先生が教材を授業中に使うという部分では、ある程度これ仕様書については統一されているのかなど。違うなら違うで結構です。

それともう1つは、予定価格ですね。10台で925万円ということで、1台当たり92万円と。じゃ、ほかの市町はどうなのかというのも、私大変こういうふうに物品購入の場合は気になるところでもあって、例えば、鳥栖市さんが、それこそ中学校の電子黒板購入で56台購入されています。入札があります。予定価格が2,073万6,800円ですね、56台で。ということは、1台当たり37万円ぐらいなんですね。鳥栖市さんの場合はですね。仕様書が違くと、全

く違うんだと。そして、電子黒板ですので、電子黒板の大きさも全然違うんだということだったら私は理解するんですね。しかし、学校の教材として使う場合、これは県のほうが一定程度水準というのを決めてあるんだらうというふうに思うんですね。そうするとなぜこんなに違うのかなと私もいつも疑問、これは今回だけじゃないんです。今まで基山町がパソコンも購入した実績もありましたけれども、そのときも私はほかの市町の仕様書を、予定価格なんかも調べましたけれども、基山町はやっぱり割高なんですね。なぜこういうふうになっているのか、ちょっと説明をお願いいたします。——あつ、ちょっと入札方法も。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

入札としましては、公募型の指名競争入札を行っております。物品につきましては、指名願を受け付けておりませんので、公募型で業者を募集しまして、それで入札を行っております。予定価格については、事前公表はいたしておりません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

鳥栖市の電子黒板というのは単独の電子黒板ではなくて、デジタルテレビに後づけ方式で電子黒板の機能を付加するというようなやり方でたしかしていると思います。ですから、うちの今回の電子黒板の仕様とは全然違っているというふうに思っております。

今回、基山町の電子黒板の仕様書をつくったわけですがけれども、この使用は県内統一とかそういうものではございませんで、基山町独自で作成いたしております。特に基山町の場合は、ある程度60型前後といたしますか、60型から70型ぐらいの大きさで、昨年も3台購入いたしましたと、操作方法に全然違うような操作方法ではやはり先生たちも使いづらいたらうというふうなことで、独自の仕様書をつくっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

違うんだと、独自の仕様書が違うんだということで、単純に比較できないということがわかりました。私は今回の場合が、これは議会の議決に出たのが、それこそ700万円を契約金額がオーバーしているということで出ているということなんですね。そうすると、基山町がもう1つノートパソコンも今回入札、これは議会の議決に出していませんけれども、行いましたね。両方ともそれこそ西日本電信電話株式会社、NTT、大変大きなNTTさんが基山町の入札に参加してもらったと。大変ありがたいと私は逆に思うんですよ。じゃ、NTTさんが佐賀県のほかの入札に、こういうのに参加されているかというので、私もできるだけ調べてみたんですけども、名前が出てこないんですね。私は大変ありがたいとは思っています。問題は、今度の電子黒板にしてもノートパソコン購入にしても、予定価格の大体70%なんですね。それこそ、この最低制限価格なり低入札の問題、少し一般質問でもしましたけれども、この70%というライン、これがぎりぎりのラインなんですね。これを下回ればいろんな制定を設けているところでは、低入札価格調査制度に摘要するとかいうほんなぎりぎりのラインの70%なんですね。だから私は、こういう場合にはやっぱり何でこういうふうになったのかというのを調べるべきなんだと。じゃ、違うんだとなれば、基山町が行っている予定価格の設定の仕方に何か問題があるのではないのかというふうなところもやっぱりしなければならぬというふうに思っていますね。多分今回は、そこまでされていないんだろうと。正常に行われた入札だからという形もあろうかと思えますけれども、財政課長、この辺何か調査をされておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

特に中身について調査はいたしておりません。ただ、内訳書はどんな入札でも出させていただきますので、一応形式的にどうか、一応見ますけれども、特にどの項目がどうだという確認はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

3年前に電子黒板を購入されて、今回の入札になっています。3年前と大きく変わった点がもしわかれればお尋ねします。といますのも、何で10台ずつ小分けをしていくかというのは、やはりそれぞれの時代時代に応じた性能がやはり進化をしていくということで分けて、わざわざ基山町の場合は分けて購入をしているわけですね。本来であれば、一気に入れたほうが一気に使えますけれども、それをあえて分けているということは、当然更新時期もまばらになりますし、性能もだんだんよくなるということで分けていらっしゃると思います。

そういった意味で、3年前と大きく変わった点を教えてください。

それと、今後、例えば、3年後、こういうところがもっと大きく変わっていくのではないかというふうに思われる部分があれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

3年前の仕様書はよく詳しくは覚えていないんですが、確かに性能は毎年上がっております。計画的に26年、27年、場合によっては28年までかかるかもしれませんけど、分けて購入しているのはある程度財政的な配慮もあります。3年前はプロジェクター型と言って、ちょ

っと若干操作の仕方が違うものでして、昨年から入れたやり方が今後入れていくようなやり方で、若干3年前とは違っているかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この世界は非常に早いスピードで進んでおりまして、ソフトウェアもなかなか対応するかというのがあります。3年前のプロジェクター型にすれば移動も大変ですし、今のコンパクトな液晶型になると非常に使い勝手がいいと。今後については、もっとタブレットと非常に愛称のいいような、そういうのがまた出てくるのではないかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私が聞きたかったのは実はそこで、中学校の大規模改修工事が行われる際には、管内のWi-Fi設備も含めたところで考えたいというふうに課長以前答弁をされました。

そういった意味で、そういったものがやはり3年後活用できるような形をある程度想定しておいてほしいんですね。ただ、残念ながらさっき前の答弁のときには、今までと同じようなものがなれているので、それと余り変わらないようなものを入れたと言われたので、私は実はがっかり来たところです。

ですから、常にやはり今後どういったことが想定されるのかということのを頭に描きながら仕様書を考えていていただきたいなというふうに思っていますけど、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

最新のソフト並びに将来を見越した方式を今後とも努力していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第37号議案に対する質疑を終結します。

ここで4時15分まで休憩します。

～午後4時4分 休憩～

～午後4時15分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第13 第38号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の58ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

続いて、59ページ、第1表 歳入歳出予算補正、59ページ、60ページ、61ページまで。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、第2表 地方債補正、62ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に、事項別明細書に入ります。

事項別明細書3ページをお開きください。

歳入、町税、町民税、1目、2目について。松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとわかりませんので、教えてほしいと思うんですが、町民税の法人町民税の法人税割額、3,000万円近く減額ということになっています。徴収率は98%に上げた。むしろふえるかなと思っただけなんですが、どうしてなのかですね。資料の18ページを見たんですが、よくわかりませんので、説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

今回の補正の法人税割ですけれども、資料の18ページ、見ていただきますと、この法人税割、下から4段目のところですが、課税標準額、補正前が10億1,114万円になっています。補正後が7億9,310万7,000円ということで、法人の収入自体の減ということでこの分が大きく課税標準額が減っていますので、収入見込みを1%上げても今回の補正では減額になっていると。ただ、均等割については法人がふえていますので、若干は上がっていますけれども、そういうことで全体の法人の収入が減っているというふうな見込みの中で今回の減額補正ということになっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、ちょっとよくわからないんですが、そのことは結局、会社の利益といいますか、収入といいますか、これが基山町内の会社は減ったというふうにみなしていいのか。均等割額はふえていますよね、わずかでしょうけど。その辺もうちょっと詳しく。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

法人税割に関しては、法人から中間申告、それと1年後の決算ですね、申告を受けてこれは計上をさせていただいております。それで、全体的に法人については景気がよくなっているというふうな傾向ではあるんですけれども、基山町内の企業に関しては余り収入が伸びていなかったと。要するに当初を組んだときのデータから26年度の今回補正を組むためのデータ、それを比べますと、こういうふうにして課税標準額が減額になっておりますので、今回、減額補正をしたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

4 ページ、固定資産税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、5 ページ、軽自動車税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、町たばこ税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、地方特例交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、地方交付税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、民生費国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10 ページ、国庫補助金、1 目、6 目、8 目、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。11 ページ、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12 ページ、民生費県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13 ページ、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、基金繰入金。松石議員。

○12番（松石信男君）

基金繰入金でちょっとお尋ねしたいんですが、これも若干説明はあったと思うんですが、済みません、もう一回お聞きしたいと思います。

今回、公共施設整備基金繰入金を1億4,376万円減額したということで、貯金に戻したということで、それはいいことだと思うんですけども、そのお金は昨年積み立てていた地域の元気交付金のどうのこうのというふうな、ちょっとよくわかりません、ちょっと説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

提案理由のところでお話をしたんですけども、昨年度、地域の元気臨時交付金を公共施設整備基金に8,821万6,000円積み立てをいたしておりました。そのうちに2,517万5,000円は図書館の実施設計に充当をさせていただいております。今回、8,821万6,000円から2,517万5,000円を引きました6,304万1,000円を新たに繰り入れをしまして、道路事業に充当をさせていただいております。さらに2億700万円財源調整によりまして減額をさせていただいておりますので、その差額が1億4,376万2,000円というふうになっております。簡単に申し上げますと、地域臨時交付金を繰り入れをして、財源調整のために繰り入れをやめた分の調整の差額が1億4,376万2,000円ということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

16ページ、特別会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、町債。松石議員。

○12番（松石信男君）

今回、臨時財政対策債ということで3,535万円追加と。それで、ちょっと1つ教えてください。今回の補正で確定ということで、地方交付税、それから臨時財政対策債、これは基山町にとって非常に貴重な財源でありまして、これが多いか少ないかで非常に影響するわけですが、26年度は臨財債と地方交付税を合わせますと13億2,455万円というふうになっていると思いますけれども、昨年と比べて、これは増減どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

去年よりは減額になっていたというふうに思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

20ページ、歳出、2款。総務費、1項。総務管理費、1目、2目、3目、5目、6目、21ページの8目まで。品川議員。

○10番（品川義則君）

21ページ、コミュニティバス運行業務支援負担金の話ですけれども、この利用する対象者の数が激減というか、数字が違っていたということなんですけど、その辺のところの説明をもう一回お願いをしたいんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

19節の負担金補助及び交付金ですね、ここのコミュニティバスの運行業務支援負担金とい

いますのは、これは西鉄バスと基山タクシーに行く10月から3月分までございまして、先ほど議員おっしゃいました1万5,470人が4,623人変わったということは、この節には直接は関係ございせんけれども。（「ないけれども、ここしか聞くところない。聞いていない」と呼ぶ者あり）これにつきましては、重松議員のほうからの一般質問でございましたけれども、基山町は路線バスが通っておりませんので、交通不便地域ということの申請をいたしました。その中で申し上げましたけれども、まずはその不便地域の人口を当初の基山駅のエリアとして、半径300メートルのエリア以外の人口を申請いたしておりました。それが1万5,477人でございまして。それが約700万円程度入ってくるように計画をいたしておりました。しかし、九州運輸局のほうの査定がございまして、それが駅ですね、基山駅、それからけやき台駅、それから甘木鉄道の立野駅、その半径1キロメートル以外の区域じゃないと該当しないということ、それが4,623人となったということで、その金額が511万1,000円ということで、私たちが当初から予定しておりました金額から補助金が260万円程度下がったということでございまして。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そういった話をこの公共交通会議ですか、なったときに、議会が全く関与できないから非常に不安だという話をしましたですね、この場所で。その対応をきちっとしていただきたいというのがあったのと、立野駅まで入ってくるということは、その会議の中にはそういった関係者もいたわけでしょう。全く別の方と別の組織とかいうわけじゃないでしょう。そういうことを協議するために入っていたと思うんですよね。その辺のところの責任が明確になっていないんですよね。いや、間違っていましたから250万円追加ですよと言われたってですね、それはちょっと全く説明ないし、重松議員の一般質問があったから出た話ですよね。なければ何もないわけですよね。それが一番最初に言っていた、議会はどうすればいいんだと。いや、こうやって予算のときにすればいいんだと言うけど、そういうときにも全く上がってこなきゃ、関連でしか言わないし、誰かが言わなきゃこういうことも出てこないですよね。当初と違うじゃないかという話になるんじゃないですか。だから、責任を明確にしなきゃいけないですし、説明をきちっとですね、全協だっただけでやっているわけですから、そういうときとか何かの機会に、事あるごとに変わる部分とかあれば説明いただきたいと思います。

とりあえず責任はどうなるのかですね。それは全く数字の間違いですので、見逃していました、申しわけないです。で終わりということには私はならないと思うんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

交通不便地域の人口のカウントに関しましては、その責任がどこにあるのかということでございますけれども、我々もこの事業に関しましては国からの指導を受けてやってまいりました。その中で、きのうも申し上げましたけれども、開発団地とか団地の中にかかなりの丘陵地があるところには、九州運輸局長が認めればいいですよというような解釈を佐賀運輸支局の担当の方がなさっておったということが現実でございます。それで、先ほど申し上げました1万5,477人といいますか、その人数になっておったと。しかし、これは実際的に申請は九州運輸局にいたしますので、九州運輸局の査定の段階で全国的に駅から半径1キロメートルを除いた区域にしかカウントできないという国の基準があるんですよということを私たちはそのとき初めて知りましたので、その中で、補助金が相当下がりますので、何とかありませんかということは要請には運輸局のほうにも参っております。しかし、やはりその中で担当の方が言われるのは、基山町だけを例外にするわけにはいかないというようなことで、非常に私たちも残念ではございましたけれども、そういった中で、じゃ、けやき台のところの団地でもどうにかならぬのかというふうなことで、図面まで作りまして、やっと17区の一部を認めていただいたというところが現状でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

県の対応は非常におかしいですよ。国に査定をお願いするなら国の査定の基準だと思うんですよ。それを県がこれだからという発想でするなら、県の方針は国の基準でやらないと。その辺のところですよ。だから、私の解釈は違っていると多分思いますけれども、その辺のところはどうしてもずっと入ってこないやつというのはですよ。便利になるのは非常にありがたいですけども、一個一個違ってくるとかいうのは非常に不安でありますので、よろしくをお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私が県と言いましたのは九州運輸局の佐賀支局でございますので、この件に関しましては県は携わっておりません。九州運輸局の佐賀支局の指導をこれまで受けてこれまでのいろいろな事業を進めてまいりました。ということでございますので……（「佐賀支局が間違うとった」と呼ぶ者あり）解釈の仕方が違っていたということでございますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

同じ19節でちょっとお尋ねします。これは鉄道駅（けやき台駅）バリアフリー化設備整備費補助金になっていますけれども、これはどこかに補助金を出すんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この事業に関しましては、JR九州が事業主体でございますので、3分の1ルールがございますので、JRは国と基山町から3分の1ずつを補助金としてもらうということでございますので、この7,100万円につきましては、基山町がJRに7,100万円の補助金を出すということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

20ページのほうの人事関係で、人事給与内部情報系システム共済標準報酬制対応委託料で280万円も計上していますけど、これは何ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

これにつきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金法の一部改正法律が施行されまして、共済組合と厚生年金ですね、これが一元化されるようになっております。

それで、今までの共済組合の保険料の算出方法が変わりますので、厚生年金の算出方法であります標準報酬制というほうに移りますので、今、役場でシステムで行っております人事給与システムの一部改正が必要になりますので、その分の委託料でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

共済のほうでは、標準報酬制というのは年金とか保険とかとっていなかったんですか。厚生年金だけですか。そういうことですか。なら全面的にシステムを入れかえないかん。はい、わかりました。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません、けやき台のバリアフリー化のところで、ちょっと委員会のほうでは聞けないので、何点か質問させていただきます。

まず、確認なんですけれども、いろいろ小委員会の方のお話を聞いていたときに、エレベーターをつけて、エレベーターが30センチぐらいおりていったところで、30センチぐらい国道の植栽の部分にはみ出して、そこからいろいろ乗り入れの道路をつくってホームに出る形になって、その30センチの部分はいわゆる国道地域なわけですよ、国道の部分を使わせていただくということで、その調整は町のほうで国と掛け合ってくださいよということでJRさんは言っていたというふうに報告は聞いているんです。それがまず国のほうの30センチの使用というものは許可がおりたというか、オーケーが出たのかどうか、まずその辺を確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

確かにおっしゃいますように、JRの下りのところが国道用地のところにはみ出します。それで、JRとしては買収をしたいということでございます。これに関しましてはJRの費用で買収をいたします。しかし、国の用地でございますので、なかなか簡単に売買はできないというふうなことでございますので、工事の期間中は借用をしようということで、それを

順次進めながら、1年から1年半ぐらいかかるそうなんですけれども、最終的にはJRが買収をするということで話を決めております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それは先ほどのバスのようにいろいろ行き違いがあって、やり始めたら急に話が違っちゃったのよなんて言われるのが一番怖いところなんで、十分確認していただければなと思います。

それから、このエレベーターとはちょっと離れるんですけども、住民の認識としては、要は当初の町の説明でいうと、スロープ化とエレベーターとは一体のあれでけやき台のバリアフリー化なんですよという説明のところからスタートしております。順序はどうでもいいといえば僕はそれでいいんですけども、まず当初の話としては、スロープ化というところから話が始まっていて、スロープ化と一体とならないとJRはオーケーしないんじゃないかというような認識を町は示しておられました。それがJRが先に飲んでもらったのはそれでいいんですけども、一つわからないのは、あそこは道路ですよ。道路をスロープにして、道路の管理ということで事業になるわけですよ。ですから、今度は国の予算がつくということですよ。何でそこに急にエレベーターという発想がおりて、この通路の下に出てくるようになったのかという説明がですね。どうも何か急にそこだけがすぽんと抜けて、急にエレベーターになっちゃって、エレベーター3台の話になったというところがわからないんですよ。住民の感覚としては、あそこはあくまでも道路ですよ。駅に立っていたらおわかりになりますけれども、あそこは高校生にしても買い物の方にしても自転車通っていますよね。もう道路という感覚なんです。かなり多くの方が自転車引いたりなんかして通っています。なので、それがスロープのほうがまだいいんじゃないかなという認識は僕まだあるんですけども、何で急にまずエレベーターになったのか。

それともう1点は、これはエレベーターということで通路側のほうですね、駅はもう決定でいいです。エレベーターでということでの決定なんですか。それとも再考の余地はあるのかなということ。いわゆる従来の当初のスタートのようにしたほうがいいという意見が強ければ、そちらのほうに再考していただくというあれはあるのかな。まだ事業としては決定していないわけですから、こちらのほうは。なので、その辺のお考えをちょっとお聞か

せいただければなと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず、当初考えましたのは、議員おっしゃいますようにスロープ化ですね、あそこが3.5メートルございますので、それをバリアフリー化の8%で割りますと44メートルぐらいになるわけでございますけれども、JRと話をした中で、そういった多くの人を使うところはもっと8%以下ですよという話ですね。だから、8%はバリアフリー化の最大許容値でございますけれども、それではだめですよということです、そうなりますと、スロープの延長がまだ長くなってまいります。そうなるかえって不便になるだろうというようなことで、JRの考えとしては、やはりエレベーターでいきましょうということになりました。

それから、あその道路に関しましては、やはり町道のけやき台駅通り線という町道でございます。町道であったからこそ、今度は国の補助の交付金対象の事業になったということでございます。それで、これにつきましては、県のほうを通じて国までいっておりますので、今後それがエレベーターが変わるということはありません。それで申請をいたしておりますので、平成27年度から事業採択になりますので、順次予算がついていくものと思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

最後に、これは全然関係ないといえば関係ないんですけども、けやき台駅を利用するという立場でいえば、3号線のほうを渡ってあちらのほうもならないと、基山のエリアだけでいえばこれで完成かもしれませんけれども、けやき台の駅という、住民も当然使うわけですよ。ということであれば、3号線側のほうに基山駅にあるように、ああいう形にならないと本当のバリアフリー化にはならないという判断を僕はしております。ですから、国との関係なんでいろいろ難しいところもある、それから、あそこは国道であるし、筑紫野、小郡のあっちのほうになるので、難しいところはわかりますけれども、ぜひそちらのほうも金出す、

出さんじゃなくて、早くなるように町としても協力していただいて、近隣の市町に働きかけるなら働きかけていただいて、本当の意味のけやき台駅のバリアフリー化が早く完成できるように動いていただきたいと思いますけど、お考えはどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

九州運輸局の鉄道部のほうにうちの担当が参ったときに、結局、最終的にこれを事業の採択ということでいただいたときに、九州運輸局のほうからもこれは3号線側にもエレベーターをつけてくださいということは条件になっております。しかしながら、議員おっしゃいますように、あそこの利用者が小郡市、筑紫野市の方もかなり利用されておられますので、小委員会が終わった後に小郡市には実際行っておりますし、筑紫野市の担当課のほうにもこういう計画があるというようなことを周知しながら、今後はやはり2市1町でその事業の推進は図っていかなければならないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

最終年度はちょっと違いますけれども、3基つけるということで、3億1,300万円ほどという形になっておるようですが……

○議長（鳥飼勝美君）

どこですか。何の話。

○12番（松石信男君）続

いや、全部合わせればね。自由通路分を合わせれば……

○議長（鳥飼勝美君）

どこの。

○12番（松石信男君）続

けやき台駅、済みません。けやき台駅のことです、申しわけありません。そうすると、1基1億円と、端的に言えばね。3分の1ルールですから、1億円は基山町の負担と、持ち出しと。しかし、県から2分の1は来るだろうというふうにすれば、5,000万円の負担で済むというふうになるのかどうかですね。ちょっとその辺の見通し。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

駅舎部に関しましては2億1,300万円ということで決まっておりますので、それを3分の1ずつで7,100万円。しかし、7,100万円の半分につきましては県のバリアフリー化の対策ということで3,550万円ですね、それは県のほうも9月議会のほうに予算を計上いたしております。ただ、今度の自由通路部分につきましては、これは事業主体が基山町でございますので、その中で1億円を見た場合には、交付金の事業でございますので、5,500万円の補助はございますけれども、あとの4,500万円は町の持ち出しということになろうかと思っておりますので、あくまでも3分の1というのは駅舎部のみでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

4,500万円ということで、充当率90%ということになってはいるようですが、そうすると町の持ち出し分は——町の持ち出し分といいますか、8,000万円ちょっとぐらいという形になりますね。

それで、お尋ねするんですが、いわゆる小郡側のエレベーターについても最終的にはつけないかなんかというふうに思っているわけですが、これについてはどのように、まだ先のことはわからんということかもしれませんが。（「終わったでしょう」「河野議員がそれ聞いたよ」「同じ内容」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

22ページ、徴税费です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

23ページ、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

24ページ、統計調査費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、3款．民生費、社会福祉費、1目、2目。河野議員。

○5番（河野保久君）

まず、徘徊高齢者等位置探索委託料です。やっと予算をつけていただいたので、ありがとうございました。ただ、どういうものなのか、ちょっと委託の概要を説明していただければなと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今回予定しております委託の内容につきましては、まず、徘徊高齢者の方で希望される方にGPSの端末機を貸し出す予定にいたしております。一応その分の加入料と附属品代を町のほうで持ちまして、あとランニングコストですね、月々500円通信費がかかりますけれども、そちらのほうについては御本人様に負担をしていただくというふうに考えております。それで、実際、認知症の徘徊高齢者の方がいなくなった場合については、インターネットもしくは電話等で位置探索ができると。仮にもっと進めてするとすれば、1回かなり高額になりますけれども、委託業者のほうで直接探索することもできるというような形で運用をさせていただこうと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

新しい事業なんで、僕もちょっとその辺のGPSのことは詳しくないんで、大体何台ぐらいの想定、何人ぐらいの利用者の想定ということ、その辺はやっておられるのかと、これで一つのあれがあったんですけど、もう1つ、やはり予防の対策としては、見守り体制の強化ということの中で、模擬訓練みたいなことをやってくださいというお願いを僕はしていたと思うんですけども、そういう日常の対策についての何かお考えは今のところ進展している

ものはあるんですか。それについてお答えいただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、今回の予算の中で想定いたしておりますのは15名分ということでお願いをいたしております。それで、見守りの部分に関しましては、確かに徘徊模擬訓練等を私どもも実施したいというふうには思っておりますけれども、なかなか協議が進んでいない状況でございます。ただ、今回の徘徊高齢者のGPSの委託に当たっては、それとあわせて徘徊高齢者のネットワークづくりとして、まず、お貸しする前に徘徊者の方を登録していただいて、有事の際に、例えば、顔写真とかもいただいております。もしどこか行方不明になったときにはすぐにそういったものを利用してできるようなということで、現在、警察との協議も行ってございまして、警察との連絡体制、それから実際のところ、町内でいいますと、消防団等にも応援をお願いいたして捜索をいたしておりますので、そういった部分のネットワークづくりを今後早急にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

町の担当の係長の方も大牟田で21日に模擬訓練があるんで行かれるという話も聞いています。去年も広域のセンター長も行っておられます。そういう熱いうちに計画を立てていろいろ、大規模じゃなくてもいいんで、まず始めるということが大切だと思うので、ぜひその辺のことをやっていただきたいというのがお願いです。

それと、もう1つなんですが、全然別のところで役務費のゲートボール場休憩所撤去手数料、前から僕はあそこのゲートボール場はただ遊んでいるだけで何かもったいないなという気がしています。なので、このゲートボール場の休憩所を撤去した後、あそこをどうするかということまで考えて撤去なさるのでしょうか。それとも、ただ単純にとりあえず今回は撤去しておいて、それから後はこれからまた考えましようなのでしょうか。どっちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

これまで確かにゲートボール場の利用率が悪いということではいろいろと御指摘もいただいております。そういった中で、町内を見ますと、グラウンドゴルフの需要が非常に高まっております。グラウンドゴルフとしてのフルコートとしては若干狭うございますけれども、そういった部分でも利用したいという御要望もいただきましたので、センターのこの部分を撤去することによって、そういった利用も高まることによって多目的に使えるのではないかとということで計上させていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

会議の途中でございますけど、本日の会議時間につきましては、議事の都合により、基山町議会会議規則第8条第2項の規定によりまして、あらかじめこれを延長します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

26ページ、児童福祉費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

27ページ、保健衛生費。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと衛生費の項目ですけれども、14節の使用料及び賃借料ですね、自動体外式の分です。恐らくAEDの分だと思いますけど、これあえて総務課長にお尋ねいたします。今、女性消防団含めてあらゆるところでAEDの使い方の講習を実施していただいております。しかしながら、実際にAEDが設置されている箇所、想像されておわかりのとおり、土日が休みで、ほとんどが5時までであります。ですので、私はぜひとも町内各地にあるコンビニエンスストアを含め、各所にAEDの設置を求める要請というか、お願いというか、そういうものを進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、その辺について御答弁お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

確かに今、議員言われるように役場にもございますけれども、土日は閉まって5時までと
なっておりますので、そういうこともちょっと検討して、どうするのかということをして庁内調
整会議等で検討していきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

28ページ、清掃費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

29ページ、農業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、林業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

31ページ、商工費。松石議員。

○12番（松石信男君）

今回、中小企業等経営力改善事業委託料と、310万円ですが、これちょっと説明してくだ
さい。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、緊急雇用対策事業の中で当初上げておりました企業等経営力改善事
業の委託料ということになりますけれども、これにつきましては、町内の中小企業の経営力
を改善することにより、そこで雇用されている労働者の処遇改善を図るということを目的に
されておまして、前回、4事業者程度を考えておりましたけれども、12事業者程度を新た
に追加して委託するための費用でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、ちょっと関連で商工費関係で、私は基山駅前の活性化というのは何回か質問をしたんですが、非常に心配をしております。それで、今回、まちなか公民館ということでそこにできました。これについての位置づけ、どのように位置づけられているのか、その辺をどなたかお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、モール商店街が国の補助金を活用してされておりますので、位置づけとしては、モール商店街の中でまちなか公民館ということで、少しでも人が集まって、そういう場所にして活性化を図ろうという考え方で設置されております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、これは非常にいいことだろうと。各地でこういう取り組みをされています。非常に成功しているところとか、たくさん人が集まってきているところもございます。それで、いいことですが、予算とかいろいろあると思いますが、これの事業はどのくらい続くと、予算的な部分はどうなっているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、モール商店街のほうは直接国庫補助を受けておりますので、うちのほうで詳しいことまでは今のところ把握しておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

国の補助金で、今のところ4つの商店街ににぎわい補助金というものが出るような形になる予定です。1つ目は、例のどぶろっくを呼んだ商工会ですね。今度のそれもそうですけれども、ですから、3月いっぱいということに、もしくは2月末と3月のその辺のところだったと思いますけど、どっちにしても今年度いっぱいなんですね。だから、来年度はその予算

はつきませんので、逆に継続するならちょっと工夫しなければいけないかもしれないですね。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

32ページ、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、道路橋梁費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、都市計画費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

35ページ、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

36ページ、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

38ページ、教育総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、小学校費。松石議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管じゃないので、お聞きするんですが、体育館の天井の点検委託料ということで、基山小・中ね、若基小も出ているんですけど、落下防止ということで説明があったと思うん

ですが、大山議員が一般質問でされた雨漏り等がしているんじゃないかということなんですが、それもこれに含まれるんですか。新たな補正を12月に組むとかということなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

雨漏りとは全く関係ございません。これは東日本大震災の関係で体育館等の天井の耐震基準が厳しくなりまして、各学校の状況を文部科学省へ調査報告するということになりましたので、その業務についての委託料をお願いしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、雨漏りがされているところをやはり緊急にする必要があると思うんですけど、それはどのようになるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

雨漏りについては、大山議員の折に近日中に対応しますということを行いましたけれども、早速、きょう業者を呼んで、屋根の上に上がって調査をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

さっきの天井点検業務なんですけど、これ若基小と基山中はわかりますが、基山小はまだできて5年ですか、最新の耐震技術にはなっていなかったんですか。まだ点検せんとわからんぐらいの建て方をしたんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

東日本大震災の関係での耐震基準の改正でございます。基山小学校の体育館は平成19年に建設されておりますので、その時点では合格していたんですけれども、その後の東日本大震

災のことでつり天井とか、そういうものの基準が強化されてきて、それを見直すということで該当いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

40ページ、中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、社会教育費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

所管じゃないので、ちょっと教えてください。13節、創作劇舞台委託料ということで43万9,000円、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基山町の小・中学校による創作劇を行っておるところでございますけれども、昨年、一昨年と声が聞きづらいとかいうことがございましたので、ヘッドマイクセット、それから照明とか音響について、もう少し1350年事業に向けてレベルアップをしたいということで、その辺の質を上げるための委託料でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

1350年事業に向けてことしと来年、太鼓ですか、何か大太鼓とか、そういうのもされるということで練習も始まっているわけですが、それぞれ今まで衣装とかいろんなものについては父兄の方の御協力、いろんな部分を受けてきたと思いますけれども、規模が大きくなればなるほど町のほうとしてきちっと財政的措置をしなければならないという部分はありますけれども、この辺については今実際始まっておりますので、財政的なそういう支援についてはきちっと対応されているのか、確認をいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

衣装等につきましては、皆さんの保護者とか関係者の寄附とかお願いしながら、シーツを加工してつくったりいたしております。どうしても町のほうで手当をしなければならないというものについてはしっかりと対応しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

42ページ、保健体育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

43ページ、公共土木施設災害復旧費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

44ページ、公債費。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

公債費で構成して6億9,100万円返済になっていますけど、これの臨時財政対策債見合いの償還額は元利で幾らですか。

質問の意図は、資料のページ16ページの基準財政需要額の算定表がありますね。それで、臨時財政対策債の下のほうの償還見合いを2億500万円算入してくれとるんですね、交付税の算定に。2億500万円。だから、過去借りたお金の償還見合いがこれに入ってきておるわけでしょう。これで交付税措置になっておると。実際の償還額との差があるんじゃないですか。これはあくまでも理論値で出してくるから。だから、国が100%本当に返してくれとるかどうかということの確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

数字的にはちょっと確認まだできませんけれども、きれいに100%はないと思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後でそれは。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

きれいにじゃなくて、それは2億何ぼですから、10万円、20万円という差では結構ですけど、何千万円も差があったりしませんでしょう。それは後で教えてください。公開してください。

○議長（鳥飼勝美君）

いいですか。次行きます。

45ページ、諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

46ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第38号議案に対する質疑を終結します。

日程第14 第39号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 第39号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の63ページをお開きください。63ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、第1表 歳入歳出、64、65ページについてでございます。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

どこでもいいんですけど、今回の補正の考え方について、資料でいただいた今期の今年度の医療費の推移を見た場合に、歳出のほうの医療費の見込みが15億5,100万円。25年度から10%近く、実績からですね。実際の7月までの医療費の動きは前年度と同じレベルで動いていますね。前年より切っていますか。前年の95%ですよ。それがこの今回の補正で15億

5,000万円も補正して、それで見込み表では、9月補正の場合は単年度収支が8,000万円赤字ですわと、単年の収支はね。これってどういう根拠でこれだけの保険給付費を見るのか、9月の補正、もっと直近の12月とか、その辺できちっと補正したほうがいいんじゃないかと。これ過激に補正して、いかにも赤字赤字ということしか見えませんが、私には。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、今年度の医療費の伸びにつきましては、追加資料のほうでグラフのほうを示させていただいてまして、実際のところで申し上げますと、7月までの特に一般分が一番影響ございますので、それで比較しますと、先ほど後藤議員もおっしゃられたように、昨年度の同月比で約93%ほどですので、7%ほど減少いたしております。ただ、過去最高は平成25年度に記録いたしましたけれども、その前に非常に高いと言われておりました平成23年度からすれば約6%ほど増加をいたしております。うちの毎月を平均いたしますと約1億円程度の給付費でございますので、高額レセプトが何件か発生しますと、その中で1,000万円とかのばらつきが出ます関係で非常にグラフ的には乱高下をする状況で、なかなか先行きとしては見通すのは難しい状況ではあると思います。

今回の補正でお願いした部分では、この追加資料の4ページの総額の9月補正段階の保険給付費の15億5,000万円というのは、もう既に当初で一般分についてはほぼ組んでおりましたので、今回の部分でいきますと、一般の分の療養給付費のほうは補正いたしておりませんので、今回の歳出の療養給付費で伸びた部分というのは退職部分の療養給付費、それから高額療養費が若干伸びた分の補正をさせていただいておりますので、この9月で大きく増額の補正をしたものではございません。ですから、そういった関係で、最終的にこの財政分析で申し上げますと、決算の見込みについては、平成25年度のトータルすると約7%程度上昇するのではないかとこのところを見込んで現在つくっているところでございます。ですから、財政分析については、昨年度も9月と3月と2回出させていただいておりますけれども、先ほど申し上げますように、医療費については非常に規模が小さい団体でございますので、月別に見ると10%とかすぐに動いてまいりますので、そういった部分を含めて、また3月には決算もある程度見込んだところできちっとしたお示しができるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

64ページ、第1表 歳入歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細に行きます。

事項別明細、3ページ。歳入、国民健康保険税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、療養給付費交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、前期高齢者交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、共同事業交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、財産運用収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、歳出に移ります。

15ページ、療養諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、後期高齢者支援金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、前期高齢者納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、介護納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

20ページ、共同事業拠出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、償還金及び還付加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

23ページ、繰出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

24ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第39号議案に対する質疑を終結します。

日程第15 第40号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 第40号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の66ページをお開きください。

66ページ、予算に関して質疑ございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。

67、68ページ、第1表 歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書をお開きください。事項別明細書第3ページ、後期高齢者医療保

険料。それじゃ、この歳入歳出について、事項別、質疑ございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、以上で第40号議案の質疑を終結します。

日程第16 第41号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 第41号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。全般についてございますか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっとここで発言するのがいいのかわかりませんが、いよいよ企業会計への移行が迫ってきていると思います。まず、いつからかと、今どういう状況なのか、それに対する人員の確保等含めて現在の状況をお示してください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

企業会計の施行日は27年4月1日からでございます。現在は条例関係の制定ですね、それからシステム関係の業者との打ち合わせ、それから人員体制につきましては、移行したところの他県も含めまして、そういったところの情報の収集を図っておりますので、27年4月1日からの移行に関しましては遺漏のないようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、いずれかの時点で精算をしなきゃいけないと思いますけれども、その精算の仕方というか、時期等も含めて、よかったらわかる範囲で教えてもらっていいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

精算とおっしゃっているのが今の歳入歳出の。それに関しましては、今の特別会計が企業会計に移行するだけでございますので、その精算といったものは特別にないというふうに

思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第41号に対する質疑を終結します。

ここで先ほどの回答が漏れております。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほどの後藤議員からの御質問ですけれども、資料の16ページと償還の臨財債の関係なんですけれども、手元にありますのが25年度のデータですけれども、25年のデータが臨財債分が2億220万円でございます。26年度はこれにさらに元金が幾らか上乘せになりますので、近い数字になると思います。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員、いいですか。

それでは、次行きます。

日程第17 第42号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 第42号議案 平成25年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第42号議案に対する質疑を終結します。

日程第18 第43号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 第43号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第43号に対する質疑を終結します。

日程第19 第44号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 第44号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第44号議案に対する質疑を終結します。

日程第20 第45号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 第45号議案 平成25年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第45号議案に対する質疑を終結します。

日程第21 報告第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 報告第6号 平成25年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第6号に対する質疑を終結します。

日程第22 報告第7号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第22. 報告第7号 基山町一般会計継続費精算報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第7号に対する質疑を終結します。

日程第23 報告第8号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第23. 報告第8号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本案

に対する質疑を行います。河野議員。

○5番（河野保久君）

教育長に1つだけ確認ですが、毎年この教育事業点検書というのが出されて、評価報告書を出されているわけですが、これの活用の仕方というんですか、どのように現場だとかそういうところで生かされているのか、それから事務量としてはどのぐらいのものがあるのか、それをちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

小・中学校については、それぞれ自分たちのほうで評価して出してきております。フィードバックして来年度に生かすということで考えております。それから、ほかの項目についても、それぞれの項目について今年度の評価を次の年度に生かすように努めているところでございます。事務量については原課長のほうが詳しいので、原課長から。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

事務量について、具体的な時間数等は把握しておりませんが、やはり各学校長、教頭等に評価を行っていただいて、それを出していただいております。また、各担当係も係長に評価をしていただいて、それを出していただいております。それを私のほうでまとめて作成するわけですが、相当な時間はとられているというふうふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これについてお願いでございます。意見書が出ておりますけれども、ことしのが出ました。有識者会議の中で出た意見書をどう生かされて、どういう変更されたとかいうところの点を来年度出していただきたいのと、それから有識者のメンバーですけれども、さっき言ったように教育委員会の組織の方ですよね。内々、こういう言い方すると本当に失礼に当たるかと思っておりますけれども、非常に慎重に審査されていると思っておりますけれども、より多くの方の意見を求めるためにも一般公募とか新しい方法でより多くの方にこの内容を見ていただいて、よ

り研さんされることを望みたいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほど議案でいじめについての問題対策に関する条例の制定について審議したわけですが、25年度で基山町で資料のほうで出してもらっていますけれども、小学校で1件、このいじめについて報告があったというのが載っています。この出させてもらっています事業点検・評価報告書、私もずっと目を通して、例えば、いじめ防止については定期的にアンケート調査を行うために対応が十分できているんだというふうな報告なんですね。しかし、現実問題として、このいじめ対策については、条例まで設けて今から先対応しなければならないというふうな内容になっています。そうすると、この点検・評価報告書がどこまで本当に実情に対応した部分をしているのかという問題等も私は、それこそこれをもう一回点検しなければならないというふうな形にもなりますけれども、いじめ問題についてだけで結構です、この中でどのように報告をきちっと点検されて報告されているのか、そこの説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

小学校におきましては、各学校にアンケート用紙を子供さん用と保護者用にお渡しして、封をして回収するというようなことで調査を行っております。また、中学校におきましては、毎週ごと学校生活アンケートとあって、いじめアンケートとは書いておりませんが、気づきの点を報告するよというふうなことで、常にそういう目があれば対応するというふうなことで行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

確かにそういうふうな取り組みがされたというのは載っています。それぞれの事象に応じて、それを事細かくこれに載せるというのは大変難しいだろうというふうに思いますね。いかに取り組んだかという部分ですけれども。ただ、そうはいったとしても、やっぱりきちっ

とこのいじめについての報告件数として1件載っているという部分ですから、これについての対応をですね。先ほど言われましたアンケートをとったとかなんとかというのは、これはそういう事象のためにしたのか、それとも日ごろ、先ほど言われますように、いじめそのものを未然に防ぐ、起こらないようにするんだというふうな形で定期的に行っているのか、これが私も大変わからない部分であったんですけども、どのような形でこれは対策を講じられて、今回の部分、25年度されたのか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

未然に防ぐということで定期的に行っているのは間違いありません。それから、県からの要請があったときは、県下一斉にもやったんですが、保護者と本人が記入をしたものを厳封をして校長があけるというやり方をやったこともあります。ですから、未然に防ぐという面については定期的に行っているということは御理解ください。

それから、あの1件についても非常に重篤ではなかったと。それから、継続もしていなかったということで短期的に解決したということで、内容については、無視をしたと、無視をされたと、そういう程度だと——その程度と言うとおかしいんですが、そういうものだったというふうに認識しております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

毎回これ見させていただいておるんですけど、ほとんど自己評価がBまたはAと。Cというのは見たことないのかな。ありますか、今回もない。要はほぼ取り組みは達成されたという自己評価ですね。これだけ多岐にわたる取り組みが要は全部達成されたと、そういうことで本当に、これ評価委員会の方も3名の方がずっと同じようなメンバーでやられていますけど、本当にこれで、教育長、自己満足じゃないですか、これ。はっきり言うと。違いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私どもの自己評価のときにはCというのも出したこともあるんですが、評価委員会で、い

や、大体においてやっているのではないかということでこういう評価をいただいておりますが、1つだけ何かそういう事象があったからということで、そこまで落とさなくてもいいのではないかということも言われたりしております。ただ、決して自己満足でやっているというつもりはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

民間企業では、いろんな昇給、昇格とかに関しても一旦自分で自己評価して、それを出して、それを上司が評価してね、それが昇格、昇任とかにかかわりが出てくるんですよね。自己評価が甘ければそのこと自体でその評価が下がるんですわ。それぐらいのことが本来のあれで、おおむねこれだけの全項目達成されたと、それは目に見えるすばらしい事業がこの1年行われたということになりますよ。これは意見として言うておきます。回答要りません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第8号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第24 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第24. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。基山町議会会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表を記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、決算

特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後5時32分 散会～